

前期基本計画
修正版



せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島
～環境と食を大切に～

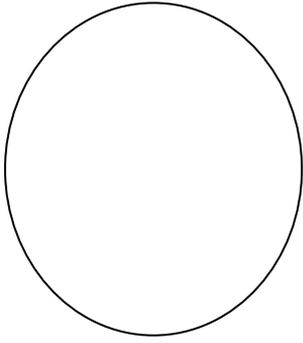


第4次三島市総合計画

前期基本計画 修正版

2014-2015

三島市



●はじめに

平成26年3月

三島市長 豊岡 武士

-目次-

1	見直しの背景と目的	7
2	重点プロジェクト	2
3	民間の視点に立った新たな発想や創意工夫の取り込み	3
4	見直しの基本的な考え方	3
5	計画見直し期間	4
	「内陸フロンティア」を拓く取組(全体構想)【概要】	5
	＜施策番号＞	
	＜施策名＞	
	＜施策項目＞	
1	地域が支える福祉活動の推進	地域福祉 7
2	安心できる医療体制の確保	地域医療 9
3	生涯を通じた健康づくりの推進	健康 11
4	健全な心身を育む食育活動の推進	食育 13
5	子どもを産み育てやすい環境の整備	子育て 15
6	高齢者の生きがいと自立の支援	高齢者福祉 17
7	障害のある人を支える環境の充実	障害者福祉 19
8	暮らしを守る保険・生活保障制度の運用	国保・年金 21
9	危機管理体制の強化	危機管理体制 23
10	地震・水害対策の強化	地震・水害対策 25
11	消防・救急体制の強化	消防・救急 27
12	交通安全の推進	交通安全 29
13	犯罪防止活動の推進	防犯 31
14	賢い消費者の育成	消費生活 33
15	にぎわいある商業・商店街の振興	商業・商店街 35
16	魅力ある観光の推進	観光 37
17	特色ある特産品の創出と活用	特産品 39
18	地域の特性を生かした農業の振興	農業 41
19	活力ある工業振興と新産業の創出	工業・新産業 43
20	企業誘致の推進	企業誘致 45
21	良好な就労環境と雇用の確保	経営・勤労者支援 47
22	秩序ある計画的な土地利用の推進	土地利用 49
23	快適な市街地の形成	市街地整備 51
24	安全で円滑な道路網の整備	道路 53
25	利用しやすい公共交通の充実	公共交通 55
26	良質な住環境の形成	住環境 57
27	おいしい水道水の安定供給	上水道 59
28	美しい景観の保全と形成	景観 61
29	地球温暖化防止活動の推進	地球環境 63
30	自然環境に配慮した生活環境の保全	生活環境・自然環境 65
31	循環型社会の形成	ごみ・リサイクル 67
32	健全な森林・水資源の保全	森林・水資源 69
33	緑と水辺空間の保全と創出	緑・水辺空間 71
34	生活排水処理の推進	生活排水 73
35	豊かな人間性と確かな学力の向上	幼児教育・小中学校教育 75
36	青少年の健全育成の推進	青少年 77
37	生きがいとなる生涯学習の推進	生涯学習 79
38	知識と情報の拠点としての図書館の充実	図書館 81
39	誰もが楽しめる生涯スポーツの推進	スポーツ・レクリエーション 83
40	郷土資源の継承と文化財の保全	郷土資源・文化財 85
41	多様な文化・芸術活動の推進	文化・芸術 87
42	多文化共生と国際交流活動の推進	多文化共生・国際交流 89
43	平和都市活動の推進	平和活動 91
44	連帯感のあるコミュニティの形成	コミュニティ 93
45	市民主体のまちづくりの推進	協働 95
46	男女共同参画の推進	男女共同参画 97
47	的確な広報・広聴活動の推進	広報・広聴 99
48	便利な電子市役所の構築	電子市役所 101
49	適正で持続可能な財政運営	財政運営 103
50	効率的・効果的な行政運営	行政運営 105
51	広域行政の推進	広域行政 107

1 見直しの背景と目的

第4次三島市総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間における、三島市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく指針となるもので、平成23年3月に策定されました。当該計画では、本市の主要な課題を明らかにする中で、基本構想における将来都市像を「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」と決めました。その実現に向け、51の施策を前期基本計画（平成23年度から平成27年度）へ具体的に位置付け、市民、NPO、事業者と行政がお互いの責任と役割を明確にしながら、協働により推進しているところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の想定を超えた進行、グローバル化やIT化の急速な進展、国・地方自治体を取り巻く財政状況の深刻化など、社会経済状況は日々大きく変化しています。特に、社会保障費の膨張とその財源確保は、地方自治体における重要かつ喫緊の課題となっています。

また、平成23年3月に起きた東日本大震災は、私たちに様々な影響をもたらしています。東北地方の復興や福島第一原子力発電所の廃炉へ向けた取り組みなどにより、地方への補助金、交付金は先行きが不透明な状況です。一方で、震災を教訓に、危機管理体制の見直しや防災体制の強化、減災に向けた取り組みとして、普段から顔の見える関係、地域の「きずな」づくりの重要性を再認識したところです。節電の取り組みなどによる生活様式の変化や結婚意識の高まりなど、個人の価値観の変化にも大きな影響を及ぼしてきました。

さらに、高度経済成長期に集中して建設された道路や公共施設などは老朽化が進んでおり、建物やインフラなどの公共施設の安全や安心に対する関心が改めて高まっています。

また、地域経済が逼迫する中で、地方自治体として持続的に発展していくためには、市民や企業から「選ばれる都市」「人を惹きつける魅力ある都市」として、若い世代を中心に人口を獲得する「地域間競争」にもさらされているところです。

このような社会・経済情勢、さらに地方分権化の時代の潮流において、これからの地方自治体は、多様化する市民ニーズを的確に捉え、幅広い角度から集めた情報、限られた財源や人材、保有する資源を集約させるなど、都市や行政を『経営する』視点や戦略的な発想が従来にも増して重要となっています。

このため、本市では、次世代を見据えた長期的な視点に立ち、住む人にとっても訪れる人にとっても魅力のある豊かなまちづくりを推進していくため、「歴史文化や自然」などの本市固有の資源や、「市民力」などの本市が持つ優位性を生かした特色ある「ガーデンシティみしま」や「スマートウエルネスみしま」などのさまざまな取り組みを始め、成果が出始めているところです。

今後は、財政状況がより一層厳しくなることが予想される中、「選択と集中」の視点にたち、まちづくりの理念に沿った取り組みを、ゆらぎなく進めていく必要があります。そのため、特に各分野に渡って横断的・体系的に展開していく必要のある取り組みを重点プロジェクトとして位置付け、その視点や考え方を、計画の51施策全体に浸透させ際立たせることで、当該重点プロジェクトはもとより、施策のより一層の効果的な推進を図るため、前期基本計画の見直しを行うものです。

また、計画策定時には想定していなかった東日本大震災後の環境の変化への対応、更には、平成23年度以降における民間等からのご提案を踏まえ、民間の新たな発想や創意工夫を市の施策に積極的に取り込んだ計画とすることで、より柔軟で効率的かつ効果的な行政運営を目指し、平成28年度以降の後期基本計画にもつなげていくものです。

体系図（仮）

2 重点プロジェクト

前期基本計画の修正にあたり、51の施策を効率的・効果的に進めるため、次の6施策を重点プロジェクトとして関連する分野に横断的・体系的に位置づけ、計画的・効果的な取り組みを展開していく。

(1) 防災・減災対策の推進



東日本大震災の教訓を踏まえ、行政、自主防災組織、家庭、事業所など各主体における防災体制の強化や相互連携、避難行動要支援者の避難体制づくりや女性に配慮した防災対策や避難所運営など、多様なニーズに柔軟に対応するためのマニュアル、体制づくり及びご近所力の強化、さらには、公共施設の非構造部材の落下防止等の耐震化対策など、安全・安心な施設整備などに取り組んでいきます。

(2) 「スマートウエルネスみしま」の推進



生涯を通じて自立した生活ができる健康寿命の延伸に向けて、年齢層に応じた生活習慣病予防や心の健康保持などの新たな施策はもとより、健康と密接な関係にある社会環境の変革にまで踏み込み、あらゆる分野に健康の視点を盛り込んで、人だけでなくまちや産業も健康になる総合的な“健幸”政策を進めていきます。

(3) 「地域のきずなづくり」の推進



一人暮らし高齢者など社会から孤立しがちな人が増加し、いじめ、虐待、自殺、孤独死等の課題を解決し、市民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことのできるよう、人と人の心のきずなを強めるきっかけとなる場の提供や、市民が連携・協力し支え合うコミュニティ福祉の仕組み、さらには住民が主体的に地域の課題を考え解決する組織づくり、協働によるまちづくり体制の構築を図っていきます。

(4) 「ガーデンシティみしま」の推進



水と緑という三島の宝に新たに「花」を添え、さらに歴史や文化と融合させることで、社会的価値（歴史文化、自然など）と経済的価値（産業）を同時に高め、「まちとしての品格」を向上させるとともに、地域における「美しく、潤いのあるまちをつくる活動」を通じて、地域住民相互のきずなを強め、誇りと愛着を持てるまちづくりに取り組み、観光や産業振興へとつなげていきます。

(5) 企業立地・産業振興（「内陸のフロンティアを拓く取組」を含む。）の推進



東駿河湾環状道路が東名・新東名高速道路と接続したことで、交通アクセスは格段と向上し、また、富士山の世界文化遺産登録や伊豆半島の日本ジオパーク認定、伊豆フルーツパークや平成27年12月に完成予定の箱根西麓・三島大吊橋、さらに「内陸のフロンティア」を拓く取組への参加などを契機として、新たな観光資源や立地の優位性を生かした企業誘致や産業振興の取り組みを進めていきます。

(6) ファシリティマネジメントの推進



本市の公共施設は高度経済成長期に建設されたものが多く、一斉に更新時期を迎えるため、財政負担の増大と集中が懸念されます。公共施設のあり方や計画的な保全を検討し、安全・安心なサービスを継続的に提供することや、維持管理費の平準化、長寿命化及び効率的な施設の利活用により財政縮減を図るため、「公共施設マネジメント計画(仮称)」の策定を進め計画的な改修などに努めていきます。

3 民間の視点に立った新たな発想や創意工夫の取り込み

民間等からいただいた、次の(1)~(5)の提言等を踏まえ、民間の新たな発想や創意工夫を市の施策に積極的に取り込んだ計画とすることで、より柔軟で効率的かつ効果的な行政運営を目指すことや、積極的な官民連携に資するものです。

(1) 東部地域グランドデザイン

【平成25年3月：静岡県東部地域グランドデザイン策定委員会】

静岡県東部地域10市町圏域における経済団体が、地域の持続的発展を願って策定したものの。望まれる地域の将来像を「快適・活力・創造・交流『富士・箱根・伊豆パワーアップトライアングル』人々と企業が共に誇りを持って成長しあえる自立型地域経済圏」と定めている。

(2) 経済競争力のある三島市のためのまちづくり提言

【平成25年3月：三島商工会議所多極分担型地域検討特別委員会】

三島商工会議所において、平成20年10月に静岡県から東部地域に提案された「多極分担型地域構想案」を検討し、市内企業の現状と展望を踏まえながら、経済競争力のある三島市のまちづくりについて、「産学官民金の連携や地域資源の活用」などを提言しているもの。

(3) 三島市行政経営戦略会議からの提言

【平成24年3月・25年3月：三島市行政経営戦略会議】

三島市の将来都市像の実現に向け、専門的な立場から市の特性を生かした施策について提言を受けるため設置された有識者会議。「次世代を見据えたまちづくり」や「市民力を生かした健康都市づくり」など、三島市の強み・弱みを的確に捉えた提言をしている。

(4) 伊豆半島グランドデザイン

【平成25年4月：伊豆半島7市6町首長会議】

「伊豆を一つに、世界から称賛され続ける地域を目指して」伊豆半島7市6町の首長が一堂に会し策定したものの。交流産業クラスターの創出と再生や、柔硬一体のしなやかな防災・減災対策の構築などについて、伊豆の連携や市町の行政運営の中で取り組むことなどを謳っている。

(5) 女性まちづくり講座からの提案

【平成24年10月：女性まちづくり講座受講者】

市の政策・方針決定の場へ参画する女性リーダーを育成するため、女性から見た身近な地域の課題を解決する提案をグループで作りながら、社会情勢を理解し、スキルアップやプレゼンテーション力を身につけていく、三島市の講座受講生からの提案。

4 見直しの基本的な考え方

第4次三島市総合計画は、計画期間である10年間を見据えて、市民会議や三島市総合計画審議会などによる市民議論、また、職員、市議会での議論を重ねて策定されたものであるため、次の考え方に基づき見直しを行います。

(1) 本市が目指す「将来都市像」を描き、その将来都市像を実現するための「施策の大綱」を明らかにするとともに、大綱に沿って施策を推進していくための基本的な考え方や推進方策を示した「基本構想」は、現在の計画を引き継ぎます。

(2) 一方で、前期基本計画においては、計画策定後に生じた社会経済情勢の変化や新たな課題を「現状と課題」に盛り込み、それに対応する「施策の方向」、「主要事業」、「協働の取り組み」について追加、削除、修正などの見直しを行います。目標（指標）については、修正しないことを原則としつつも、情勢の変化に応じて既存指標の削除や新たな指標の追加を行い、また、中間値（平成24年度）の結果を踏まえる中で、現在の目標値の妥当性を考慮し必要なものについては修正します。

5 計画見直し期間

第4次三島市総合計画前期基本計画の計画期間である平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）のうち、平成26年度（2014年度）～平成27年度（2015年度）について見直しを行います。

平成 西 暦	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020
基本構想	平成23年度(2011年度)～平成32年度(2020年度)									
基本計画	前期(平成23～27年度)				見直し期間		後期(平成28～32年度)			

「内陸のフロンティア」を拓く取組（全体構想）【概要】

- ふじのくに防災減災・地域成長モデル -

静岡県では、東日本大震災以降、防災・減災に対応した国土利用が強く求められる中、新東名高速道路等の高規格幹線道路網の充実により、災害に強い安全で安心な地域として発展の可能性が高まった“ふじのくに”において、人、モノ、大地の多彩な場の力を生かした新時代の美しく魅力ある地域づくりを進めています。

背景

有事（＝南海トラフの大地震・津波等）に備える
南海トラフの巨大地震は、東海道を分断し、日本経済に壊滅的打撃を与え、被害は東日本大震災を上回ると想定されていますが、このような有事への備えは喫緊の課題であり、国家的使命です。

新東名は、代替路・緊急輸送路の機能を備えた「命の道」の役割を担います。その周辺の整備は、人々の居住空間や企業の新規進出空間として大きな可能性を持ち、「新国土軸」としての展開が期待されます。

基本理念

内陸・高台部に津波の心配のない先進地域を築く一方で、沿岸・都市部では防災・減災対策を進め、首都圏と中京・関西圏を結ぶ日本の大動脈の安全性を確保します。

新東名周辺の内陸・高台部に、有事への備えを第一として、地域特性を最大限に生かした多自然共生地域を形成します。

4つの基本目標

防災・減災機能の充実・強化

高規格幹線道路や富士山静岡空港等を活用した防災機能の充実・強化を図るとともに、地震や津波に強い社会基盤の整備を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

地域資源を活用した新しい産業の創出・集積

6次産業化や県産品のブランド化を進め、「食の都」づくりを推進するとともに、成長分野や物流関連等の企業誘致を推進します。

新しいライフスタイルの実現の場の創出

生活と自然が調和する快適な暮らし空間の実現を目指すとともに、地域固有の再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めます。

暮らしを支える基盤の整備

代替性・多重性が確保された災害に強い地域づくりを推進するため、交通・情報通信ネットワークの整備や広域物流ネットワークの構築を進めます。

3つの基本戦略

沿岸・都市部のリノベーション(再生)

沿岸域の減災対策を最優先して、都市の防災機能を高めるとともに、移転等により発生する空間を活用し、水と緑にあふれた都市空間を形成し、災害に強い地域づくりを推進します。

内陸・高台部のイノベーション(革新)

新東名高速道路の IC、SA、PA 周辺の一定地域で、新しい産業、自然と共生する「里山」のライフスタイルなど、これまでにないまちづくりを推進します。

多層的な地域連携軸の形成

地域全体の均衡ある発展のため、沿岸・都市部と内陸・高台部が連携・補完するよう交通・情報ネットワークを整備します。

取組の視点

多様な主体との協働による地域づくり

地域住民や自治会、NPO、企業など多様な主体との協働により、自立する地域を実現するための組織づくりを推進します。

制度等の活用と整備

- ・国の**総合特区制度**を活用します。
- ・国に対して特別措置法等の提案を行います。
- ・民間資金の活用を促します。

雇用機会の創出

3つの基本戦略を展開する中で、雇用の創出を図ります。

構想の対象となる期間

平成 25 年 2 月 15 日総合特区指定

総合特区活用
の取組
概ね5年間

全体構想の推進

防災・減災の取組を最優先

平成29年度
(2017年)

平成39年
(2027年)

総合特区制度を活用した先導的な取組

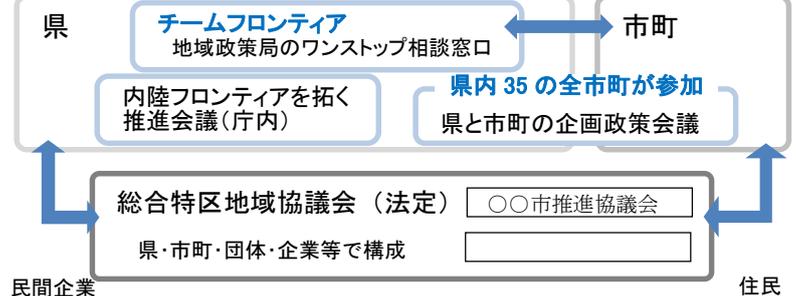
先導的なモデルとなる地域づくりを
県内11地域で実施

沿岸・都市部のリノベーションモデルの創出
吉田町、袋井市、磐田市 【合計:3地域】

内陸・高台部のイノベーションモデルの創出
三島市・函南町・長泉町、富士市、小山町、
静岡市、藤枝市、袋井市、森町 【合計:7地域】

多層的な地域連携軸の形成モデルの創出
県内全域 【合計1地域】

推進体制



内陸のフロンティアを拓く総合特区地域協議会設置要綱第9条に基づき「三島市内陸のフロンティアを拓く総合特区連絡協議会」設置（平成25年5月23日）

三島市の推進する5事業の概要

「内陸のフロンティア」を拓く取組の先導的役割を果たす地域における取組として県が特区申請し、平成25年2月15日に国より指定を受けた「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」には、以下の三島市の5事業が盛り込まれています。

市では、以下の5事業について、東名・新東名高速道路に直結している東駿河湾環状道路が、市内を通り、平成26年3月までに伊豆中央道に接続することから、その沿線地域を沿岸・都市部からの移転を希望する企業や住民の受け皿として活用し、防災・減災機能の充実を最優先に、美しさと品格のある内陸部の発展を図っていくことを目的に計画しました。



①農業・観光関連施設集積事業

現在建設中の箱根西麓・三島大吊橋の隣接地への農家レストラン、アンテナショップ等の誘致、農工商連携

②三ツ谷地区新たな産業拠点整備事業

沿岸部に立地する企業の移転や事業の集約を行う企業に対応するための新工業・物流団地の造成

③三島玉沢インターチェンジ周辺医療・健康関連産業等集積事業

三島社会保険病院、静岡県総合健康センターが立地する三島玉沢インターに近接する市有地を含む周辺用地に新たな健康・福祉・医療機関施設の誘致

④高規格幹線道路を活かした安心・安全のまちづくり促進事業

大場・函南インター周辺用地に流通業務施設等を誘致

⑤ゆとりある田園居住区整備促進事業

三島塚原インター、大場・函南インター近接地域に「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく優良田園住宅用地の整備

■適用を見込む規制の特例措置等

- ・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設
- ・農業振興に資する施設に関する要件の緩和(農業用施設の追加)
- ・6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和
- ・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する新規立地促進税制
- ・災害時に避難地や物資供給拠点としての協力協定の締結等した企業立地に対する設備等の割増償却制度の適用要件の緩和



1 地域が支える福祉活動の推進〈地域福祉〉

1 現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進展しているなか、核家族化が進み、家族の絆が弱まりつつあります。また、ライフスタイルや人々の意識の変化などにより、地域での助け合いという社会的な繋がりが希薄化しています。
- このような社会状況のなか、すべての市民が安心して暮らすことができるよう、地域住民がお互いに助け合う仕組みづくりや市民一人ひとりの自主的な福祉活動を促進する必要があります。
- 市民によるボランティア活動を活発にするためには、活動場所の確保、高齢者等の「居場所」づくりの推進を図るため、活動に関する情報の共有や人材の育成が必要と求められています。
- ユニバーサルデザイン※の考えによる誰もが暮らしやすい社会づくりの重要性はますます高まっているため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや一層の普及啓発が必要となっています。
- 地域福祉サービスの維持や向上を図るためには、地域福祉活動を支える社会福祉協議会や福祉ボランティア団体などの運営や活動を支援する必要があります。
- 高齢者のみの世帯や障害のある人※など、災害時に支援を必要とする人（避難行動要支援者※）が増加していることから、
- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。
- 自治会、自主防災会、民生委員・児童委員が協力し、このような災害時要援護者（避難行動要支援者）を迅速かつ確実に避難させることができる体制づくりが求められてい
- 高齢者福祉や子育て支援、障害者福祉などを包括した「三島市地域福祉計画」に基づき、各福祉施策との連携を図りながら地域福祉を進める推進していく必要があります。

2 目的

地域の人が支えあい、助け合いながら地域における社会福祉の向上を図り、誰もが安心して暮らせる地域社会を構築すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
福祉関係のボランティア団体数	61 団体	65 団体	70 団体	三島市社会福祉協議会・三島市民活動センター登録の福祉・災害援助活動のボランティア団体数
近所に困ったときに助け合うことができる人がいる市民の割合	—	83.1%	90.0%	市民意識調査で「助け合うことができる人がいる」と答えた人の割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 福祉のまちづくりの推進

① 地域福祉計画の推進

- 福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、福祉の施策全体を包括した地域福祉計画に基づき、福祉サービスの提供や地域福祉の住民参加の促進、福祉の環境改善を図るとともに、地域福祉のより一層の推進のため、計画の見直しを行います。

② ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインの理念の普及を進めるとともに、道路や公園、公共施設、交通機関などのバリアフリー化を進め、誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを推進します。

(2) 地域連携の強化

① 地域福祉の意識啓発

- 各地域での福祉の講演会やイベントの開催、広報みしまによる啓発、福祉活動を実践している人の情報交換の場を設けることにより、地域福祉の意識の高揚を図ります。
- ボランティア活動への参加者を増加させるため、情報や機会の提供を行うとともに、人材育成を積極的に進めます。

② 避難行動要支援者（旧 災害時要援護者）の支援

- 「三島市災害時要援護者避難支援計画※」に基づき、**避難行動要支援者の台帳・個別台帳と「愛の笛※」を自治会等に提供するとともに**、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの連携を図り、**要介護者や障害のある人などの避難行動要援護支援者の迅速かつ確かな避難支援体制づくりを推進**します。

③ 地域の連携強化

- 地域の住民が連携し、防災や防犯、福祉などさまざまな場面において地域で助け合える地域のネットワークづくりを推進し、**コミュニティ福祉※の増進**を図ります。

(3) 地域福祉サービスの充実

① 市民の福祉活動への支援

- 市民の地域福祉活動を促進するため、民生委員・児童委員やNPO※、個人などによる福祉活動の支援や啓発に努めます。

② 社会福祉協議会の活動への支援

- 地域福祉サービスの向上を図るため、社会福祉協議会の組織運営や各種福祉サービスの提供、地域福祉活動を推進する専門職員の配置などを支援します。

③ 相談体制の充実

- 生活保護や障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援などが連携した相談体制を確保するため、福祉の総合相談窓口の充実を図ります。
- 住宅・生活に困窮する市民の住宅確保や生活支援、就労支援を図るため、三島地域生活福祉・就労支援協議会を通じ、ハローワークや社会福祉協議会、近隣の市町と連携した相談体制の充実を図ります。

④ 福祉の拠点の整備・充実

- 社会福祉協議会などの事務所をはじめ福祉関係団体やボランティアに利用されている三島市社会福祉会館の施設の充実を図るとともに、新たな地域福祉の拠点のあり方について研究していきます。

5 主要事業

- 地域福祉計画推進事業
- ユニバーサルデザイン推進事業
- 市民すこやかふれあいまつり補助事業
- 災害時要援護者避難支援推進事業
- 災害救助事業
- 地域連携強化推進事業
- 社会福祉活動推進事業
 - ・ 民生委員・児童委員活動補助事業
- 社会福祉協議会活動支援事業
 - ・ 市社会福祉協議会運営費補助事業
- 地域福祉推進事業
 - ・ 奉仕活動センター運営費補助事業【終了】
 - ・ ボランティア活動指導調整補助事業【統合】
 - ・ 三島市民間社会福祉施設協議会補助事業
 - ・ 社会福祉会館管理運営委託事業
 - ・ 福祉総合相談補助事業【統合】
- 市役所福祉総合相談窓口事業
- 社会福祉会館施設補修事業
- 社会福祉会館指定管理委託事業
- 三島市民間社会福祉施設協議会補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 福祉の講演会やイベントへの参加
- 福祉のボランティア団体への登録と地域福祉活動の実践
- 要援護者の災害時要援護者避難支援計画（個別計画）の作成
- 地域の連携を強化するような地域行事やイベントへの参加

用語解説

- ※ ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように環境や製品をデザインすること。
- ※ 障害のある人：身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などがあるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける者（児童）。
- ※ 避難行動要支援者：高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった、災害時に自力で避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
- ※ 三島市災害時要援護者避難支援計画：風水害や地震などの災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を確立することを目的に策定された計画。
- ※ 愛の笛：大規模災害発生時又は日頃事故等で要支援者が動けなくなった場合に近所に知らせる手段として吹く笛。
- ※ コミュニティ福祉：地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体のこと。
- ※ NPO：民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。（静岡県の考え方を準用）

2 | 安心できる医療体制の確保 〈地域医療〉

1 現状と課題

- 高齢社会の進展などを見据え、市民がいつでも安心して医療サービスを受けることのできる環境の確保が求められています。
- 安心して必要な保健医療サービスが受けられる体制の確保・向上を目指し、県では平成22年(2010年)3月に静岡県保健医療計画を策定しました。
- 本市は、駿東田方保健医療圏域に位置付けられ、広域連携による包括的な保健医療サービスが提供されています。
- 緊急を要する患者の生命を守り救急救命率の向上を図るため、三島市医師会メディカルセンター、沼津夜間救急医療センター、輪番制待機病院※などの連携により、休日・夜間などの救急時の救急医療体制の確保に努めています。
- ~~三島社会保険病院は、本市の地域医療だけではなく、近隣市町にとっての防災や救急医療の中核病院という役割も担っているため、病院の存続が求められています。~~
- 安易な救急医療機関での受診は、真に緊急を要する患者への救急医療の妨げにつながることから、一人ひとりの適切な受診行動が求められています。
- 市内の産科医院の減少により、安心して産み育てるための環境の整備が求められています。

2 目的

誰もがいつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
安心して医療サービスを受けることのできる環境の満足度	—	36.9%	80.0%	市民意識調査で「満たされている」と答えた人の割合
休日・夜間の救急医療体制の確保率	100.0%	100.0%	100.0%	年間日数における休日・夜間救急医療体制が確保された日数の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 医療体制の充実

① 医療体制の整備・充実

- 高度な専門医療機器の充実と病診連携システム※の整備を推進するとともに、医療に携わる人材の育成を支援します。なお、産科・小児科医療については、近隣市町と連携し、安心して子どもを産める環境整備を推進します。
- 市民に対してかかりつけ医※を見つけることを周知するとともに、医療機能※に関する情報を提供します。
- ~~近隣市町と連携し、公的な施設として三島社会保険病院を存続させる取り組みを継続していきます。~~

② 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

- 市民が身近な医療機関で気軽に検診や診療を受けやすくするために、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携し、良質な医療サービスの提供を推進します。

③ 在宅医療体制の整備・充実

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた保健医療が提供されるよう、訪問診療や訪問歯科診療、訪問看護ステーションなどの在宅医療体制の整備・充実を図るための連携を推進します。

(2) 安心できる救急医療体制の構築

① 救急医療体制の強化

- 休日・夜間などに緊急を要する患者の生命を守るため、三島市医師会メディカルセンター・沼津夜間救急医療センターで実施する内科・外科・小児科の1次救急や広域での輪番制待機病院で実施する緊急手術や入院治療を要する2次救急の充実を図ります。
- 救急医療の円滑な運営を図るため、症状に応じた適切な受診行動の啓発に努めます。
- ~~産科や小児科~~、高い専門性が要求される外科系の広域救急医療体制の検討に努めます。
- **産科や小児科の救急医療体制の整備を進めます。**

5 主要事業

- 救急医療事業
 - ・ 休日・夜間救急医療センター事業
 - ・ 沼津夜間救急医療センター事業
 - ・ 一次（外科系）救急事業
 - ・ 広域（耳鼻科・眼科・産婦人科）救急事業
 - ・ 二次救急医療事業
 - ・ ICU救急事業
- お産センター事業
- 休日**等**歯科診療事業
- 寝たきり者**等**歯科在宅診療事業訪問調査事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 医療機関の連携による良質な医療サービスの提供
- 症状に応じた適切な受診行動の実践

※ 病診連携システム：休日に病院が交替で診療に当たるために準備を整えて待つこと。

※ 病診連携システム：開業医と病院が協力して患者の診断、治療を行う仕組みのこと。

※ かかりつけ医：身近なところで日常的な保健・医療サービスを提供する役割を担っている医師のこと。

※ 医療機能：医療機関が持っている診療科目などの管理運営サービス。

※ ICU：重篤な急性機能不全の患者の容態を24時間体制で管理し、より効果的な治療を施すことを目的とする集中治療室

3 生涯を通じた健康づくりの推進 〈健康〉

1 現状と課題

- 生涯を通じて健康を保持し、生き生きと暮らせることは、誰もが願う共通の思いです。平成25年度（2013年度）市民意識調査では、市民が幸福感を判断する際に重視する事項としても第1位に健康が挙げられています。
- 国では国民の健康の増進の総合的な推進を図るため「第2次健康日本21」、県では「しずおか健康創造アクションプランふじのくに健康増進計画」を策定しています。本市では平成元年（1989年）9月に「健康都市宣言」を決議し、また、さらに平成14年（2002年）3月には「健康みしま21」を策定しました。平成24年（2012年）3月には「三島市健康づくり条例」を制定、同時に「三島市健康づくり計画」を策定し、市民の健康づくりを計画的に取り組んできました。
- 市民の多くを占める健康づくりに無関心な層も取り込んだ市民総参加の健康づくりを進めるためには、ソーシャルキャピタル（市民のきずな力）を醸成するなど、あらゆる分野に健康の視点を取り入れたまちづくりが不可欠です。
- 市民が健やかで幸せと感じ、まちも産業も元気で活気あふれる“健幸”都市みしまづくりを推進するため、平成25～27年度の3か年で庁内連携と市民協働により取り組む具体的な事業を定めた「スマートウエルネスみしまアクションプラン」を策定しました。
- 平成20年（2008年）平成24年（2012年）の死因別状況では、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が上位3死因となっており、全体の55.2%52.9%を占めています。
- 高血圧や糖尿病、脂質異常症は、心疾患、脳血管疾患の大きな要因となるため、これらに対する知識の普及・啓発や予防、早期発見、早期治療の体制づくりなどが求められています。
- ~~がんをはじめ、生活習慣病を予防するため、各種健康診査や健康教室、健康相談などを継続して実施しています。より多くの市民が生活習慣病予防教室などに参加できるよう、関係機関の連携が必要となっています。~~
- ~~がんの早期発見・治療、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するため、各種健康診査や健康教室、健康相談などを継続して実施しています。より多くの市民が参加できるよう、関係機関の連携が必要となっています。~~
- 乳幼児から高齢者まで、健康診査、健康相談・教育などあらゆる機会を通じて、生涯を通じた健康づくりが求められています。
- 平成25年3月に「三島市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、併せて具体的な取り組みを示す「三島市歯科口腔保健計画」を策定しました。口腔衛生と口腔の健康は全身の健康と密接な関係があるため、歯科口腔保健に対する意識を高めていく必要があります。
- 全国的に働き盛りの中老年の自殺が多く、また若い世代の増加も目立っており、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題となっています。
- 精神疾患などの精神保健に関する相談や家庭訪問などが増加し、またその内容が複雑化しているため、保健所や警察、医療関係者などの連携の強化が必要となっています。
- 地域に根付いた健康づくり運動を推進するため、保健委員をはじめとする市民活動を充実させていく必要があります。
- 近年、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生が問題になっており、迅速で的確な感染症対策が求められています。
- 女性の喫煙率が県平均より高く、受動喫煙防止も含めた禁煙対策が必要です。

2 目的

生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
1歳6か月児健診受診率	93.1%	92.9%	95.0%	1歳6か月児健診対象者のうち、健診を受けた人の割合
乳がん検診受診率	32.6%	36.8%	50.0%	乳がん検診対象者のうち、検診を受けた人の割合（隔年受診）
健康みしま推進事業参加者数	8,490人	10,433人	8,800 10,000人	健康教育や保健委員活動などの健康づくりの各種事業・活動に参加した人の数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 総合的な健康施策の推進

① スマートウエルネスみしまの推進

- 日々の健康づくりから、いきがい・きずなづくり、地域活性化・産業振興にいたるまちづくり「スマートウエルネスみしま」を推進し、市民が健康で、まちも産業も元気な“健幸”都市を目指します。

② 三島市健康づくり計画みしま21の改定・推進

- 市民の健康づくり支援の基本理念とその実現に必要な方策を示した「三島市健康づくり計画」に基づきみしま21を改定し、生涯にわたる市民の健康づくりの取り組みの推進を図ります。

(2) 健康づくりの推進

① 親子の健康支援

- 親が安心して子どもを産み育て、また子どもが健やかに成長できるよう、新生児の全戸訪問や健康診査・教室・相談などを行うことによって、育児不安やストレスの軽減や虐待の防止を図るとともに、不妊治療や妊婦健康診査の支援を行います。
- 家族間のきずなを深め楽しく子育てができるよう、男性の育児参加を奨励します。

② 生活習慣病予防の強化

- 健康づくりに無関心な人にも特定健診※やがん検診の普及・啓発を図り、受診率の向上に努めるとともに、市民ニーズに合わせた教室、個別相談、家庭訪問などを行うことにより、市民の生活習慣病予防に対する意識を高め、健康寿命※の延伸を図ります。
- 国立保健医療科学院の協力を得て市民の健康状態を分析し、その結果を踏まえた健康づくり施策を実施します。
- 糖尿病予防を市民に周知するとともに罹患率低下や重症化予防対策を関係機関と連携して実施します。

③ 感染症の予防

- 感染症を予防するための知識を普及し、予防接種法に基づく各種定期予防接種を行い、それ以外の予防接種についても有効性などを検討しながら、公衆衛生の向上を図ります。
- 新たな感染症に対し、**新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するとともに、国・県や関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の提供や対応策を進めます。**

④ 歯科口腔保健の推進

- 乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立を図り、生涯を通じて健康的な食生活が営めるよう歯科健診や歯周病検診、歯の健康相談、健康教育、フッ化物利用事業を行うとともに、**歯と口腔の健康に対する意識を向上させるため、8020運動※などの普及啓発に努めます。**

⑤ 精神保健の推進

- 精神保健の知識の普及を図り、精神に障害のある人への市民の理解を深め、また自らがこころの健康づくりができるよう、関係機関との連携の強化による相談体制の充実を図るとともに、健康教育や訪問指導を行います。
- 尊い命を守るための講座や相談体制の充実など自殺予防対策の普及啓発に努めます。~~やゲートキーパー※の養成に努めます。~~

⑥ 地域における健康づくり活動の実施・支援

- 地域に密着した保健活動ができるよう、保健委員の活動を支援するとともに、生涯を通じて継続した健康づくりを実行するため自主グループの育成や支援を行います。
- 市民・NPO・事業所・大学などとの協働による、健康を核としたまちづくりを推進します。

5 主要事業

- | | | |
|--------------------|--|--------------------------|
| ● 健康みしま21プラン策定事業 | ● 子育て支援事業 | ● 歯科口腔保健推進事業 |
| ● スマートウエルネスみしま推進事業 | ● 男性の育児参加奨励事業 | ● フッ化物利用事業 |
| ● 健幸マイレージ事業 | ● 不妊治療費補助事業 | ● 歯周病検診事業 |
| ● 健幸運動教室 | ● がん検診等健康診査事業 | ● 精神保健事業 |
| ● まち歩きアプリ事業 | ● 生活習慣病予防事業 | ● 自殺予防対策事業 |
| ● 出張！健幸鑑定団 | ● 感染症予防事業 | ● 健康づくり活動支援事業 |
| ● 母子健康診査事業 | ● 肺炎球菌ワクチン等接種助成事業 | ● 健康づくり地区組織活動事業 |
| ● 母子健康教育・相談事業 | ● 子宮頸がん予防ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業 【定期接種に移行】 | ● 三島市立保健センター整備事業 |
| | | ● 健康とスポーツ推進事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 特定健診やがん検診などの積極的な受診
- 8020運動の実施
- 地域の大学と連携したNPO・事業所・大学などとの協働による健康づくり活動の実施
- 地域における保健活動の実践

用語解説

- ※ 特定健診：メタボリックシンドローム該当者と予備群を早期発見し、生活習慣病を未然に防ぐための健診。健診後には、検査結果に基づき、該当者に特定保健指導を行う。医療保険ごとに実施が義務付けられている。
- ※ 健康寿命：日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
- ※ 8020運動：80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動のこと。80歳に達するまで自己の歯を20本以上保つことにより、健全な咀嚼の能力を維持し、健康で質の高い生活を送ることを目的とした運動のこと。
- ※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

4 健全な心身を育む食育活動の推進 〈食育〉

1 現状と課題

- 栄養が偏った食事や不規則な食生活が、生活習慣病などのさまざまな病気を引き起こす主要な原因の一つと考えられています。
- 家族で食卓を囲む機会の減少や食事を通じたしつけ、家庭教育力の低下が、コミュニケーション能力の低下や感情表現の未熟さ、心の不安定さの原因とも言われています。
- 新たな感染症や食品偽装表示による衛生管理、残留農薬問題など、食品や食材の安全性に対する不安が広がっています。
- 食生活の欧米化により、日本の風土に適した食文化や郷土の食材、料理への関心が薄れてきてつつある中、海外では平成25年(2013年)12月、ユネスコ無形文化遺産に「和食(日本人の伝統的な食文化)」が登録されたことにより、健康の観点から栄養バランスの取れた「和食」の良さが見直されています。
- 無駄の少ない料理や地産地消の推進など環境に負荷の少ない食文化のあり方が求められています。
- 生きる上で基本となる食について見直し、健全な食生活の実現や食に対する正しい知識の普及啓発が求められています。
- 国では、食育基本法を平成17年(2005年)に施行、「第2次食育推進基本計画」を平成23年(2011年)3月に策定し、県では平成23年(2011年)3月に「静岡県 ふじのくに食育推進計画」を策定しています。
- 本市では、食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育むため、これまで平成20年(2008年)3月に「三島市食育基本計画」を策定し、さらに平成21年(2009年)3月には県内で初めて「三島市食育基本条例」の制定と「食育推進都市宣言」を議決することにより、市民、事業者などとの協働によって食育を総合的・計画的に推進してきました。また、平成25年(2013年)3月には「三島市食育基本計画」の計画年度終了に伴い、「第2次三島市食育基本計画」を策定しました。
- ~~また全国へ食育の普及啓発を図るためのに行われている食育推進全国大会を、平成23年(2011年)6月に本市で開催される予定で~~しました。

2 目的

生涯を通じて健全な食生活を実践し、健全な心と身体、豊かな人間性を育むこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
食育に関心のある人の割合	(H19) 75.2%	80.1%	90.0%	市民意識調査で「食育に関心がある」と回答した人の割合
調理体験実施の幼稚園・保育園	81.6%	91.4%	100.0%	調理体験を実施する保育園・幼稚園の割合
子どもの朝食摂取率	98.0%	98.8%	100.0%	学校アンケート調査に基づく「朝食を摂取する園児、児童、生徒」の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な食育関連施策の推進

① 食育基本計画の推進

- ~~市民一人ひとりが食についての意識を高め、食を適切に判断する力を身につけ、心身共に健康で文化的な生活ができるよう「三島市食育基本計画」に基づき、食育の具体的な取り組みを計画的に~~地域の食について、子どもから大人まで楽しみながら学ぶことで、「食」に関する適切な判断力を身につけ、健康につながるよう、「第2次三島市食育基本計画」に基づく食育の具体的な取り組みを進めます。

(2) 食育事業の推進

① 健康な体を保つための取り組みの充実

- バランスのとれた食事メニューの改善と規則正しい食生活の実践を進めるために、幼稚園・保育園の園児や小中学生、保護者に対する栄養教育を実施します。
- 一般市民に対する食生活の改善指導や健康講座の充実を図ります。
- 地元大学の協力を得て糖尿病予防のヘルシーメニューを開発し、市民に周知します。
- 乳幼児健診や特定保健指導などとの連携により、生活習慣病のリスク軽減を図ります。
- 子どもから高齢者まで、よく噛んで味わって食べることの大切さを伝え、実践できる歯・口腔の健康づくりを推進します。

② 豊かな心を育むための取り組みの推進

- 料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保、教育ファーム※や食に関する体験活動を通して食に関する感謝の心や理解の醸成を図ります。
- 「三島市民家族団らんの日」のさらなる周知を行うとともに、家族や友人と食事を楽しみお互いのきずなを深めたり、食生活を見直す機会となる「共食」を推進します。

③ 食の安全・安心の推進

- 食に対する正しい知識の普及啓発を図り、賢い消費者の育成を図ります。
- 地場産品を活用したヘルシーメニューなどを表示する「健康幸づくり協力推進店」の加入を促進します。
- 災害時に備える食の知識向上のため、家庭に必要な保存食の量や備蓄方法について、情報提供と周知を行います。

④ 食文化を守り、育てるための取り組みの促進

- 和食（日本型食生活）の再認識を図り、米消費拡大の推進、地元産野菜を活用した米飯給食のメニュー作成など、地産地消※・旬産旬消※を推進するとともに、地域固有の食の習慣、食文化の継承を図ります。

⑤ 環境を未来に引き継ぐための食育の推進

- 自然の恵みに感謝する心の育成や、環境にやさしいエコライフやエコ料理※の実践に向けた環境教育の充実を図ります。

5 主要事業

- 第2次食育基本計画推進事業
- 食育推進事業
 - ・ 食育教室・健口教室・健骨教室
 - ・ 食育元気教室
 - ・ 食育出前講座
 - ・ 骨元気よろず相談会
 - ・ 食育講演会
 - ・ 大人の食育教室
- 家族団らんの日普及啓発事業
 - ・ 親子料理教室
- 食の安全安心推進事業
 - ・ 健康幸づくり協力推進店等認定事業
- 食文化育成事業
 - ・ ヘルシーメニュー推進事業
- エコ料理普及啓発事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元大学による食育元気教室などのヘルシーメニューの開発や食育推進イベントへの参画
- 健口教室や歯科出前講座などの講座への参画
- 三島市民家族団らんの日の実践
- 地域に密着した各種食育講座への参画
- 食育ボランティアへの登録と食育活動への参画
- 事業所、NPOによる食育推進

用語解説

- ※ 教育ファーム：自然の恩恵や食にかかわる人々の活動への理解を深めることなどを目的に、農林漁業者などが、一連の農作業などの体験の機会を提供する取り組み。
- ※ 地産地消：地元でできたものを地元で消費すること。
- ※ 旬産旬消：旬の食材を旬の時期に消費すること。
- ※ エコ料理：水を汚さないように工夫したり、食材のこれまで捨てていた部分も使うなど、環境に配慮した料理方法のこと。

5 | 子どもを産み育てやすい環境の整備 〈子育て〉

1 現状と課題

- 人口を維持するため必要とされる合計特殊出生率※は 2.08 ですが、本市の平成 21 年(2009 年)の合計特殊出生率は 1.36 であり、子どもを安心して産み、育てるためのハード面やソフト面での環境整備の向上が必要となっており求められている中、本市では、平成 23 年度から平成 25 年度まで、県の子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業に選定され、さまざまな少子化対策を実施しました。
- 安心して子どもを預けられるよう保育園の待機児童の解消や多様な就労形態、市民ニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 子ども・子育て関連3法の制定(平成 24 年 8 月)により、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の総合的かつ計画的な実施が求められており、特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。
- 子どもの健全な発育・発達を促すためには、愛情あふれる親子関係の確立がなにより重要であることから、安心して子育てができるよう、平成 25 年度(2013 年度)から、さまざまな育児相談の場を整備・充実していくことが必要となっておりに「子育てコンシェルジュ※」を設置しています。
- 児童虐待の増加が社会的な問題となっているため、地域や行政、関係機関などの連携によって、虐待を早期に発見し対応していく必要があります。
- 障害のある発達や成長に関して配慮が必要な子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに対応できる相談支援体制が求められています。
- 離婚件数の増加によりひとり親家庭が増加し、住居、収入、子どもの養育などのさまざまな面で困難を抱えるケースが多くなっています。
- 核家族化の進行などにより、育児中の親が孤立することが懸念されており、地域の子ども達や家庭を地域全体で支援できるような体制を構築する必要があります。
- 市立保育園施設の老朽化が進み、今後、施設の更新時期を迎える中で、適切な維持管理とともに、財政負担の軽減に配慮しつつ劣化・破損の未然防止が必要となっています。

2 目的

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる子育て環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
子育て支援サービスの充実度	—	54.5%	60.0%	市民の意識調査(対象者 20~40 代の市民)で「充実している」と答えた人の割合
保育園の入園率	99.8%	99.1%	100.0%	保育園の入園申込みをした子どものうち、入園できた子どもの割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な子育て支援施策の推進

① 次世代育成計画の推進

- 安心して子どもを産み育てることができる子育ての支援体制の構築と子ども達が豊かな人間性を育める環境づくりなどを図るため、「三島市次世代育成計画」に基づき計画的に取り組を進めます。

② 子ども・子育て支援事業計画の策定

- 子育て中の保護者のニーズに基づいた事業計画を策定し、当該計画に基づき、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

① 保育園の多機能化

- 保護者の保育ニーズの把握に努め、乳児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実を図っていくとともに、民間保育園については運営の支援を行います。
- 錦田こども園において、保育園と幼稚園が連携した子育て支援を行っていきます。

② 保育園の施設整備

- 建築基準法改正前に建築されたすべての公立保育園の耐震補強工事の実施や民間保育園の耐震補強工事の支援を行うとともに、幸原保育園については民設民営化による施設整備を進めます。
- 保育園施設について、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。

(3) 子育て支援体制の充実

① 子育て支援センターの充実

- 各地区の地域子育て支援センターにて親子の交流や子育ての情報交換、育児相談・講習、子育てサークルの育成など活動内容を充実させるとともに、短時間保育の拡充を図ります。

② 放課後児童クラブの充実

- 放課後児童クラブの利用者のニーズを把握し、開所時間をの拡大するなど、学童保育の充実を図るとともに、安全・安心な環境の確保に努めます。

③ 子育て相談・指導の充実

- 子育てコンシェルジュによる各種相談・支援、保育園や関係機関などとの連携により、子育てに関するさまざまな悩みや相談に適切な指導・助言を行います。
- 要保護、児童虐待、DV※（ドメスティック・バイオレンス）などに対処するため、三島市子どもを守る地域ネットワーク※を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知や相談体制を充実し、早期発見と適切な保護を行います。

④ 療育体制※の整備

- 市役所関係各課の連携を強化し、療育体制の充実を図るとともに、錦田こども園内のたんぼぼ教室（障害児親子教室）などにおいて、育児に不安を持つ保護者に対する指導助言、教室の活動を通じ基本的な生活習慣の自立を促進します。

(4) 子育ての経済的支援

① 子ども医療費等の助成

- 通院・入院の医療費について、中学校3年生までの助成の継続に努めるとともに、全国一律の制度となるよう国・県に拡充を働きかけていきます。
- 平成25年4月から、未熟児養育医療事務が県から権限移譲されたことを受け、未熟児の健康管理と健全な育成を図るため、治療に必要な医療費の一部を助成します。

② 各種手当の支給

- 子ども児童手当や児童扶養手当などを国・県と連携して支給し、子育て中の家庭への経済的な支援を行います。

③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への負担軽減のための経済的な支援や、子育てと就労の両立ができるよう幅広い支援を行います。

(5) 地域社会での子育て支援

① 地域ぐるみの子育て支援

- 民生委員・児童委員や関係機関、青少年健全育成会と連携し、子どもを犯罪から守る防犯活動や市民総ぐるみで子どもを見守り、育てる運動など、地域全体で子育てを支える活動を推進します。

② 世代間交流の推進

- 児童センターや学校の空き教室を活用し、異年齢の子どもや地域の大人、高齢者など世代を超えた交流や退職をした方など地域の人材の知識や技能を活用した世代間交流を推進します。

5 主要事業

- | | | |
|-------------------|-----------------------|----------------------------------|
| ● 次世代育成計画推進事業 | ● (仮)幸原保育園建設補助事業【完了】 | ● たんぼぼ教室管理運営事業 【名称変更】 |
| ● 市立保育園管理運営事業 | ● 地域子育て支援センター事業 | ● 療養療育支援相談事業 ← |
| ● 民間保育園運営支援事業 | ● ファミリー・サポート・センター運営事業 | ● 子ども医療費等助成事業 |
| ● 病児・病後児保育事業 | ● 放課後児童クラブ管理運営事業 | ● 子ども児童手当支給事業 |
| ● 公立保育園耐震事業【完了】 | ● 放課後児童クラブ整備事業 | ● ひとり親家庭支援事業 |
| ・ 緑町佐野保育園、光ヶ丘保育園 | ● 民間児童館活動事業費補助事業 | ● 児童扶養手当支給事業 |
| ● 私立保育園耐震補助事業【完了】 | ● 民間児童福祉施設運営費補助事業 | ● 地域ぐるみの子育て支援事業 |
| ・ 中郷南保育園、加茂保育園 | ● 児童虐待・DV対策事業 | ● 児童センター事業(再掲) |
| | | ● 子どもは地域の宝事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------|
| ● 夫婦で助け合う子育ての実践 | ● 地域で行う子どもを見守り・育てる取り組みの実践 |
| ● ファミリー・サポート・センターへの登録と子育て支援活動の実施 | ● 世代間交流による子どもとのふれあい機会への参加 |

用語解説

- ※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子どもの平均数。
- ※ 子育てコンシェルジュ：子育て中の保護者からのさまざまな子育ての相談に応じる、保健師などの資格と経験を持った子育て支援専門官のこと。
- ※ DV：配偶者・交際相手などからの暴力。身体的暴力だけではなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。
- ※ 三島市子どもを守る地域ネットワーク：三島市要保護児童対策地域協議会のこと。要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DVの被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置された。
- ※ 療育体制：障害のある発達や成長に関して配慮が必要な子どもの自立や社会参加に向けて、支援する体制。

6 | 高齢者の生きがいと自立の支援 〈高齢者福祉〉

1 現状と課題

- 本市では、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 24 年末で 22.4% を超えており、介護を必要とする高齢者の数も年々増加を続けています。
- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるように、一人ひとりの希望や状態に即した適切な高齢者福祉サービスの提供や介護サービス事業所・介護施設の整備に取り組む必要があります。
- 要支援・要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防を重視した健康づくりの普及に努める必要があります。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、健康で生き生きと暮らすことができるよう、就労やボランティア活動などを通じた社会参加を促進していく必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、地域や関係機関による見守り体制や支援体制が求められています。
- 高齢者に対する虐待や成年後見制度※の相談が増加傾向にあるため、高齢者の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制の充実が求められています。
- 高齢者やその家族の方々などが、悩みごとや困りごとを気軽に相談できる場所を提供するため、高齢者くらし相談室（街中ほっとサロン）を市中心部に開設しました。

2 目的

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
介護を必要としない高齢者の割合	87.8%	87.1%	88.0%	65 歳以上の高齢者のうち、介護認定を受けていない高齢者の割合
在宅要支援・要介護認定者※のうち、介護保険制度に満足している人の割合	74.9%	—	80.0%	高齢者実態調査で「介護保険制度に満足している」と答えた人の割合

4 施策の方向（5 年間の取り組みの内容）

(1) 高齢者保健福祉施策の推進

① 高齢者保健福祉計画の推進

- 高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、三島市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の知識と経験を生かした生きがいづくりの支援や介護予防を重視した健康づくりを「三島市高齢者保健福祉計画」に基づき計画的に進めるとともに、計画の定期見直しを行います。

② 介護保険事業計画の推進

- 要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で安心して介護保険サービスを受けることができるよう、三島市介護保険事業計画に基づき、介護サービス事業所や介護施設の整備、地域におけるケア体制※の構築などを「三島市介護保険事業計画」に基づき計画的に進めるとともに、計画の定期見直しを行います。

③ 高齢者の生きがいと自立の支援

- いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会参加と生きがいづくりの促進と介護予防・介護保険サービスの充実を進め、幸福感の高揚、身体的機能の維持・向上、健康寿命の延伸を目指します。
- 地域や関係機関とのネットワークの拡大・充実を図り、各方面からの高齢者支援体制の構築を進め、地域における交流を促し、きずなづくりへ繋げていきます。

(2) 生きがいづくりの推進

① 自立・社会参加の促進

- 高齢者のニーズを把握し、団塊の世代をはじめとするシニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化など高齢者の知識や経験を生かした活動を支援・育成し、生きがいを感じることができる
- 施策の充実を図ります。

② 就労・ボランティア活動への支援

- 高齢者や団塊の世代の就労を促進するため、シルバー人材センターの活用により、雇用・就職のための情報提供、技術の習得を支援します。
- 社会福祉協議会や、老人クラブ、子育て応援ボランティアなどによる地域における福祉活動などについて、情報提供発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供に努めます。

(3) 介護予防を重視したサービスの充実

① 健康づくりの推進

- 三島市健康づくり計画やスマートウエルネスみしまアクションプランを踏まえ、一次予防の健康づくりから、二次予防の疾病の早期発見・早期予防に取り組み、高齢者の健康意識向上と健康づくりを支援します。

② 介護予防の推進

- 正しい介護予防について普及・啓発し、介護の必要な状態となることをできる限り予防することで、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(4) (4) 介護保険サービスの充実

① 介護予防サービスの推進

- 要支援状態の改善や悪化を予防し、安心して生活を送れるようにするため、自分自身に適した居宅サービスや地域密着型サービスを自ら選択して受けられるよう介護予防サービスの量の確保と質の向上に努めます。

② 介護サービスの充実

- 要介護認定者が生活機能の低下を防ぎ、自分自身に適したサービスを自ら選択して受けられるよう介護サービスの量の確保と質の向上に努めます。

(4) (5) 地域ケア体制の充実

① 地域包括支援センター※の運営・強化

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談や支援、権利擁護の援助、介護予防などを適切に行うとともに、関係機関や地域との連携を図り、高齢者の見守りや生活支援の体制を強化します。
- 市、地域包括支援センター、民間事業者等が連携し、地域で高齢者等を見守るネットワークを構築します。
- 認知症地域支援推進員を配置し、医療や介護サービスと地域の支援機関が有機的に連携した認知症高齢者への支援体制づくりに努めます。
- 地域で見守りや助け合いの活動をする地域安心サポーターの養成や、認知症を理解し認知症の人とやその家族を支える認知症サポーターの育成に努めます。

② 高齢者くらし相談事業の推進

- 気軽に相談できる窓口として、「街中ほっとサロン」を設置し、心身の健康の保持増進や地域での安心した生活の維持・継続を促進し、併せて高齢者の外出機会の拡大を図ります。

③ 在宅福祉サービスの向上

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、緊急通報体制の整備やひとり暮らし高齢者給食サービスなど、在宅で受けられる福祉サービスの充実を図ります。

④ 市立老人福祉施設などの運営

- 高齢者に生きがいつくりの場を提供し、閉じこもりの防止と介護予防を重視した事業の充実を図るため、老人福祉センターや高齢者いきがいセンターなどの市立老人福祉施設、また小学校の余裕教室を利用したいきがい教室などの円滑な運営に努めます。
- 大規模改修工事により、老朽化した養護老人ホーム入居者の建て替えを推進します。住環境の改善を図ります。

⑤ 介護保険施設などの計画的な整備

- 特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設の入所待機者の状況や介護サービスに対するニーズの変化の把握、介護保険料への影響を考慮し、介護保険施設の整備を計画的に支援します。
- 民間事業者などとの連携を図り、地域密着型や介護専用型の介護サービス施設整備を計画的に支援します。

5 主要事業

- | | | |
|------------------------------|------------------|-------------------|
| ● 高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画推進事業 | ● 敬老事業 | ● 高齢者バス利用事業 |
| ● 高齢者生きがいつくり事業 | ● 在宅福祉サービス事業 | ● 介護保険施設等の整備 |
| ● 生きがい教室管理運営事業 | ● 介護予防サービス事業 | ● 養護老人ホーム管理運営事業 |
| ● 老人福祉施設等管理運営事業 | ● 介護サービス事業 | ● 養護老人ホーム建替施設整備事業 |
| | ● 地域包括支援センター運営事業 | ● 二次予防事業対象者の把握事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| ● 地域のボランティア活動、知識や経験を生かせる社会活動への参画 | ● 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの実践 |
| ● 生きがいつくり活動や老人クラブ活動への参加 | ● 介護関係の事業者による介護サービスの質の向上 |

用語解説

- ※ 成年後見制度：判断能力が不十分で生活が困難となった人たちに、契約などの法律行為を代理したり、金銭管理を支援することにより権利擁護を図る制度。
- ※ 要支援・要介護認定者：介護保険サービスを必要とするために認定を受けた者で、介護を必要とする度合により、状態の軽い方から要支援1・2、要介護1～5に区分。
- ※ ケア体制：地域住民が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続する事ができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を包括的、継続的に提供していく体制。
- ※ 地域包括支援センター：地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中核機関。

7 | 障害のある人を支える環境の充実 〈障害者福祉〉

1 現状と課題

- 障害のある人※の近年の状況は、高齢化や障害の重度化、重複化が進む一方で発達障害や高次脳機能障害など障害の範囲も拡大し、**平成 25 年度の障害者総合支援法の施行により、難病なども加わっています。**
- 本市の障害者手帳所持者数は年々増加しているため、障害福祉サービスの利用者も増加しています。特に、厳しい雇用情勢のなか、就労系福祉サービスの利用**希望者が多くな**り、**受け皿として障害のある人が就労できる事業所の必要性や障害の重度化による生活介護事業所の必要性が高まってきています。**
- 障害者数の増加や多様化する障害者福祉のニーズに対応するために、基幹となる相談支援センターの設置など相談体制の充実・強化が必要となっています。
- 重症心身障害者(児)児(者)※が安心して在宅生活を送れるよう、身近な地域で利用できる医療と連携した福祉サービスが必要となっています。
- ノーマライゼーション※の理念の下、障害のある人を含め、誰もが住み慣れた地域のなかで自分らしく自立した生活を送ることができる環境整備が求められています。
- 知的障害者通所更生施設である佐野学園について、施設の改築を進めており、**平成 24 年度から、多機能型の障害福祉サービス事業所として運営されている障がい者支援センター佐野あゆみの里は、本市の障害者施設の拠点としての機能の充実が求められています。**
- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障害のある人の権利擁護とその養護者を支援するため、休日や夜間においても速やかに対応できる体制の確保が必要となっています。

2 目的

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
障害のある人への相談支援の延べ件数	1,304 件	5,389 件	1,700 8,000 件	相談支援センター・車いすなどで障害のある人への相談支援を行った延べ件数（年間）
地域生活への移行者数	5 人	10 人	17 人	入所施設から自宅やグループホーム、ケアホームなどへ移行した人数（累計）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 障害者福祉施策の推進

① ノーマライゼーションの普及啓発

- ノーマライゼーションの考えのもと、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社会づくりを進め、障害のある人への正しい知識や理解を求めていきます。

② 障害者計画・障害福祉計画の推進

- 障害者施策を総合的・計画的に進める指針である「三島市障害者計画」に基づき、障害のある人が自分らしく豊かで充実した人生を過ごせるよう、障害の特性を踏まえ、各ライフステージに応じたサービスの提供を計画的に進めます。
- 「三島市障害福祉計画」に基づき、本市の障害者数に適したサービスの提供を計画的に進めるとともに、**計画の定期見直しを行います。**

(2) 自立生活の推進

① 重度の心身障害者施設の整備

- 重度障害児(者)も利用可能な生活訓練ホームについて生活介護事業所「みしまさくら」について、**社会福祉協議会と連携し、の移行を図るとともに移転改築を進めるとともに、医療の必要な人も利用可能な重度障害者の施設について、近隣市町と連携を図りながら民間事業者による整備を進め支援します。**

② 障害福祉サービスの充実

- 障害の特性に応じたホームヘルプなどのサービスを充実するとともに、今後の就労支援事業などの利用見込みや近隣の特別支援学校の卒業生数を踏まえ、民間事業所などの新規設立を推進します。

③ 雇用に対する理解促進

- 三島市障害者雇用相談員などにより、民間企業へ障害者の雇用の理解や就労場所の確保などを図るとともに、民間企業とハローワーク、市役所関係各課などが連携した就労支援対策を促進します。また、三島市民生涯学習センターに設置された「自主製品販売店舗すてっぷ」や「カフェ・じゃんぷ」の運営を支援するとともに、障害者が就労体験をする場としての活用を促進します。
- 障害者優先調達推進法による三島市の優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達を計画的に推進し、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

① 相談支援体制の強化

- 相談支援専門員の育成やによるケアマネジメントの導入対象者の拡大や、専門機関との連携の強化により、発達障害などの専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
- 相談支援の核となる事業所の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を推進します。

② 地域自立支援協議会※の充実

- さまざまなニーズに対応したきめ細かな相談支援ができるように、相談支援事業所を中心とした地域駿豆地区障がい者自立支援協議会※の活動の充実を図り、駿東田方障害福祉圏域の自立支援協議会と連携していきます。

③ 障害のある人の権利擁護の推進

- 障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。また、障害のある人の虐待防止の対応を充実するため、障がい者虐待防止相談窓口を設置し、速やかに対応できる体制を確保するとともに、障がい者虐待防止地域連絡会を開催していきます。

(4) 生活支援の推進

① 障害者手当などの充実

- 各種制度の周知を行うとともに、より使いやすい制度の改善に努めていきます。

② 地域生活支援事業の充実

- 自立した生活を送れるようにするため、個々のニーズに適した移動支援や日常生活に必要な用具の給付などのサービスを提供していきます。

③ 生活基盤の整備

- 住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするため、情報提供の充実やグループホームなどの生活基盤の確保などを推進していきます。

(5) 佐野学園あゆみの里の機能の充実

① 拠点施設としての機能強化

- 障がい者支援センター佐野学園あゆみの里について、より機能的な施設となるよう改築を行うとともに、利用者に対するサービスの提供だけでなく、拠点施設として、障害の特性に応じた支援方法を事業所に提供するなど新たな機能の充実を図ります。
- 個々の特性に応じた支援や家族の負担軽減を図るため、専門職員を配置し、包括的なサービスを提供します。

② 施設を活かしたサービスの提供

- 障害のある人がその人らしい豊かな生活を送れるよう、個々の特性に応じた支援計画を策定し、ニーズに合ったサービスを提供します。

5 主要事業

- ノーマライゼーション普及啓発事業
- 障害者計画推進事業
- 重度心身障害者施設整備事業
- (仮)おぎなの園建設事業
- 生活介護事業所用地拡張事業
- 自立支援給付等事業
- 障害者雇用推進事業
- 障害者相談支援事業
- 障害者手当等支給事業
- 地域生活支援事業
- 共同生活弁護等援助家賃補助事業
- 佐野学園あゆみの里改築事業【完了】
- 佐野学園あゆみの里管理運営事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 障害のある人の市内での就労機会の確保
- 障害のある人が作成した商品の販売場所の提供や購入
- 三島市障害者計画の策定への参画

用語解説

※ 障害のある人：P35参照

※ 重症心身障害児(者)：重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複した状態の人。

※ ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。

※ 地域自立支援協議会：包括的な個別支援を地域で行うために、本人のニーズの解決に必要な関係者が連携して支援を図る、定期的な協議の場。

8 暮らしを守る保険・生活保障制度の運用 〈国保・年金〉

1 現状と課題

- 市民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるようにするため、国民健康保険や国民年金、生活保護制度の適正で持続可能な運用が求められています。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度を合わせた被保険者数は年々増加しており、また高齢化の進展により国民健康保険税の収入以上に医療費の給付をはじめとする保険給付額も増加しています。赤字補填のための多額の予算を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れているため、国民健康保険事業の健全運営が求められています。
- ~~後期高齢者医療制度について、国が見直す方向で検討しており、新たな制度が構築される予定です。~~
平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ、平成29年度までを目途に国民健康保険の財政運営を都道府県とし、都道府県と市町が国民健康保険業務を適切に役割分担するなどの国民健康保険制度改革に必要な措置が講じられる予定です。
- 健全な保険事業を運営するためには、生活習慣病対策などの予防に重点をおいた健康づくりに取り組むと同時に医療費の適正化に努める必要があります。
- 高齢者の医療の確保に関する法律の制定により、医療保険者が被保険者に対して特定健診※を実施することとなり、平成20年度(2008年度)より40歳以上の国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施しています。
- 社会的な問題となっている年金制度への未加入者をなくすため、国と連携した年金制度の普及に努めるとともに相談窓口を充実させる必要があります。
- 雇用情勢の悪化による失業や所得の減少、傷病・障害による就労の機会の喪失など、生活保護を必要とする要因は複雑化しています。保護世帯数の増加に伴い生活保護費も増加傾向にあることから、ハローワークと連携し就労の機会を確保するなど、被保護者の自立支援を充実する必要があります。

2 目的

社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
特定健診受診率	38.7%	38.2%	65.0 52.0%	40歳～74歳の被保険者のうち、特定健診を受診した人の割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 国民健康保険の健全な運用

① 医療費の適正な給付

- 被保険者資格の適用の適正化に努めるとともに、疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額療養費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。

② 国民健康保険事業の健全運営

- 特定健診や人間ドックを実施し、生活習慣病などの予防を促進するとともに、重複・頻回受診※を防止するため定期的にレセプト点検※を行い保健事業の適正化を図ることにより医療費増加の抑制に努めます。また、国民健康保険税の納付の促進に努め、健全運営を図ります。

(2) 国民年金制度の周知

① 加入の促進・相談の充実

- 日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

(3) 生活保護制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

- 生活に困窮する市民が健康で文化的な生活を送れるよう、その困窮度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、生活や就労の助言・指導をすることで自立を支援します。

② 相談体制の充実

- 生活困窮者の多様な相談に迅速かつ適切に対応し、必要によりハローワークや社会福祉協議会などと連携して相談者の自立を支援します。

5 主要事業

- 国民健康保険運営事業
- 特定健康診査等推進事業
- 国民年金制度相談・啓発事業
- 生活保護運営対策事業
- 生活保護扶助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 特定健診や人間ドックの積極的な受診
- 病院・介護機関などと連携した生活困窮者の自立支援
- 民生委員・児童委員による生活困窮者の把握・自立支援

用語解説

- ※ 特定健診：P39参照
- ※ 重複・頻回受診：重複受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科の複数の医療機関に受診すること。頻回受診は、同月内に同一傷病について、同じ診療科を多数受診すること。
- ※ レセプト点検：レセプトは、患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合など）に請求する医療費の診療報酬明細書のこと。レセプト点検は、レセプトに不備や誤りがないかを確認する作業のこと。

9 危機管理体制の強化 〈危機管理体制〉

1 現状と課題

- 地震や台風などの従来の災害に加え、気候変動による異常気象、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模感染症など、市民の生命、身体、財産を脅かす要因が多様化しています。
- さまざまな危機から市民の安全・安心を守るため、本市では平成21年(2009年)12月に「三島市危機管理指針」を制定し、総合的かつ計画的な危機対策の推進を図っています。
- 災害時に迅速かつ的確に対応するため、「三島市地域防災計画」や「三島市水防計画」などを策定しているほか、テロの脅威や武力攻撃に対処するため、「三島市国民保護計画」を策定してきました。
- 東日本大震災の教訓として、関係機関、他の自治体、民間事業者との連携の重要性が確認されました。また、被災地全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は6割と被害が集中したことや女性の視点での防災対策が必要であることなどの課題があげられています。
- これらを踏まえ、平成24年(2012年)12月に「三島市地域防災計画」を大幅に改訂し、新たに「三島市業務継続計画(地震対策編)」を策定するとともに、平成26年(2014年)1月には、三島市地震対策アクションプログラムを改訂しました。
- 平成25年(2013年)6月には、「災害対策基本法」が改正され、大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者対応の改善、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組の強化など、行うべき防災対策が全般的に見直されました。
- 市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自覚を持つことが重要になっています。自主防災組織の強化や地域の連携強化を図り、日ごろからの近所付き合いを深めることによる地域の防災力を向上させる必要があります。
- 大規模自然災害などの発生による避難者に対応するため、市内23箇所の避難所をはじめとする防災拠点の整備・充実を進める必要があります。災害時における市民、事業者、行政などの役割を明確にし、一体となって災害に対応する体制を構築することが必要です。

2 目的

危機管理体制を強化し、地震や風水害、感染症など、あらゆる危機から市民の生命、身体、財産を守ること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
図上訓練・防災講演会参加者数	4,097人	4,696人	5,700人	自主防災組織や小中学校、各種団体で実施した講演会・訓練などに参加した人数(年間)
自主防災組織における防災訓練実施率	69.0%	70.0%	80.0%	年1回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 危機管理体制の強化

① 大規模自然災害などへの対応

- 地震、風水害などの自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「三島市地域防災計画」や「三島市業務継続計画(BCP)」、「三島市水防計画」に基づき防災施策を推進します。
- 各種防災施策の推進にあたっては、避難行動要支援者※への支援の強化や女性に配慮した対応に努めます。

② 大規模感染症などへの対応

- 大規模感染症をはじめとするあらゆる危機から市民を守るため、「三島市危機管理指針」に基づき関係機関と連携し、不測の事態においても組織的に対応できる体制を強化します。

③ 武力攻撃事態などへの対応

- 武力攻撃事態などによる被害を最小限とするため、「三島市国民保護計画」に基づき情報伝達機器などを整備するの適正な維持管理に努めるとともに、研修会などを通じて国民保護に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) 防災体制の確立

① 市の防災体制の強化

- 災害対策本部や各部署による各マニュアルに基づく迅速で的確な対応、災害応急業務と通常業務に優先順位をつけ最善の対応ができるよう訓練や研修などを実施します。
- 災害対策基本法の改正に対応する防災体制の強化に努めます。

①② 防災意識の高揚

- 各地域や避難所単位、職場での防災訓練を推進するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災講座・防災講演会の開催や災害図上訓練の実施、啓発チラシ、ホームページ、地震防災マップの活用などによって市民の防災意識の高揚を図ります。
- 各家庭や自主防災組織、民間事業者の平常時と災害時の行動、円滑な避難所運営、7日間の各家庭での備蓄など啓発を強化していきます。

②③ 防災組織や関係機関との連携

- 自主防災組織や国・県などの関係機関と連携した組織的な防災体制の強化を図るとともに顔の見える関係を築きます。また、災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行い、その活動が十分に機能するようにするため、災害ボランティア組織などとの連携強化を図ります。

③④ 防災情報の迅速・的確な提供

- 災害時の情報伝達システムの充実を図り、災害時に備えて、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、無線機などの維持管理を行います。
- 関係機関から収集した情報について、必要に応じ、同報無線、防災ラジオ、コミュニティ FM 放送、市民メール、SNS※などによる住民への提供を図ります。

④⑤ 防災拠点の整備・充実

- 防災センターや市指定の避難所における防災資機材の整備・充実を図ります。
- 避難所運営マニュアルに基づく効率的な運営に努めます。

⑤⑥ 災害協定※の強化

- 災害時における職員の派遣や資機材、物資などの支援を受けるため、協定を締結した自治体との連携を強化します。
- 災害時における水・食料や生活必需品の確保、民有地の活用、効率的な物資の輸送災害応急業務に対応するため、民間事業者との災害協定の拡充と連携の強化を図ります。

⑥⑦ 自発的な防災活動への支援

- 自主防災組織における、積極的な防災訓練の実施の支援や防災資機材などの整備を促進するための支援を行います。
- 自主防災組織の強化を図るため、市民ボランティアである防災指導員や県のふじのくに防災士などの育成を進めるとともに実践的な研修会を実施します。

5 主要事業

- | | | |
|--------------|--------------|---------------------|
| ● 水防対策事業 | ● 庁内防災体制強化事業 | ● 防災拠点備品整備事業 |
| ● 国民保護対策啓発事業 | ● 住民啓発、教育事業 | ● 防災センター管理事業 |
| ● 危機管理指針推進事業 | ● 家具転倒防止対策事業 | ● 防災災害協定継続・締結事業 |
| ● 防災訓練事業 | ● 無線通信広報事業 | ● 自主防災組織整備資機材購入補助事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という防災意識の高揚
- 災害に備えた、7日分の食料や飲料水の備蓄
- ご近所力を強化する地域でのきずなづくりの実践
- 防災活動の基本を身につけるための地域の防災訓練への参加
- 災害時に家族で連絡をとる方法や集まる場所などの準備話し合い

用語解説

- ※ 災害協定：災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、他自治体との間で締結する協定。
- ※ 避難行動要支援者：P35参照
- ※ SNS：会員登録された利用者同士が情報交流できるインターネットの会員制サービス。

10 | 地震・水害対策の強化 〈地震・水害対策〉

1 現状と課題

- 予想される東海地震に備え、県では「静岡県地震対策アクションプログラム」を策定し、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業などの施策を推進してきました。しかし、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災により甚大な被害があったことから、県では平成25年(2013年)6月に、予想される駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震や相模トラフ沿いで発生する地震を想定した第4次地震被害想定を公表し、この被害を軽減するために、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定しました。
- 耐震偽装事件東日本大震災を踏まえて、安全で安心な建築物を確保していくため、「建築基準法」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正などの法整備が進められています。
- 平成19年(2007年)3月に策定した「三島市耐震改修促進計画」を平成25年(2013年)6月に修正しました。このなかでは、平成27年度(2015年度)末までに市が所有する建築物の耐震化率100%、住宅の耐震化率90%とすることを目標としていますが、平成23年度(2011年度)末で、市が所有する建築物についての耐震化率は平成23年度(2011年度)末まで97.9%となっており、前倒しして完了させることとし、耐震化工事を実施してきました。
- 土砂災害による被害を防止するため、崩壊防止対策や危険住宅の移転を進める必要があります。
- 本市では、平成25年の台風26号により、伊豆大島で大規模な土砂災害があり、多くの犠牲者が発生したことを受け、土砂災害危険箇所を抱える自治会に対し、危険箇所や対応方法の再確認のための説明や意見交換などを進めています。
- 近年、局地的ゲリラ豪雨などによる浸水被害が増加しているなか、狩野川水系流域周辺の冠水が危惧されています。
- 大場川、御殿川、境川などの主要河川は改修が進められていますが、引き続き国・県と連携して、計画的に河川改修を推進する必要があります。
- 大雨による浸水・氾濫時の被害を最小限に留めるために、洪水(水害)ハザードマップにより、大雨により浸水が予想される区域や河川が氾濫した場合の浸水状況や避難に必要な各種情報などを地域住民の方々に提供しています。
- 雨水処理を速やかに行うため、雨水ポンプ施設の適切な維持管理や計画的な都市下水路の整備が望まれています。

2 目的

地震・水害などの自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、地震・水害対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
住宅の耐震化率	80.8%	84.1%	90.0%	耐震性を有する住宅の割合
普通河川改良延長	30,570m	31,039m	31,200m	改良された普通河川の延長(累計)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 地震対策の推進

① 住宅などの耐震化の推進

- 東海地震による人的被害の軽減を図るため、南海トラフの海溝型巨大地震が懸念される中で、大地震の発生による人的被害の軽減を図るため、平成25年6月に修正した「三島市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性に不安のある住宅などの耐震化を推進します。また、危険なブロック塀の改修を促進するなど避難時の安全確保に努めます。

② 公共施設の耐震化の推進

- 利用者の安全と災害時の活動拠点や避難所の確保を図るため、市が所有するすべての建築物について耐震化工事を実施するとともに、非構造部材の落下防止等の耐震化対策を進めていきます。

(2) 安全で安心な建築物への誘導

① 法令などに基づく適切な指導・誘導

- 建築物の災害などに対する安全性を確保するため、**大規模地震などに対する建築物の安全性の向上を一層促進するため、建築基準法などに基づく適切な指導・誘導に努めます。**

(3) 急傾斜地などの危険対策の推進

① 崩壊防止対策の推進

- 崩壊防止施設の定期的な点検を実施するとともに、急傾斜地崩壊防止工事や砂防工事を国・県と連携して進めます。

② 危険住宅移転の推進

- 土砂災害防止法に基づき、**災害危険土砂災害特別警戒区域**などにある危険住宅を除去し、安全な建築物への建替えなどの推進を図ります。

(4) 水害対策の推進

① 河川の改良・維持管理

- 台風や集中豪雨による浸水被害を防止するため、国・県と連携して河川の護岸整備を実施するとともに、河川機能を保持するため、河川の適切な維持管理や河川使用の適正な指導を行います。

② 雨水対策の推進

- 河川への急激な雨水の流入を防ぐため、市内小中学校に設置されている雨水貯留浸透施設や住宅団地に設置されている調整池の適切な維持管理を行います。
- 市街地の浸水を防除するため、都市下水道施設の適切な維持管理とともに、竹ノ下ポンプ場をはじめとするポンプ施設の修繕や定期的な保守点検の実施に努めます。

③ 浸水・氾濫情報の周知

- 平時から洪水（水害）ハザードマップなどにより、氾濫時の浸水状況や避難場所についての情報などを周知します。

5 主要事業

- | | | |
|--------------|------------------|-----------------------------|
| ● 建築物耐震診断事業 | ● 急傾斜地崩壊防止事業 | ● 河川維持管理事業 |
| ● 建築物等耐震改修事業 | ● がけ地近接等危険住宅移転事業 | ● 県河川整備促進事業 |
| ● 公共施設等耐震化事業 | ● 一般河川整備事業 | ● 都市下水道維持管理事業 |
| ● 建築確認等審査事務 | ● 六反田川河川改良事業 | ● 都市下水道施設耐震補強事業 【完了】 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 住宅などの耐震化の実施
- 家具の固定
- 老朽化したブロック塀の改修
- **地域住民による情報伝達**

11 消防・救急体制の強化 〈消防・救急〉

1 現状と課題

- 本市の火災発生件数は減少傾向にありますが、ひとり暮らしの高齢者の増加などの社会構造の変化により、救急出動件数は増加傾向にあります。
- ~~全国的に消防団員数の減少が続いているなかで、本市においても新規入団者の確保が難しくなっており定員(500人)割れが続いています。~~年々新規消防団員の確保が難しくなる中、消防団員が活動しやすい環境整備を構築するとともに、分団統廃合の検討が必要となっています。
- ~~消防救急の広域化※や消防救急無線の広域化・共同化※とデジタル化の方針が示されていることから~~に伴い、近隣市町との協議を進めながら、~~消防指令センター庁舎及び通信指令施設並びに消防救急デジタル無線を共同整備し、共同運用により、多様化・大規模化する災害に的確に対応できる消防・救急組織体制の確立を図る必要があり~~ていきます。また、~~消防の広域化※~~について、研究・協議を進めています。
- 火災の未然防止や被害軽減のため、火災予防の普及がこれまで以上に求められています。
- 消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたが、普及率の向上が課題となっています。
- 救急需要の増加に対応するため、人材の育成や救急資機材の計画的な更新に加えて、タクシー代わりにするなどの不適切な救急車の利用の防止が必要となっています。
- 救命率を向上させるため、AED※の効果的な配備を進めていますが、さらに AED を有効に活用できるようにしていくため、AED を利用しやすい体制づくりや、市民の自主救護能力のより一層の向上が必要となっています。

2 目的

火災をはじめ多様化・大規模化する災害と、緊急時に必要な救命措置に対応し、市民の生命、身体、財産を守ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
住宅用火災警報器の普及率	(H22) 61.6%	71.9%	70.0 75.0%	住宅用火災警報器を設置している住宅の割合
消防団員充足率	87.0%	90.4%	100.0%	消防団員の定員に対する充足率
救命講習受講者数	11,584人	14,975人	19,000人	普通・上級救命講習を受講した人数（累計）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 消防体制の強化

① 消防計画の改定・推進

- 消防組織法の基本理念に基づき、消防力を整備し災害による被害を軽減するために策定した「三島市消防計画」を、社会情勢に添うよう定期的に改定し、計画に基づいた各種訓練の実施や消防体制の強化を図ります。

② 消防体制の充実

- 効率的な消防活動ができるようにするため、消防職員の各種訓練や研修を通じた専門知識の習得や情報収集・伝達機能の強化などにより総合的な消防体制の整備を図るとともに、緊急消防援助隊などの受け入れ体制の充実に努めます。

③ 消防設備の充実

- 火災をはじめとした多様な災害に対応できるよう消防設備や老朽化した消防車両の計画的な更新、耐震性貯水槽の整備などを図ります。

④ 消防団員の確保

- **地域防災の要となる**消防団活動の積極的なPRを行うとともに、事業所などとの協力体制の構築や消防団員の処遇改善を図り、基本団員や機能別団員、女性団員の確保に努めます。

⑤ 消防救急の広域化・消防救急無線のデジタル化への対応

- ~~消防救急の広域化や消防無線の共同通信指令体制について県東部地域の市町と研究協議をすすめるとともに、消防救急無線のデジタル化への移行を図ります。~~
消防救急無線のデジタル化に伴い、裾野市、長泉町とともに消防指令センターを共同運用するため、消防指令施設と消防救急デジタル無線の共同整備を平成 27 年度までに行い、迅速かつ確かな体制の確保に努めるとともに消防の広域化について、研究・協議を行っていきます。

(2) 火災予防の推進

① 防火に対する意識の高揚

- 広報活動や春と秋の火災予防運動などを通して、市民に火災予防の普及啓発を行うとともに、出火防止のための防火安全対策について指導を行います。
- 住宅用火災警報器などの設置や維持について、関係団体と連携した普及活動を推進します。

② 防火協力団体の育成

- 火災を未然に防ぐため、個人への啓発を行うとともに、事業所における防火管理や保安管理の向上を図り防火安全への意識を醸成できるよう防火協力団体の育成に努めます。

(3) 救急体制の強化

① 救急体制の充実

- 救急車や資機材を計画的に更新するとともに、各メディカルコントロール※協議会と連携し救急救命士・救急隊員の継続的な養成や教育訓練の充実を図るなど救急隊の能力向上に努め救急体制の強化を行います。

② 応急救護の普及

- ~~コンビニエンスストアなどの~~**AEDを設置している**事業所に対し「あんしんAEDステーション事業」への参加を促進し、**AEDを利用しやすい体制**の整備を進めます。また、~~市民の自主救護能力を向上させるために~~**広く応急手当の普及啓発をするために、**~~応急手当普及員・指導員の養成によりし、~~**救急講習の充実や応急手当の技術・知識の普及**を図り、**AEDが有効に使われるよう努めます。**

③ 救急車の適正利用の啓発

- 重症患者の緊急搬送に迅速に対応できる態勢を維持するため、救急車の適正利用に向けた市民への啓発を行います。

5 主要事業

- | | | |
|-----------------|-------------------------------|-------------------|
| ● 消防計画推進事業 | ● 消防団運営事業 | ● 救急救命士養成事業 |
| ● 消防職員教育養成事業 | ● 消防救急広域化検討事業 | ● 高規格救急自動車更新事業 |
| ● 消防ポンプ自動車等更新事業 | ● 消防救急無線デジタル消防無線機更新化事業 | ● あんしんAEDステーション事業 |
| ● 消防施設整備事業 | ● 事業所における無災害支援事業 | ● 応急手当普及啓発事業 |
| ● 耐震性貯水槽建設事業 | ● 防火協会、幼年消防クラブ育成事業 | ● 救急車適正利用啓発事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ● 消防団の活動への理解と協力 | ● 応急救護の技術習得のための、各種救急講習の受講 |
| ● 火災予防活動の実践 | ● 救急車の適正利用への理解と協力 |

用語解説

- ※ 消防救急の広域化：平成 18 年（2006 年）の「消防組織法の一部改正（平成 18 年）」、「市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁長官通知）」に基づき、県が策定する推進計画に沿って、市町村の広域化による消防体制の整備・確立を図ろうとするもの。
- ※ AED：心室細動（けいれん状態の心臓）に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療器具。一般市民でも操作ができる。
- ※ メディカルコントロール：医学的観点から救急隊員が行う救命処置などの質を保証すること。救命士に対する医師の指示体制や救急活動の検証体制、救命士の教育体制などが構築されている。

12 | 交通安全の推進〈交通安全〉

1 現状と課題

- 近年、減少傾向にあった本市の交通事故発生件数は近年減少傾向にありますが、平成23年以降は高齢化社会の進展に伴い、交通事故発生件数における高齢者が関係した事故の割合の増加が予想されます。
- 本市は、昭和37年(1962年)3月に交通事故から市民を守ることを決議し、「交通安全都市」を宣言しています。
- 安全で円滑な交通を確保するため、警察、道路管理者などの関係機関との連携により、地域の実情に応じた交通規制や交通安全施設の整備、道路改良などに努めています。
- 安全な歩道の確保と駅利用者などの利便のため、三島駅南口・北口や三島広小路駅、三島二日町駅に駐輪場を設置しています。
- 交通事故のない安全な社会を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全関係団体などと連携しながら、取り組みを継続していく必要があります。
- 自転車による交通事故を防止するため、交通安全教育・普及活動を強化する必要があります。
- 放置自転車対策の実施により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業を推進する必要があります。
- 万一、交通事故に遭った場合に備え、適切な問題解決に向けた支援策の充実が求められています。
- 児童の登下校時に、ほとんどの小学校でボランティアのスクールガードの方々が、交通安全の見守りを行っています。

2 目的

交通事故のない安全な社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
市内の交通事故発生件数	925件	1,001件	760件	市内で発生した交通事故件数(年間)
交通安全教室などの参加者数	1,203人	1,055人	1,203人以上	交通安全教室などへの参加者数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な交通安全施策の推進

① 三島市交通安全計画の策定・推進

- 総合的な交通安全対策を講じるため「三島市交通安全計画」を策定し、計画に基づいた交通安全に関する施策を推進するとともに、計画の定期見直しを行います。

(2) 交通安全意識の高揚

① 交通安全運動の実施

- 交通安全運動を通じて、交通ルールや交通マナーを守る意識の高揚を図ります。

② 交通安全教育の推進

- 自治会へ交通安全用品を配布するとともに、年齢層に応じた交通安全教室や高齢者への交通安全教育を推進するほか、**高齢者の運転免許返納の促進を支援**します。また、交通弱者※を守るため、自動車・自転車運転者の意識啓発に努めます。

③ 交通安全組織の充実

- 交通事故撲滅市民の会や交通安全母の会、幼児交通安全クラブ、交通指導員会などの交通安全関係団体を支援し、交通事故防止活動の充実を図ります。
- **スクールガードを対象に研修会を行います。**

(3) 交通環境の整備・改善

① 交通安全施設の整備

- 交通事故防止のため見通しの悪い交差点などの危険箇所へのカーブミラーの設置や区画線※の整備など交通安全施設の整備・維持管理に努めます。

② 交通環境の改善

- 自治会などの要望を調査し基に、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。
- **生活道路における歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域住民の主体的な発意と参加のもと、公安委員会とともにゾーン30※の導入を進めます。**

③ 放置自転車対策の推進

- 自転車等放置禁止区域に指定している三島駅や三島広小路駅周辺において、駐輪指導や放置自転車の撤去を実施します。
- 市営駐輪場の適正な維持管理に努めます。

(4) 交通事故被害者などへの支援

① 交通事故相談体制の充実

- 交通事故当事者の問題解決に向け、交通事故に関する相談支援体制の充実を図り、適切に解決するための教示や指導、関係機関への斡旋などを行います。

5 主要事業

- | | | |
|-----------------|------------------|------------------------|
| ● 三島市交通安全計画推進事業 | ● 交通事故撲滅キャンペーン事業 | ● 駐輪対策事業 |
| ● 交通安全運動実施事業 | ● 交通安全関係団体補助事業 | ● 交通事故相談事業 |
| ● 交通安全教育指導事業 | ● 交通安全施設整備事業 | ● 高齢者運転免許返納支援事業 |

5 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 交通安全運動一斉街頭広報への参加
- 交通安全教室の開催
- カーブミラーなどの交通安全施設の**設置・修繕**に関する情報提供
- **放置禁止区域と禁止区域外の公共用地における放置自転車の撤去**に関する情報提供

用語解説

- ※ 自転車等放置禁止区域：「三島市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所。自転車等の放置禁止や移動・撤去・保管・処分などの措置が規定された区域。
- ※ 交通弱者：自動車中心社会において、運転免許や自家用車を持たない・持てないなど、移動を制約される人のこと。
- ※ 区画線：道路管理者が設置する、道路の路面に描かれた道路鋸やペイント、石などによる線のこと。
- ※ ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。

13 犯罪防止活動の推進 〈防犯〉

1 現状と課題

- 三島市暴力団排除条例を平成24年(2012年)に制定、三島市防犯まちづくり条例を平成25年(2013年)に制定し、犯罪防止活動の更なる推進に努めています。
- 本市の刑法犯認知件数は、平成11年(1999年)以降減少していますが、全件数に占める自転車盗やオートバイ盗、車上ねらいなどの割合が高くなっています。
- 本市では地域住民による防犯パトロールが活発に行われています。その成果もあって、子どもに対する声かけ事案※の発生件数は人口比で見ると少ない状況です。
- 振り込め詐欺の手口は日々、複雑かつ巧妙になっており、また一部の地域に集中して発生する傾向があることから、迅速な対応が必要となっています。
- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。
- これまで防犯灯の設置・維持管理に積極的に取り組んできました。今後は、省エネルギー対策など環境への配慮も求められています。
- 誰もが犯罪被害者となり得ることから、犯罪被害者等基本法の制定などによって、犯罪被害者支援における地方公共団体の役割に期待が高まっています。
- 北上地区から錦田地区にかけての丘陵地や中郷西部地区への交番新設について、三島市自治会連合会から要望が寄せられています。
- 本市では、幼稚園、保育園、小学校において、子どもや教職員が緊急時の対応を学び実践するための防犯教室を積極的に開催しています。

2 目的

犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を実現すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
市内における刑法犯認知件数	1,245 件	1,010 件	1,000 件	三島警察署が市内で認知した窃盗や詐欺など刑法犯罪の件数(年間)
防犯教室参加者数	3,036 人	2,802 人	3,500 人	小学校、幼稚園、保育園における不審者対応・侵入訓練などの参加人数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 防犯意識の啓発

① 防犯情報の発信・意識の啓発

- 犯罪発生状況や対策方法を広報し、市民の防犯意識を高めるとともに、振り込め詐欺や車上ねらいなどが頻発した際には、迅速な情報発信により注意喚起を行い、犯罪の未然防止に努めます。
- 伊豆箱根鉄道、他の駿豆線沿線2市1町、及び三島警察署並びに大仁警察署と連携し、防犯情報の発信や啓発活動などを行います。

② 防犯講座・防犯教室の実施

- 地域や団体に出向き防犯講座を開催し意識の高揚を図ります。また、子どもや教職員が緊急時の対応を学び実践するための防犯教室や不審者対応訓練を実施します。

(2) 地域ぐるみの防犯活動への支援

① 防犯活動団体への支援

- 小学校区などの範囲の地域住民が連携して自主的な防犯活動を行う地区安全会議に対し、情報提供や活動支援を行います。

② 防犯パトロール活動などの支援・人材育成

- 地域の防犯パトロール活動を行う団体に対し、三島警察署管内防犯協会と連携を取りながら、パトロール指導や活動支援を行います。
- **地域の自主的な防犯活動を活性化するため、活動の核となって積極的に活躍する人材の育成を図ります。**

③ 暴力団追放運動の推進

- 三島市暴力団追放推進協議会との連携を強化するとともに、**三島市暴力団排除条例に基づき**地域ぐるみで暴力団追放・覚せい剤撲滅運動を推進します。

(3) 防犯設備の充実

① 防犯灯の設置・維持管理

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な設置と地域住民と連携した維持管理に努めます。また、省エネルギーと管理の効率化のため、水銀灯からLED灯などへの転換を図ります。

② 公共施設の防犯設備の充実

- 学校や公園などの公共施設に、防犯カメラの設置や緊急通報システムの整備、危険箇所の改善を実施し、犯罪や非行の起こりにくい環境づくりに努めます。

(4) 犯罪被害者などへの支援

① 相談窓口・支援体制の充実

- 犯罪被害者やその家族が安心して相談できる窓口を通して、支援制度などをスムーズに紹介・提供できる体制を充実させます。

② 社会環境の改善・意識の啓発

- 犯罪被害者などの権利を守るための啓発を行い、明るく住みよいまちづくりを推進します。

(5) 交番新設の要望

① 交番新設の要望

- 北上地区から錦田地区にかけての丘陵地や中郷西部地区へ交番を新設することについて、設置箇所などの検討を進めながら、**県三島警察署や静岡県警察本部**へ働きかけていきます。

5 主要事業

- 市民防犯意識啓発事業
 - ・ 防犯講座事業
 - ・ 防犯教室事業
 - ・ 防犯パトロール事業
 - ・ 暴力団追放推進事業
- 地域防犯活動補助事業
- 防犯灯維持管理事業
- 犯罪被害者相談事業
- 犯罪被害者環境改善事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 自主防犯パトロール活動への参加
- 下校時などの児童の見守り活動への協力
- 防犯ボランティアと連携した防犯教室の開催・参加
- 暴力団追放運動への参加
- 防犯灯の維持管理
- **住宅、自動車、自転車などの確実な施錠**
- **事業者の事業活動における安全の確保**

用語解説

※ 声掛け事案：地域や学校などから警察に届出のあった、子供（18歳以下）に対する「声掛け」「つきまとい」などで、事件に至らないものや、不審者の出没事案など

14 | 賢い消費者の育成 〈消費生活〉

1 現状と課題

- IT化や国際化の進展、~~や通信技術の発達~~ **少子高齢化の進展**などにより、消費活動がめぐる問題も多様化・複雑化するのに伴い、~~商品やサービスに関するトラブルが多様化・複雑化し、件数も増加して~~ **高齢者からの相談が年々増加しています。市民が安全で安心な生活を営むうえで信頼性の高い情報の提供を積極的に行う必要があります。**
- ~~社会経済状況の変化による多重債務の深刻化、行政の相談体制の整備などにより、多重債務相談が増加傾向にあります。~~
- 平成21年(2009年)に消費者庁が創設され、事業者を保護することから消費者や生活者に安全・安心を提供することに重点が置かれるようになりました。消費者庁を核とした「全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET※)」による活用により、全国の消費生活に関するさまざまな情報の蓄積・活用が可能となっています。
- 本市では、昭和51年(1976年)から市民相談室において消費生活相談を実施し、商品やサービスなど消費生活全般に関する相談などに対応していましたが、近年、消費生活トラブルの多様化・複雑化に対応するためが進み、消費生活相談体制の強化が求められているなか、本市では、平成21年(2009年)の消費者安全法施行により、設置が市町村の努力義務となった「消費生活センター」の機能を市民相談室に置くとともに、専門の消費生活相談員を配置して相談体制の強化を図っています。
- ~~今後、市民が安心して消費生活を送ることができるようにするために、学習講座などによって、「自立した賢い消費者」を育成していく必要があります。~~平成24年(2012年)12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、「消費者市民社会」※という考え方が出され、今までのように「被害に遭わない消費者・自立した消費者」にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を進めることが求められています。
- 平成12年(2000年)より推進しているマイバック持参運動は、平成20年(2008年)のレジ袋有料化を機に市民に広く浸透し、平成24年(2012年)の大型食品スーパーにおけるレジ袋辞退率は85%となっています。
- 平成25年(2013年)、有名ホテルのレストランから端を発した食材偽装表示問題は、全国各地の百貨店や飲食店などに広がり、大きな社会問題となっています。このことは、商品やサービスを提供する事業者の問題だけでなく、提供される消費者側においても、高い関心を持ち、正しい知識を身につけていくことが求められています。

2 目的

市民が安心して豊かな消費生活を送ることができるよう、消費者の利益を擁護・増進し、消費生活の安定と向上を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
消費生活講座などの参加者数	425人	497人	460 520人	消費生活講座や出前講座への参加者数(年間)
消費者相談の認知度	—	47.3%	50.0%	市民意識調査で「消費生活相談を認知している」と答えた人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 消費者保護の充実

① 消費生活相談体制の強化

- 消費生活相談の内容が多様化・複雑化するなか、消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活相談員のスキルアップ研修を充実させるなど、相談体制の強化に努めます。

② 消費生活関連情報の収集・提供

- 「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)」の全国相談情報を活用して悪質商法など消費者被害の情報を迅速に収集し、相談業務の充実を図ります。
- 生命・身体に関する重大事故や消費者事故、財産に関する消費者事故などについては、消費者安全法に基づき直ちに国に通知し、被害の拡大を防ぎます。

(2) 主体的・能動的な自立した賢い消費者の育成

① 消費者教育の充実

- 消費生活講座を開催し、消費生活や悪質商法被害、環境などに関する多くの最新情報を提供するほか、市民団体や学校、高齢者団体などを対象に出前講座を開催するなど、提供される商品やサービスに対する関心や正しい知識を持ち、自らの判断で優良な事業者を選択できる主体的・能動的な自立した賢い消費者の育成に努めます。

② 消費者向けPR活動の推進

- 悪質商法などによる被害の未然防止を図るため、消費者団体などとの協働により、街頭啓発活動を実施するとともに、広報紙やみしま、ホームページ、市民メールなどを活用し、消費者への確かな情報を提供します。

③ 消費者団体活動への支援

- 消費者団体への活動支援を通し、自立した賢い消費者や環境にやさしい行動のできる消費者の育成に努めます。また「みしま生活展」を通して、消費者団体・事業者・行政による消費生活に関するさまざまな最新情報の提供に努めます。

④ 環境にやさしい消費者の育成

- 不用品活用バンクの利用促進や買物袋持参の推進、消費生活講座、消費者団体の活動支援などにより環境にやさしい消費者を育成します。

5 主要事業

- 消費生活相談事業
- 全国消費生活情報ネットワーク・システム事業
- 賢い消費者育成事業
- 街頭啓発事業
- 消費者団体育成事業
- 不用品活用バンク事業
- 買物袋持参運動推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 「みしま生活展」への参加
- 街頭キャンペーンへの協力
- 消費生活講座などへの参加
- 環境に配慮した消費活動の実践
- 地域での情報交換の推進

用語解説

※ PIO-NET：「全国消費生活情報ネットワーク・システム」の略称。消費者被害の未然防止・拡大防止のため、全国の消費生活センターで受けた相談処理をデータベース化し、ネットワークで情報提供することにより消費生活相談を支援するシステム。

※ 消費者市民社会：消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

15 | にぎわいある商業・商店街の振興 〈商業・商店街〉

1 現状と課題

- 消費構造の変化、モータリゼーション※の進展、さらには大型複合店の郊外への出店などにより中心市街地の空洞化が進行しています。
- 個人商店の多くは後継者不足、資金不足などにより、店舗の改装、インターネットを活用した商品の紹介や販売など、多様な消費者ニーズへの対応が遅れています。また、個店の集合である商店街は、空き店舗の点在により、ますます機能が低下しており、商店会の解散が続いています。
- **商店街団体などが実施するにぎわい創出のためのイベントなどは、必ずしも売り上げに結びついていないのが現状です。**
- 消費者に支持される魅力的な個店を創出するため、観光との連携やきめ細かなサービスの提供などの各個店の魅力づくりとその情報発信が必要となっています。
- 商店街のにぎわいを確保するため、消費者や商店街のニーズに合った店舗の誘致とともに、まち並み景観に配慮するなど、既存店や商店街全体の魅力アップを図る必要があります。
- 主要地方道三島富士線（通称：大通り）は、電線類地中化事業により、安全で快適な歩行者空間の確保と都市景観の向上が図られ、花飾りにより美しく潤いある景観を創出しています。また、主要地方道三島停車場線についても電線類地中化に関する工事に着手しています。
- 平成25年（2013年）11月、三嶋大社前に、民間による新たな商業施設がオープンしたことから、周辺地域におけるにぎわいの創出や、ネットワーク化による回遊性のさらなる向上が期待されます。

2 目的

個店の魅力を高め、歩いて楽しい商店街づくりを進め、にぎわいの創出と商業の活性化を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
中心市街地の商店街の空き店舗数	33店	11店	10店	大通り、下田街道（一方通行区間）、芝町通りにおける1階の空き店舗数
大通り商店街休日歩行者数	9,389人	—	11,000人	大通り商店街7地点における休日（12時間）の歩行者数
地元購買率	53.0%	48.9%	60.0%	市民が市内で買物した割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 商業・商店街のにぎわい創出

① 商店街のにぎわい支援

- 商店街団体などが実施するイベントなどに参加する人が、商店街の顧客化につながるよう、継続的ににぎわいを創出していきます。また、市民が積極的に外出し、人とふれあうコミュニティの場の提供などにより、商店街の活性化を促進します。さらに、買い物だけに留まらない多様な来街動機を生み出す仕掛けづくりなど、商店街の付加価値、回遊性の向上につながる事業を支援を行います。
- 自動車ですぐに利用できる商店街とするため、共通駐車券が利用できる駐車場の拡充を図ります。

② 商工会議所との連携・支援

- 商工会議所が行う商業活性化事業などに対し支援を行うとともに、連携を密にして情報の共有化や事業の相互協力を行います。

(2) 中心市街地の活性化

① 中心市街地活性化基本計画の策定推進

- 三島駅周辺のランドデザインをはじめ、中心市街地の総合的なまちづくりを進める上で有効なため、「三島市中心市街地活性化基本計画」~~について~~の基本方針に基づき、中心市街地の活性化策を具現化する計画策定を行い、施策の推進を図ります。

② 空き店舗対策の充実・強化

- それぞれの商店街のコンセプト※を明確にし、そのコンセプトに沿って、空き店舗への事業者の誘致や出店支援を行い、商店街としての機能の強化と魅力の向上を図ります。

③ まち並み景観の創出

- 魅力ある商店街の景観を形成するため、まち並みづくり協定の策定や景観重点整備地区の指定に対する支援を行います。また、「景観ガイドライン」に合致する店舗の改修に対し、財政的な支援などを行います。
- **ごみのない、花で飾り付けた潤いのある憩いの空間を創出していきます。**

④ 回遊性の向上

- 三島駅周辺と三島広小路駅周辺、三嶋大社周辺、中田町周辺など、せせらぎ回遊ルートや、**花と緑で演出したガーデンスポット**と商業施設が集積している地区を有機的に結び付け、消費者や観光客の回遊性の向上を図ります。

(3) 個店の魅力づくり

① 個店の魅力アップの促進

- 意欲のある個店への専門家の派遣、まち並みづくり協定などに基づく安全で利用しやすい店舗への改修を支援するなど、個店の魅力向上を推進します。
- インターネットなどを利用して、積極的に個性のある店舗の紹介を進めます。

② 後継者対策の推進

- 後継者不足による店舗の廃業などの現状把握と対策の研究に取り組みます。

5 主要事業

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| ● 商店街振興育成事業 | ● 中心市街地商業等活性化推進事業 | ● 商店街共同施設整備事業 |
| ● 商店街イベント振興事業 | ● 空き店舗対策事業 | ● 中心市街地活性化推進事業 |
| ● 商工会議所補助事業 | ● 商業等活性化事業 | ● 個店魅力アップ推進事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ● 商店街活性化イベントの実施・参加 | ● アダプトプログラム※、ゴミ拾いツアーへの参加 |
| ● 共通駐車券の利用 | ● インターネットを活用した商店情報の受発信 |
| ● 空き店舗の活用 | |

用語解説

※ モータリゼーション：自動車交通の発達のこと。自動車の大衆化現象。

※ コンセプト：全体を貫く基本的な概念。基本理念。

※ アダプトプログラム：地域住民などが道路や公園などの公共の場所の里親となり、清掃活動などを行う、まちの美化プログラム。

16 魅力ある観光の推進 〈観光〉

1 現状と課題

- 本市は伊豆箱根鉄道駿豆線三島駅や JR 新幹線三島駅を抱えるほか、市街地を東西、南北に通過する国道、県道、整備が進む東名高速道路・新東名高速道路と接続した東駿河湾環状道路など、富士箱根伊豆国立公園の玄関口として主要なアクセスポイントとなっており、拠点機能の強化や戦略的な施策展開が求められています。
- 富士山静岡空港を活用した就航先などからの観光客の呼び込みや国内外の各種コンベンションの積極的な誘致が必要とされています。
- 街中がせせらぎ事業ガーデンシティ、スマートウエルネスなどによるまちなかの整備や観光振興に向けたさまざまな取り組みにより、本市への来訪者は増加しています。
- 三嶋大社の参拝客などの観光客をまちなかに誘導するため、季節に合わせたウォーキングイベントの開催など、下田街道やまちなかを回遊する仕組みの構築が必要です。
- 協働のまちづくりと観光立市を標榜する本市において、核となる存在の「三島市ふるさとガイドの会」による先駆的な案内方法とおもてなしは、平成 13 年（2001 年）に「静岡県観光功労表彰」を、平成 22 年（2010 年）には「静岡県知事表彰」を受賞するなど高い評価を受けています。
- 近年、旅行ニーズが高度化し、着地型旅行※の創出による旅行客の誘致に期待が高まっています。
- 観光の魅力を高めるために、国内の募集型企画旅行をはじめ、旅行者への旅行商品の売り込みの強化、メディアを積極的に活用した情報発信が必要です。
- 箱根や伊豆への来訪者の多くが本市を訪れるような仕掛けづくりが課題となっています。
- **伊豆フルーツパークや箱根西麓・三島大吊橋などの大型観光施設を活用した地域活性化策が、本市を含む東部・伊豆地域の課題となっています。**
- 平成 15 年度(2003 年度)以降、官民一体となって進めてきた目覚ましい成果を上げつつあるビジット・ジャパン・キャンペーン※の効果・恩恵をより多く当地にもたらすことができるよう、本市においても、観光の魅力を海外に発信することや、富士山世界文化遺産の登録や伊豆半島ジオパークの日本ジオパーク認定、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定により、海外からの観光客の増加が期待できるため、本市においても道路標識や案内サインの多言語化により、外国人観光客の受入れ態勢を強化することが必要となっています。
- 平成 24 年（2012 年）3 月に策定した「三島市観光戦略アクションプラン」では、平成 28 年度（2016 年度）末までに三島市の観光交流人口を 700 万人とすることを目標としています。
- 県が進める「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」による「地域の魅力を活用した交流」を図るため、平成 27 年（2015 年）12 月完成予定の箱根西麓・三島大吊橋周辺における「農業と観光の融合」による地域の活性化と誘客促進が求められています。

2 目的

観光資源を生かしながら、観光客の誘客と交流人口の増進を図り、まちの活性化につなげること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
三島市ふるさとガイドの会案内客数	3,569 人	4,010 人	5,000 人	三島市ふるさとガイドの会がガイド案内した人数(年間)
総合観光案内所来訪者数	66,400 人	76,435 人	75,000 80,000 人	総合観光案内所への来訪者数(年間)
三島市観光協会ホームページアクセス件数	129,062 件	152,751 件	150,000 160,000 件	三島市観光協会ホームページ(トップページ)アクセスの件数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 観光資源づくり

① 観光資源の整備・充実

- ~~東駿河湾環状道路インターチェンジ~~「内陸のフロンティア」を拓く取組の「農業・観光関連施設集積事業」を実現していくため、県、関係機関との協議を進め、史跡山中城跡と箱根旧街道石畳、建設中の箱根西麓・三島大吊橋周辺地域一帯を本市の観光資源エリアとして位置付け、自然と歴史との調和や農業との融合及び地域の活性化を考慮した、観光施設などの効果的な整備の可能性について、関係機関などと連携し検討を進め集積に努めます。
- 花と緑、歴史・文化を生かした美しく品格のある景観を創出し、観光客が歩いて楽しめるまちづくりを進めます。

② 観光資源の発掘・活用

- 地域資源の発掘や既存の観光資源の魅力を高め活用することにより、新たな観光ポイントやルートの開発を進めます。

(2) 観光ネットワークづくり

① 旅行者、関係団体との連携強化

- 旅行者や一般社団法人三島市観光協会、三島市ふるさとガイドの会をはじめとするボランティア団体、地元大学、その他関係団体などとの連携を強化し観光を推進します。

② 着地型旅行の推進

- ~~文化や歴史、自然、環境、健康などをテーマにしたカルチャーツーリズム※、~~ **歴史文化や自然環境など地域資源を生かした、スポーツツーリズム※、エコツーリズム※、ヘルスツーリズム※、グリーンツーリズム※**などの着地体験型、滞在型の旅行商品を関係団体と協働で企画し、誘客を進めます。
- 首都圏をはじめとする旅行会社に、**新たな観光施設と市街地における誘客ターゲットとの観光スタイルの違いを踏まえた着地型観光などの旅行商品のセールスを行います。**

③ 近隣市町などとの連携強化

- **富士山、伊豆半島ジオパーク構想など、箱根ジオパークエリア**の近隣市町との連携を強化し、**富士箱根伊豆の玄関口**にふさわしい滞在型の観光を推進します。
- ~~箱根町との連携を強化すること~~して、箱根を訪れる2,000万人の観光客の一部を三島に呼び込む取り組みを推進します。
- 静岡県東部地域コンベンションビューローとの連携を強化し、国内外の各種コンベンションの誘致を推進するとともに、**アフターコンベンションを活用し、まちなかの飲食店などへの誘客を図ります。**

(3) にぎわい・交流づくり

① 観光PRの充実

- 旅行者向けのセールス、キャンペーンを推進します。
- ホームページ、市民ポータルサイト※などを通じて、最新情報の発信に努めます。また、新聞、テレビ、ラジオなどのメディアを有効に活用し三島市のPRを推進します。
- 着地型旅行商品のPRを通じ、特産品の販売促進や地域産業の振興につなげます。

② おもてなしの向上

- 本市を訪れる人をおもてなしの心で迎え入れることができるよう、~~市民意識の醸成を~~進**市民力の醸成や都市格を備えた魅力あるまちづくりに努めます。**
- 道路標識や案内サインの多言語化を進めるなど、外国人観光客が訪問しやすい態勢づくりに努めます。

5 主要事業

- 塚原インター周辺施設整備事業
- 観光資源発掘・活用事業
 - ・街中がせせらぎ推進事業【完了】
 - ・ホテル育成補助事業
 - ・三嶋曆師の館事業
- 総合観光案内事業
- 着地型旅行推進事業
- 観光推進ネットワーク事業
 - ・元箱根三島線バス増便事業
- にぎわい創出イベント事業
 - ・三島夏まつり補助事業
 - ・山中城まつり補助事業【終了】
 - ・三島ホテルまつり補助事業
 - ・あかりの回廊創出事業
 - ・山中城跡公園植栽事業
- ふるさとガイドの会補助事業
- 外国語標記案内板等設置事業
- 観光バス駐車場整備事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ゴミ拾いツアーの企画・協力・参加
- ウォーキングイベントの企画・協力・参加
- 着地型旅行の企画・提案
- 観光ボランティアへの参加
- 観光に関する各種イベントの企画・協力・参加
- 観光客へのおもてなしの実践

用語解説

- ※ 着地型旅行：目的地に所在する旅行者が企画する募集型企画旅行。
- ※ ジオパーク：地質遺産を含む一種の自然公園のこと。
- ※ デジタルキャンペーン：国土交通省が中心となって行っている、外国人旅行者の訪日促進活動。
- ※ カルチャーツーリズム：文化と趣味と観光サービスを複合した観光旅行。
- ※ スポーツツーリズム：スポーツと観光を複合した観光旅行。
- ※ エコツーリズム：環境に重点を置いて実施される観光旅行。
- ※ ヘルスツーリズム：健康サービスと観光を複合した観光旅行。
- ※ グリーンツーリズム：農業と観光を複合した観光旅行。
- ※ 市民ポータルサイト：市民自らが、自分が所属するグループのPRや地域の身近な情報をインターネット上に発信できる「市民のための情報ひろば」のこと。市内で活動するボランティアやNPOなどの団体の活動情報や地域の身近な情報をインターネットに発信できる市が運営するWEBサイトのこと。

17 | 特色ある特産品の創出と活用 〈特産品〉

1 現状と課題

- 特産品は、本市の魅力国内外に広く発信できることから、観光や雇用、産業など地域の活性化につながる大きな可能性を秘めています。
- 埋もれている地域資源を発掘し、全国に発信できる特産品として開発・普及を促進していく必要があります。
- 三島馬鈴薯や三島甘藷、箱根大根、三島人参など、地場農産物の特産品化が進んでいます。
- みしまコロッケやオリジナル焼酎、三島甘藷スイーツなどに次ぐ、農商工の連携※による、農業特産品などを生かした特色ある2次産品※の創造と普及が期待されています。
- 全国各地で、地域ブランドの開発と普及のための情報発信が盛んに行われています。本市においても、効果的なPRによって、特産品を普及させ、観光や産業の活性化につなげていく必要があります。
- **他の自治体と連携した「JAPANsg」に参加し、インターネットを活用した特産品の販売をすることにより、三島の知名度アップを図ります。**
- うなぎ料理は三島名物として既に定着していますが、さらに本市の代表的な料理として確立するとともに、多様な消費者ニーズに対応した新たな特産品の開発が求められています。
- 高品質で付加価値の高い箱根西麓三島野菜のブランド認定制度の導入が求められています。

2 目的

特産品の創出やブランド化を進め、本市の魅力を全国に発信し、産業の活性化につなげること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
三島ブランド認定品目総数 三島ブランドセット販売 個数	16品	50品 360個	50品 500個	三島商工会議所でみしまブランドとして認定された品目数(累計) 特産品である三島ブランド商品の詰合せ販売個数 (年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 特産品の創出

① 特産品の開発支援

- 農産物の特産品化に必要な品質の向上や付加価値を高めるための技術支援などを行うとともに、農商工の連携を図るため、マッチングの機会の提供を推進します。
- 国・県の制度を利用した特産品創出の財政的支援を行うほか、生産、加工、流通に係る業者の連携による特産品の創出を推進します。

② ふるさと産品の発掘

- 本市に伝わる郷土色豊かな特産品やふるさと産品の発掘に努めます。

(2) 特産品のPR・ブランド化

① 特産品のPR

- 箱根西麓三島野菜や三島うなぎなどに続く将来の特産品と成り得るものを、イベントなど、機会を活用して全国にPRするほか、話題性をつくり、さまざまなメディアを通じて情報を発信します。
- 箱根西麓三島野菜のPRイベントを開催し、地産地消による市民への周知とともに地場農産物の特産品化を促進します。
- 商工会議所のブランド認定制度を活用し、全国に向けて特産品のPRを推進します。

② ブランド化による販路拡大

- 本市の特産品を取り扱う店舗の運営支援や直売施設による箱根西麓三島野菜をはじめとする特産品の販売を推進し、本市のブランドとしての定着に努めるとともに、[「JAPANsg」への参加など](#)インターネットを利用した全国販売など、販路拡大を促進します。

5 主要事業

- 農商工連携・第6次産業化※推進事業
- 箱根西麓三島野菜ブランド化事業（再掲）
- 観光特産品化推進事業【完了】
 - ・ 開発支援事業
 - ・ 調査・研究事業
 - ・ イベント・キャンペーン・PR事業
 - ・ 販路拡大事業
- 三島ブランドPR推進事業
- みしまコロケ普及推進事業
- 特産品インターネット販売推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元特産品の魅力の再認識と積極的な消費・PR
- 三島ブランドの積極的な消費と全国へのPR
- 地場農産物などを利用した商品の創作と普及
- 新たな特産農産物の創出

用語解説

- ※ 農商工の連携：農林業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発などに取り組むこと。
- ※ 2次産品：未加工の農産物・水産物・鉱産物などを加工した産品。
- ※ 第6次産業：農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者が主体的に関わることで、第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ること。(1+2+3=6)によって農業を活性化させようとする。
- ※ JAPANsg：各地の自治体が核となり「地域の良いもの」を掘り起こし、それを全国に向けて発信し、地域所得の向上を目指す通信販売サービスのこと。

18 地域の特性を生かした農業の振興 〈農業〉

1 現状と課題

- 農業は、食料の供給だけでなく、国土の保全や地下水のかん養、自然環境の保全や美しい景観の形成、伝統や食文化の継承など、市民の暮らしに欠かせない多面的な役割を果たしています。
- 農業従事者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の増加などは、食料自給率をはじめ、農業の健全な発展や農用地の合理的な利用に大きな影響を及ぼしています。
- 効率的・安定的な農業経営のためには、農地の利用集積を促進していく必要があります。
- 国の農地制度の転換により、農地の貸借の規制などが緩和されたことから、企業や新規就農者などの参入による、地域農業の活性化が期待されています。
- これからの農業の発展には、農産物の生産だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者自らが主体的かつ総合的に関かかわるなど、第6次産業※化が求められています。
- 近年の食品の偽装問題をきっかけに、地元で生産される新鮮で安心・安全・安心な農産物に対する市民の関心が強くなっています。
- 特色ある地域農業を確立し発展させていくためには、箱根西麓三島野菜のブランド化をはじめ、環境に配慮した三島独自の農業スタイルづくりが必要です。
- 箱根西麓の農業地帯では、農作業の効率化を図るため、幹線農道の整備が必要となっています。
- 山田川の流域には昔の農村風景や豊かな自然環境が残っていることから、地域の自然や文化、人々との交流を楽しめる場としての活用が期待されています。
- 県が進める「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」による「6次産業化の推進」と「農産物の生産力の向上」を図るため、箱根西麓・三島大吊り橋周辺における「農業と観光の融合」による農業振興と地域経済の活性化が求められています。

2 目的

安心・安全な農産物が安定的に生産され、地場農産物への理解と関心が高まり、地域の特性を生かした活力ある農業が営まれるようにすること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
認定農業者数	116人	121人	121人	認定農業者数(各年4月1日現在)
エコファーマー認定者数	45人	50人	55人	県のエコファーマーに認定された人数(各年4月1日現在)
農用地利用集積面積※	18ha	50ha	23ha	耕作放棄地を含む農用地を利用集積した面積(各年度実績)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的な農業施策の推進

① 農業振興地域整備計画の推進

- 本市における自然的条件や経済的、社会的諸条件などを考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した「三島市農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農用地を将来にわたり保全し、農業上の利用を確保するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施します。

② 優良農用地の保全・確保

- 農業委員会による、農地法など関係法令に基づく農用地の適正管理はもとより、食料の供給、自然環境の保全、水源のかん養など、多面的機能を有している優良農用地の保全と確保に努めます。

(2) 地域農業の活性化

① 担い手の育成・確保

- 認定農業者の育成・確保とともに、新たな農業の担い手として期待される企業・新規就農者などの農業参入を支援します。また、兼業農家が地域農業の担い手となるよう努めます。

② 地場農産物のブランド化の推進

- 箱根西麓三島野菜をはじめ、地場農産物のブランド化を推進するとともに、農商工の連携※や第6次産業化を促進し、地場農産物の消費拡大、地域農業の活性化を図ります。

③ 地産地消・旬産旬消の推進

- 安心・安全な地場農産物を地元で消費する「地産地消※」、旬の作物を旬の時期に食す「旬産旬消※」を推進します。

④ 耕作放棄地対策の推進

- 耕作放棄地対策として農用地の利用集積を推進し、箱根西麓三島野菜の生産量の拡大をはじめ、農業体験農園の開設や企業の農業参入など、農用地の多面的利用や有効利用を促進します。

⑤ 畜産の振興

- 優良家畜の導入により経営基盤の安定・飼養管理技術の向上を図るとともに、~~ブランド養豚のPR~~ **ブランド化により**畜産の特産化に取り組みます。

(3) 環境保全型農業の推進

① 有機農業・自然農法の推進

- 減農薬・低化学肥料による栽培の普及、環境に配慮した有機農業・自然農法の振興を推進します。

② エコファーマーの育成

- 安心、安全で新鮮な農産物の提供、環境にやさしい農業生産方式を実施するエコファーマーの育成に努めます。

(4) 農業・農村基盤整備の推進

① 農業生産基盤整備の推進

- 農地の集積を図る土地基盤整備や農道、用水路などの土地改良施設の整備を行うとともに、**その適正な保全管理、環境に配慮した維持管理に努めます。**
- 「内陸のフロンティア」を拓く取組の土地利用の推進に併せて、周辺農地において、農業の生産性の向上や、良好な景観の形成に配慮した総合的・一体的な整備などに努めます。

② 農村環境整備の支援

- 農業施設の適正な保全管理、環境に配慮した維持管理に努め、地域住民も含めた農道や水路の清掃など営農活動を支援します。

(5) 山田川自然の里 **里山景観や田園風景**の保全と利用促進

① 山田川自然の里 **里山景観や田園風景**の保全と活用

- 「山田川自然の里」の恵まれた自然環境と**里山景観や田園風景**を保全・活用し、**それらを活用した市民農園の運営や散策路の整備、花などによる景観形成などを展開し**、~~やささまざまな農業体験、自然散策などを通じ~~、都市住民との交流や農村地域のにぎわいづくりを進めるとともに、市民のやすらぎと憩いの場としての利用を促進します。

② **市民ボランティア**団体の育成・支援

- 里山の棚田などの復元、里山づくり、農業体験の活動など、「山田川自然の里」の運営管理の主体となる**協働の理念に基づき、里山景観や田園風景を保全し利活用するボランティア団体など**、~~市民ボランティアの~~育成・支援を行う推進します。
- 農地の地力向上に効果のある緑肥・景観作物の栽培を促進し、ボランティア団体などと連携しながら農村地域の景観向上に努めます。

5 主要事業

- | | | |
|---------------------|-----------------------------|------------------------|
| ● 農業振興地域整備計画推進事業 | ● 家畜改良補助事業 | ● 県・市土地改良事業 |
| ● 優良農用地保全事業 | ● 家畜舎一斉消毒薬剤購入補助事業 | ● 松毛川環境整備事業 |
| ● 認定農業者育成事業 | ● 耕作放棄地再生利用事業 | ● 農業用施設維持管理事業 |
| ● 新規就農者育成支援事業 | ● 環境保全型農業推進事業 | ● 山田川市民農園等維持管理事業 |
| ● 箱根西麓三島野菜ブランド化推進事業 | ● 畑作圃場土壌保全事業 | ● 山田川グリーンツーリズム※研究会支援事業 |
| ● 農商工連携・第6次産業化推進事業 | ● エコファーマー育成事業 | ● 佐野地区市民農園整備維持管理事業 |
| ● 地産地消推進事業 | ● 県営担い手育成基盤整備事業 | ● みしま花のまちフェア |
| ・地域営農団体補助事業 | ● 地域景観形成事業 | |
| ・イベント支援事業 | ● 農業用施設維持管理事業(中郷温水池) | |
| ・学校給食地場農産物拡大事業 | | |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 農産物のPRなどを通じた地産地消・旬産旬消の高揚と実践
- 農産物のブランド化に向けた箱根西麓三島野菜や畜産ブランドの積極的な消費とPR
「山田川自然の里」の利用と環境や景観の保全活動への参加

用語解説

※ 第6次産業：P71参照

※ 農用地利用集積面積：農地の効率的な利用を促進するため、利用権の設定・所有権の移転・作業受託などによって農地を集積した権利設定面積。

※ 農商工の連携：P71参照

※ 地産地消：P41参照

※ 旬産旬消：P41参照

※ グリーンツーリズム：P69参照

19 活力ある工業振興と新産業の創出 〈工業・新産業〉

1 現状と課題

- 世界的な経済不況により、事業規模や業種を問わず、さまざまな分野で先行き不透明な状況が続いています。
- 国内では、人口減少や高齢化の進展、消費者の嗜好の多様化などにより、企業には、大量生産、大量販売から多品目少量生産へのシフトや、製品やサービスの付加価値を高めることが求められています。
- 本市の景況調査によると、過当競争やデフレ要因による販売価格の低下傾向が見られます。一部業種に回復基調が見られるものの、製造業全体では、依然厳しい状況が続いています。
- 市内の工業系事業所の約90%は従業者30人未満で、約46%は従業者3人以下の事業所です。
- 中小企業への融資事業を通じて、既存の企業の経営基盤を安定させるとともに、起業家の育成や新産業の創造を図ることが求められています。また、中小企業金融円滑化法の期限切れによる対策も必要とされます。
- ふじのくに先端医療総合特区の認定を受けたことから、本市では、引続き県が進めるファルマバレープロジェクト※に参画し、健康・医療に関連する異業種連携を推進していますが、地域の発展に向けてさらなる連携を、さらに強化していく必要があります。

2 目的

企業の体質を強化し、活力と魅力ある工業の振興と新産業の創出を進め、地域経済と産業の活性化を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
ファルマバレーバイオネットワーク市内会員企業数 Made in Mt. Fuji 市内登録企業数	12社	37社	50社	ファルマバレープロジェクト外のバイオネットワーク会員企業数(市内) ファルマバレー関連技術保有企業 Made in Mt. Fuji に登録されている市内企業数
経営革新計画承認件数	74件	99件	140件	県の経営革新計画の承認を受けた事業所の数 (H11年度からの累計)

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 地場産業の育成

① 既存企業の育成

- 既存企業の技術力や企業の特徴を生かした付加価値の高い地場産業の育成を支援します。
- 新技術を生み出す基礎づくりとして、企業に従事する技術者の育成を支援します。

(2) 新産業の創出・育成

① ファルマバレープロジェクトの推進

- 県や研究機関、企業、関係団体、県東部地域の市町などと連携して、医薬・健康関連分野の振興や集積を推進し、健康サービスが充実した高次都市機能が集積したまちづくりを進めます。
- 優秀な技術を持つ市内企業のデータベース化を図り、ファルマバレープロジェクトへ推薦するとともに、ビジネスマッチング※の体制づくりに向けた協議を進めます。

② 医看工連携の支援

- 三島商工会議所が推進する「医看工連携・ミシマ」と連携して、医療看護現場のニーズと企業のマッチングや新製品創出の場の提供を行い、医療と産業を担うひとづくりと患者、家族、医療従事者のニーズに応えるものづくりを進めます。

③ 異業種交流の支援

- 県や~~静岡~~おき産業創造機構 ファルマバレーセンター、東部地域イノベーションセンター※、三島商工会議所、金融機関などと連携して、ニーズ※とシーズ※の情報を集積し、マッチングの機会を提供することで、新製品や新産業の創出を推進し、企業の競争力の強化を図ります。

④ 起業家・経営者の育成・支援

- 三島商工会議所と連携し、「みしま経営支援ステーション※」(Mステ)を開設し、ワンストップ相談窓口の設置やセミナーなどを実施して起業希望者や経営者への支援を行います。
- 起業時の資金面について、創業支援のための融資制度の活用を促進します。

⑤ 国・県などとの連携強化による工業振興

- 国・県などとの連携を強化し、中小企業の各種支援制度の活用を促進します。

5 主要事業

- 地場産業育成支援事業
- ファルマバレープロジェクト推進事業
- ファルマバレー関連事業所集積促進事業補助金
- 医看工連携推進事業
- 異業種交流支援事業
- 創業者開業・経営支援補助事業
- 中小企業経営革新補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 企業の特徴を市内外に伝える情報の発信
- 異業種交流などの情報交流機会への積極的な参加
- 市と関係機関との協働によるビジネスマッチングの機会と場の提供
- 金融機関による各種融資制度の紹介と企業による活用

用語解説

- ※ ファルマバレー・プロジェクト：「世界一の健康長寿県の形成」を目的に、世界レベルの研究開発を進め、県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展を進める取り組み。
- ※ ビジネスマッチング：企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーとの出会いを仲介すること。
- ※ ニーズ：消費者の求めている必要性のこと。
- ※ シーズ：企業が消費者に新しく提供する新技術・材料・サービスのこと。
- ※ みしま経営支援ステーション：三島市と三島商工会議所との協働により、三島商工会議所内に設置され、金融機関や専門家等と連携し、経営指導員や専門家による相談などにより、中小企業の経営課題をワンストップで解決する窓口のこと。
- ※ 東部地域イノベーションセンター：静岡県東部地域の経済活動を支援し、広く地域社会発展に貢献することを目的に、沼津市、三島市、長泉町、清水町における産学官金の連携のもと組織された産業支援機関のこと。

20 企業誘致の推進 〈企業誘致〉

1 現状と課題

- 近年、景気悪化の影響により、県内や市内の産業の生産、受注とも大幅に減少し、企業の立地や設備投資の意欲の冷え込みが強まっていることから、企業進出は厳しい状況が続いています。
- 本市では、平成18年(2006年)に企業誘致の専門部署を設置し、JR新幹線三島駅や東駿河湾環状道路など、本市が有する立地優位性や優遇制度をPRするなど、市外の企業の誘致や既存企業の定着を重点的に推進しています。
- 企業立地は、新たな税収の確保、地域雇用の創出など、地域の振興にさまざまな波及効果が期待できるため、進出企業や既存企業、関係機関などと連携した積極的な誘致活動を進めていく必要があります。
- 市内には、進出する企業が希望する面積、単価などに見合う工業用地が不足していることから、新工業団地の創出について効果的に進めるため、~~に向けて~~静岡県が国から指定を受けた、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」に事業を組み入れました。また、地権者、地域住民の意向や進出検討企業の情報を的確に把握しながら、~~するとともに~~、国、県、開発事業者とともに、整備手法や土地利用計画などを調整していくことが課題となっています。

2 目的

企業の誘致や地元既存企業の定着を推進することにより、新たな税収の確保や地域雇用の創出、地域産業の活性化を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
優良企業誘致数	14社	19社	20 32社	環境配慮型の優良企業を誘致した件数 (H18年度からの累計)
誘致企業雇用者数	512名	642名	700 1100名	誘致企業が雇用している従業者数 (H18年度からの累計)

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 企業立地の推進

① 誘致活動の推進

- 本市の魅力や資源である住みやすさ、歴史・文化・自然、JR新幹線三島駅などをアピールするとともに、企業情報を収集するため、企業訪問を実施し積極的な誘致活動を推進します。
- 用地取得などの検討段階から立地・操業に至るまでのさまざまなサポートをワンストップサービス※で対応します。
- 「内陸のフロンティア」を拓く取組や、国土利用計画、都市計画マスタープランなどの主要計画に基づき事業実現に向けた誘致活動を進めていきます。

② 企業の進出・移転などへの支援

- 地域産業の高度化や活性化を図るため企業の誘致を促進します。
- 製造業や研究所、ソフトウェア業※、物流企業の誘致を促進するため、優遇制度による支援を行います。
- 住工混在地域における問題を解消するため、工場移転の支援や集団化を検討します。

③ 技術先端型業種の立地推進

- 医薬品や電子計測器などの製造を行う技術先端型業種の工場などについては、企業の実情に応じた立地を推進します。

(2) 企業立地用地の確保

① 立地に適した用地の確保

- 企業の進出用地を確保するため、企業や関係機関などとのネットワークを構築し、用地情報の収集に努めます。

② 新たな工業団地の検討・創出

- ~~企業誘致に伴う用地不足の解消を図るため、地権者の意向や技術的な課題を整理し、新工業団地開発の可能性について検討を進め~~ 進出を希望する企業ニーズに応え、新工業団地の創出を図るため、地権者、地域住民の意向や進出検討企業の情報を的確に把握するとともに、国、県、開発事業者とともに、整備手法や土地利用計画などを調整していきます。

5 主要事業

- 企業立地推進事業
- 企業立地事業費補助事業
- 企業立地情報提供事業
- 新工業団地検討・創出事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地元既存企業の定着
- 進出希望企業や用地情報の提供
- 市と企業、関係機関との情報交換によるネットワークの構築
- 地域活動への積極的な企業参加

用語解説

- ※ ワンストップサービス：企業立地の際の各種規制に関する手続きの迅速化などに対応するための専門部署などによる体制。
- ※ ソフトウェア業：顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成やその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所。
(受託開発ソフトウェア業、プログラム作成業、情報システム開発業、ソフトウェア作成コンサルタント業など)

21 | 良好な就労環境と雇用の確保 〈経営・勤労者支援〉

1 現状と課題

- 平成20年(2008年)9月以降、米国発の金融危機に端を発した世界的な経済不況から、事業所では、経営基盤の安定・持続を図るため、賃金の引き下げを行うなど、勤労者の雇用環境・就労環境に大きな影響が現れています。
- 事業者の経営基盤と勤労者の生活の安定を図るため、各種融資制度や福利厚生事業を充実させる必要があります。
- 勤労者に対する住宅建設資金貸付事業と教育資金貸付事業は、それぞれ平成22年度(2010年度)、25年度(2013年度)に利子補給事業へと移行しました。
- 平成25年(2013年)4月の有効求人倍率※は、全国0.61、静岡県0.58、ハローワーク三島管内0.62といずれも低い水準にあります。
- 就労意欲のある人々の雇用の場の確保が困難な状況となっており、さらに積極的に国・県、関係機関と連携して雇用対策を進めていく必要があります。

2 目的

事業者の経営の安定を図るとともに、すべての勤労者や求職者が豊かでゆとりある生活を送ることができる就労環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
経営革新事業による支援件数	0件	10件	8件	経営革新計画を実行している事業所を支援した件数(年間)
三島函南勤労者福祉サービスセンター会員数	(H22.4) 293事業所	275事業所	300事業所	三島函南勤労者福祉サービスセンターの会員事業所数(各年4月1日現在)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 良好な経営基盤の確保

① 経営基盤の安定・強化

- 各種融資制度の利用を促進し、中小企業や組合の経営基盤の安定、強化を図ります。
- 三島商工会議所と連携し「みしま経営支援ステーション※」(Mステ)を開設し、経営に関する各種相談に応じ経営基盤の安定、強化を図ります。

(2) 良好な就労環境の確保

① 勤労者融資制度の充実・支援

- 住宅建設資金や教育資金の融資制度を充実し、勤労者の住宅取得の促進や教育環境への支援を進めます。

② 福祉厚生事業の充実

- 三島函南勤労者サービスセンターや三島商工会議所などを通して、中小企業や小規模事業所の勤労者への福利厚生事業の充実を図ります。

③ 良好な雇用関係の維持・向上

- 均等な雇用機会の提供や労働条件、労使間の権利関係などに関する情報や国の施策について、労働基準監督署と連携し、啓発に努めます。

(3) 雇用対策の推進

① 就業の促進・支援

- ハローワーク三島を中心に、国や県、三島商工会議所、民間団体などと連携して、若年者や障害のある人、高齢者などの求職者に対し、情報提供、講習会、面接会、相談会などを実施します。
- 内職の求職者に対し、求職に関する相談を行うとともに、企業からの求人情報を紹介します。
- 女性就労相談窓口を開設し、女性にとって望ましい職業選択やキャリア開発を支援します。

② 国・県などとの連携による雇用対策

- 国・県などとの連携を強化し、関係情報の収集に努め、雇用創出事業などの補助制度を活用するなど、経済状況や雇用状況に応じた有効な施策を実施します。

5 主要事業

- 中小企業融資事業
- 勤労者住宅建設資金貸付事業
- 勤労者教育資金貸付事業
- 三島函南勤労者福祉サービスセンター補助事業
- 中小企業特定退職金共済補助事業
- 就業促進・支援事業
- 国・県などとの連携による雇用対策事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 低利融資など、利用しやすい融資制度の紹介と企業による活用
- 良好な雇用関係の維持・構築
- 働きやすい就労環境の整備
- 経営者、起業家、就業希望者などの各種相談のワンストップサービス※の機会の拡充

用語解説

※ 有効求人倍率：公共職業安定所で扱った有効求人数を有効求職者数で割ったもの。有効求人倍率が1を下回ると、求職に対して求人が少ないことを示す。

※ みしま経営支援ステーション：P75参照

※ ワンストップサービス：P77参照

22 秩序ある計画的な土地利用の推進 〈土地利用〉

1 現状と課題

- 人口減少や超高齢社会の進展、地球環境問題の高まりや財政悪化による公共投資の削減への対応として、エコ・コンパクトシティ※の形成が求められ、郊外での開発が抑制されています。
- 本市の既成市街地の人口密度は県下 23 市のうちで最も高く、未利用地も少ない状況です。また、市域のおよそ 3 分の 2 が箱根西麓の農地や森林で占められているため、都市的な土地利用の可能な土地に限られています。
- 平成 23 年の東日本大震災の教訓や、南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、沿岸・都市部から内陸・高台部への移転など、予防的な防災・減災対策の必要性が高まっています。
- このような中、市では、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」の推進事業（三島市 5 事業）について、計画期間である平成 29 年度までの事業の完了を目指していますが、クリアすべき個別法の問題が多岐にわたるため、県をはじめ、関係機関等と綿密に協議しながら事業の進捗を図っていく必要があります。
- 三島駅周辺は、新幹線駅にふさわしい都市基盤整備や民間による再開発事業を促進していく必要があります。
- 国道 1 号や国道 136 号の沿道では、後背地の居住環境との調和に配慮した沿道サービス施設などの立地を誘導する必要があります。
- 本市では、建築協定や地区計画によって、良好な市街地が形成・維持されている地区もありますが、多くの既成市街地には、災害時の避難路や避難地となる道路や公園などの都市基盤が未整備のまま住宅地が形成されており、地区計画の導入などによる居住環境の改善が求められています。
- 本市では、平成 24 年（2012 年）2 月に、市街化調整区域における秩序ある整備・開発と保全のため、県の承諾を得た県内初の基本方針として「第 2 次三島市市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」を策定しています。
- 計画的な土地利用を図り、低未利用地の有効活用や効率的な土地取引を進める必要があります。
- 住居表示の改善、地籍調査（国土調査）などを計画的に実施する必要があります。
- 低層のまち並みにマンションなどの高層建築物が突出して建設されるようになり、日照の阻害や圧迫感による住環境の悪化が懸念されています。

2 目的

自然環境と都市的環境との調和を図り、秩序ある計画的な土地利用によるまちづくりを推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
第 2 次三島市都市計画マスタープラン※における整備施策の着手率	41.25%	44.19%	66.00%	第 2 次三島市都市計画マスタープランに示されている整備方針に基づき着手した施策の割合

4 施策の方向（5 年間の取り組みの内容）

(1) 秩序ある土地利用の推進

① 国土利用計画の推進

- 国土利用計画法の規定に基づき、市域の特性と実情を踏まえ中長期的な観点に立って策定された「第 3 次国土利用計画（三島市計画）」に沿って、秩序ある土地の有効利用を図ります。

② 「内陸のフロンティア」を拓く取組に係る特区事業の推進

- 「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）」に基づき、東駿河湾環状道路沿線周辺地域の秩序ある有効な土地利用を図ります。

(2) 良好な市街地の形成

① 都市計画マスタープランの推進

- 自然環境と都市的環境が調和した都市づくりを推進するため、「第2次三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を計画的に促進します。

② 市街化区域と市街化調整区域の見直し

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、良好な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の見直しを計画的に行います。

③ 用途地域などの見直し

- 「第2次三島市都市計画マスタープラン」の将来都市像に基づき、それぞれの地域にふさわしい土地の利用を進めていくため、用途地域などの見直しを計画的に行います。

④ 地区計画の導入

- 良好な街区の形成と地区住民の意向が反映されたきめ細かなまちづくりを進めるため、都市計画提案制度の活用による地区計画の導入を推進します。

⑤ 中高層建築物の紛争予防と調整

- 中高層建築物の建築によるトラブルを予防・調整し、良好な居住環境を形成するため、中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めるとともに、高度地区の導入を検討します。

(3) 適正な土地利用への誘導

① 法令などに基づく適切な指導・誘導

- 都市計画法や三島市土地利用事業指導要綱に基づき、無秩序な開発などを防止し、良質な開発の誘導を図ります。

② 「内陸のフロンティア」を拓く取組の促進

- 「内陸のフロンティア」を拓く取組における都市的土地利用については、自然的土地利用と共生し、相互に機能を発揮し得るような土地利用を推進していくため、農林業など自然環境との調和を図りながら事業の実現を促進します。

③ 計画的な地籍調査の実施

- 地籍調査の未実施地区は、計画的な地籍調査の実施に努めます。

④ 土地区画整理事業の推進

- 土地区画整理事業は、経済情勢や地価などの推移を見ながら、関係者と協議・検討を進めます。

5 主要事業

- 第3次国土利用計画（三島市計画）推進事業
- 第2次都市計画マスタープラン推進事業
- 東駿河湾広域都市計画等見直し事業
- 地区計画推進事業
- 土地利用対策事業
 - ・ 土地対策事業
 - ・ 土地取引規制事業
- 地籍調査事業

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 良好な都市環境や居住環境に配慮したまちづくり活動への参加
- 国土利用計画に沿った土地利用への理解と協力
- 都市計画マスタープランに沿ったまちづくりへの理解と協力
- 地籍調査への協力

用語解説

- ※ エコ・コンパクトシティ：人口の減少や高齢化、地球問題の深刻化、財政制約の高まりから、日常生活が徒歩や自転車、公共交通で可能になるように、必要とされる都市機能や公共サービスが集約された環境負荷の少ない都市構造のこと。
- ※ 都市計画マスタープラン：1992(平成4)年の都市計画法改正で、市町村が定めることとなった都市計画に関する基本的な方針（都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針など）のこと。略して都市マスとも呼ばれる。

23 快適な市街地の形成 〈市街地整備〉

1 現状と課題

- 本市三島駅周辺地区は広域交通の結節機能を有する県東部地域の拠点都市地域としての発展が期待されてきました。に位置付けられ、とりわけ三島駅周辺は、北駿企業やファルマバレー関連産業、ジオパーク構想をはじめとする、伊豆を結ぶ交通結節点・富士、箱根、伊豆国立公園の玄関口として、観光や人的交流の地域の産業や資源を生かした広域交流拠点としての役割強化が期待されている地域です。
- 本格的な人口減少、少子高齢化社会を迎える中で、経済情勢の変動に加え、人口動態や社会構造を見据えた都市構造の転換が求められています。
- 三島駅南口東街区地区は、長年にわたり市民から商業を核とした再開発拠点整備が求められてきました。また、西街区についても、早期に業務を中心とした再開発の方向性を検討していくことが課題となっています。そのなかで、東西街区は、平成24年3月に策定した三島駅周辺ランドデザインの枠組みを踏まえ、役割分担と有機的な連携を図りながら、まちの特性を生かした都市の再構築が課題となっています。
- 三島駅北口周辺の施設整備の先行により、駅周辺に滞留する人口の集積が見込まれます。しかし、JR東海道線鉄道敷地により市街地が南北に分断されているため、円滑機能的な都市活動や市民活動の利便性が阻害されている状況にあります。
- 地域の交流と回遊性の向上、三島駅利用者の利便性を向上させるため、都市機能をつなぐ三島駅南北自由通路の整備の必要性が高まっており、今後、JR東海・JR貨物など、事業者や関係機関との協議を進め、効率的な整備を行うことが課題となっています。は、駅の成り立ちから、早期に整備ルート案を見出すことは難しい状況ですが、駅利用者の利便性や回遊性を高めることは、まちのポテンシャルの向上につながるため、引き続き整備方策の検討を行っていく必要があります。
- 三島駅北口広場の整備は、一般送迎車両とタクシー・バスロータリーを分離することにより円滑な交通環境の創出に効果を上げており、今後は、駅利用者の利便性の向上を図っていく必要があります。
- 安全な歩行空間の確保や都市景観の向上のために、今後も計画的に電線類地中化事業を進めていく必要があります。

2 目的

中心市街地にふさわしい快適な都市環境の創出と均衡のとれた市街地を形成すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
電線類地中化整備延長	2,200m	2,680m	4,580m	電線類地中化の整備延長の距離（累計）
三島駅南口歩行者数	4,475人		8,000人	三島駅南口（駅前広場 東側交差点）を往来する1日当たり（12時間）の歩行者数

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 三島駅南口周辺再開発の推進

① 三島駅南口（東街区）再開発の推進

- 三島駅前の顔にふさわしい中心商業地の機能集積を図るため、三島駅南口（東街区）に、商業、業務、住宅、駐車場などの周辺ランドデザインにおいて位置づけられた、役割分担を図る中で、スマートウエルネスシティのフロントとして、広域健康医療拠点にふさわしい高次都市機能を導入した備えた施設整備を推進します。

② 三島駅南口（西街区）再開発の推進

- 三島駅南口（東街区）再開発を補完し、三島駅西側地区の活性化を図るため、基幹的施設として、業務、観光、住宅、駐車場などの機能を導入した周辺ランドデザインにおいて位置づけられた、役割分担を図る中で、東街区と相互に補完し合うガーデンシティみしまのフロントとして、広域観光情報発信拠点にふさわしい施設整備を推進します。

(2) 三島駅南北交通結節機能の充実

① 三島駅北口の利便性の向上

- 三島駅北口において、駅前広場とロータリー、駅に通じる都市計画道路の整備と、周辺地域への業務・宿泊などの施設建設を進め、新幹線駅にふさわしい交通結節機能の強化と駅利用者の利便性の向上を図ります。

② 南北自由通路の整備推進

- 三島駅南北の地域の交流と回遊性を**アクセス向上**させるため、南北自由通路の整備を推進します。~~それにより、経済波及効果による駅周辺のにぎわい創出と地域活性化を目指し~~に向けた関係機関との協議を行うとともに、**市民等の賛同を得る中で、交通政策の観点も含め、新たな施設整備などの研究を進めます。**

(3) 電線類地中化の推進

① 電線類地中化事業の実施

- 快適な歩行者空間の確保と都市景観の向上を図るため、県や関係者と協議を進め、三島駅南口周辺再開発事業に伴う周辺道路など、三島駅周辺市街地の電線類地中化事業を進めます。

5 主要事業

- 三島駅南口（東街区）市街地再開発事業
- 三島駅南口（西街区）市街地再開発事業
- 三島駅南北自由通路推進事業
- 三島駅北口周辺街路建設事業
- 電線類地中化推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域住民と一体となった三島らしいまちづくりの実践
- 電線類地中化事業への理解と協力
- 地域の将来像に関する市民との検討

24 | 安全で円滑な道路網の整備 〈道路〉

1 現状と課題

- 本市では、多くの幹線道路が市街地にあるため、他市町や郊外からの通過・流入車輛が多く、まちなかで交通混雑が発生しています。
- 平成21年(2009年)7月、東駿河湾環状道路の一部である沼津岡宮ICから三島塚原ICまでが一部供用開始となり、市街地の渋滞の一部が改善されています。計画区間全体の早期完成により、さらに効果が上がる事が望まれています。
東駿河湾環状道路は、平成21年(2009年)7月、沼津岡宮ICから三島塚原ICまでが一部供用開始され、平成24年(2012年)3月には、三島加茂ICが供用開始されました。平成26年2月には函南塚本ICまでの区間が供用開始され、伊豆中央道へと接続されることにより、市街地の交通渋滞の緩和と、さらには、地域相互の活発な交流と広域的な連携強化、活気ある一体的な圏域づくりが見込まれ、期待されています。
- 広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図る道路網を形成するために、下土狩文教線などの幹線道路の整備や西間門新谷線(平田新谷線)などの市道の改良整備が必要となっています。
- 平成20年(2008年)3月に策定した「三島市移動等円滑化基本構想※」に基づき、重点整備地区内の生活関連施設をつなぐ道路について、移動などが円滑にできるよう道路空間の整備を進めていく必要があります。
- 市が管理する架橋年度の古い橋梁については、橋梁の現状を把握し、適切な維持管理を図ることが課題となっています。や修繕が必要なため、平成24年(2012年)5月に三島市橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。
- 市内の随所に狭い道路があり、災害時や緊急時の避難や消火活動などに支障をきたす恐れがあります。
- 市内の道路は老朽化が進み、改良や修繕が必要な箇所が年々増加傾向にあることから、道路パトロールによる不良箇所の早期発見に努め、良好な状態を保つ必要があります。
- 誰もが安全で歩きやすい道路となるよう、「スマートウエルネスシティ構想」の概念を取り込んだ基本理念を定め、「歩車共存道」※を定義するなど、本市独自の基準を盛り込んだ「三島市道路の構造の技術的基準を定める条例」を平成25年(2013年)4月1日に施行しました。今後は、基本理念に基づいた歩車共存道を含む道路整備を行う必要があります。

2 目的

安全で快適な道路を整備することにより、交通ネットワークを構築し、交通混雑の緩和や産業の活性化につなげることを。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
谷田幸原線建設事業(徳倉工区)の進捗率	0.7%	21.1%	50.0%	事業区間402mのうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
三島駅北口線建設事業の進捗率	44.2%	50.4%	88.0%	事業区間646mのうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
西間門新谷線(平田新谷線)道路改良事業の進捗率(第1工区)	50.9%	59.7%	70.0%	事業区間390mのうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
下土狩文教線建設事業の進捗率	22.3%	30.7%	75.0%	事業区間574mのうち、総事業費に対する累計の事業費の割合(整備換算率)
一般市道改良延長	111,750m	117,808m	115,000m 121,000m	改良した一般市道の延長(昭和51年からの累計)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 幹線道路網の整備

① 都市計画道路網の整備

- 谷田幸原線や三島駅北口線、下土狩文教線など、都市計画道路の整備を進め、広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図ります。

② 国道・県道の整備促進

- ~~東駿河湾環状道路の全線開通を早期に実現させるとともに、~~国道1号(笹原山中バイパス)や国道136号、主要地方道三島裾野線など主要な国道・県道の整備を促進します。

③ 県道沿線の美化活動の促進

- 「しずおかアダプトロードプログラム※」を活用し、地域住民によるまちの美化活動を支援・促進します。

(2) 生活道路の整備

① 市道・橋梁の整備

- 市民の生活に密着した道路については、安全性に十分配慮し新設・改良道路を新設するとともに、道路の幅が困難で車の交通量が少ない道路や沿線関係者や公安委員会とも協議して一方通行化などにより車の交通量を減らすことが可能な道路については、歩車共存道※の整備を計画的に行います。
- 生活道路における歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域や公安委員会と協議しながら「ゾーン30」※の導入を進めます。
- 橋梁については、三島市橋梁長寿命化修繕計画を策定しに基づき、既存橋梁延命化の修繕を進めるとともに、架け替えが必要な橋梁については計画的に整備を進めます。

② 狭あい道路の解消

- 緊急車輛の通行が困難な道路について、必要に応じて、計画的に整備を進めます。
- 建築基準法などに基づく適切な指導・誘導により、幅員4m未満の狭あい道路の解消に努めます。

(3) 安全な道路の維持管理

① 道路の維持管理

- 安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールの強化に努めるとともに、予防保全の考え方に基づく道路の維持修繕の計画を策定しを進め、適切な管理に努めます。

② 歩道の整備・改善

- 車椅子利用者や高齢者、通学児童などが安心して通行できるように、利便性や安全性に配慮した歩道のバリアフリー※化や既存の歩道の改善に努めます。

5 主要事業

● 都市計画街路建設事業

- ・ 谷田幸原線
- ・ 三島駅北口線
- ・ 下土狩文教線
- ・ 西間門新谷線

● 国道1号笹原山中バイパス、東駿河湾環状

道路ほか国道・県道整備促進事業

- 市道整備事業
- 市道維持管理事業
- 道路改良事業
 - ・ 錦田大場線
 - ・ 文教町幸原線

● 橋梁整備事業

- 狭あい道路整備等促進事業
- 歩道改善事業
- 歩車共存道整備事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 道路整備などへの理解と協力
- 郵便局などとの覚書締結による道路損傷などについての情報提供
- 道路危険箇所などの情報提供

用語解説

- ※ 三島市移動等円滑化基本構想：主に中心市街地に係る「移動等円滑化（バリアフリー化）基本構想」として平成20年3月に策定。高齢者や身体などに障害のある人をはじめ、すべての人が歩きやすい、移動しやすいまちづくりの構想。
- ※ 歩車共存道：自動車の速度や通過交通を抑制し、歩行者や自転車の安全を確保することを目的とした道路のこと。
- ※ ゾーン30：P59参照
- ※ バリアフリー：車椅子利用者などが、不自由なく移動できるように、段差解消などを行い、建築物の障害（バリア）を取り除くこと。
- ※ しずおかアダプトロードプログラム：県と、ボランティアでまちの美化活動を行う地域住民、企業、学校などが同意書を交わし、プログラムの活動団体として認証した上で、一定区間の清掃美化をおまかせし、その活動に対し県と地元市町が支援するしくみ。

25 | 利用しやすい公共交通の充実 〈公共交通〉

1 現状と課題

- 県内の乗合バス輸送人員は、長期間にわたって減少傾向にあり、バス事業者が不採算路線から撤退していくことが懸念されていることから、バス利用者の拡大が大きな課題となっています。
- バスが運行しない地区に住む高齢者などの交通弱者※への対応が課題となっています。
- 将来的にわたり高齢化が進み、自家用車を利用できない高齢者の増加が見込まれることから、**医療機関への通院**や日常生活の足としてバスなどの公共交通機関に対するニーズはますます高まっていくことが予想されます。
- 公共交通機関を利用して快適な移動ができるようにするため、既存のバス路線の維持や不採算バス路線を運行するバス事業者への助成を行うだけでなく、自主運行バスや循環バスなど、コミュニティバス※の利便性を高める必要があります。
- 超低床ノンステップバス※などの導入率を向上させるため、引き続き国・県と協調し、バス事業者に対する購入支援を進めていく必要があります。
- 市街地の交通混雑を緩和するため、公共交通機関の利用を推進し、車の利用を抑制していく必要があります。
- **自家用車に過度に頼らないで歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。このため、公共交通機関のより効果的な運行を図るため、その利便性向上と利用拡大策を検討する必要があります。**
- JR新幹線三島駅を利用する通勤・通学者などの利便性を向上させるため、新幹線ひかり号の増発や増便、高速バスの運行拡充が求められています。

2 目的

誰もが不自由なく、快適に移動できるよう、公共交通が利用しやすい環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
コミュニティバスの利用者数	167,227人	167,296人	178,000人	コミュニティバスの利用者数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) バス機能の充実

① 生活交通バス路線網の維持

- 生活交通バス路線を維持するためバス利用者の拡大を図りながら、路線バスを運行する事業者への支援のほか、定期券の購入など自助努力に取り組む自治会などに支援を行います。
- [乗り換えの円滑化、路線ルートの見直しなどを含め、路線バスの充実策について検討します。](#)

② コミュニティバスの運行確保と利便性向上

- 路線バスの廃止などに伴う公共交通の空白地域※の解消を図るために自主運行バスの運行の確保に努めます。また、高齢者、障害のある人など、交通弱者の生活交通の確保と観光客などの交通手段として、市の中心部や市内各地域を運行する循環バスの利便性の向上を図ります。

③ 超低床ノンステップバスなどの導入支援

- 特に高齢者や障害のある人※などのバスの利用促進、乗降の利便性**及び**安全性の向上を図るため、バス事業者による超低床ノンステップバスなどの導入を支援します。

(2) 公共交通の円滑化・利便性向上

① 交通需要管理施策(TDM※)の推進

- 市街地の慢性的な交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を図るため、交通需用管理施策(TDM)の推進に努めます。

② 移動円滑化の推進

- 公共交通を利用する誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを進めるため、駅や公共施設、商業施設などが集積した区域を対象にバリアフリー※化を推進します。

③ 交通事業者への働きかけ

- 新幹線三島駅を利用した通勤、通学者などの利便性の向上を図るため、新幹線ひかり号の増発や増便、高速バスの新たな路線確保に向け、近隣市町や関係団体、大手事業所などと連携し、鉄道事業者やバス事業者への働きかけを行います。

5 主要事業

- 生活交通バス路線維持補助事業
- 地域バス路線確保対策補助事業
- 自主運行バス事業
- 循環バス運行事業
- 超低床ノンステップバス導入補助事業
- 交通需要管理施策推進事業
- 移動円滑化のためのバリアフリー化推進事業
- 新幹線ひかり号・高速バス等増発要望事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 路線バス運行関係者による運行の効率化と利便性の向上
- 公共交通機関の積極的な利用
- 公共交通機関における高齢者などの交通弱者への配慮、乗車時のゆずりあい
- 三島市エコエコデー※への理解と協力

用語解説

- ※ 交通弱者：P59参照
- ※ コミュニティバス：路線バスの廃止代替や公共交通の空白地域解消を目的にした自主運行バス、中心市街地等などの活性化を目的に運行する循環バスなど、公費が投入され運行する乗合バスサービス。
- ※ 超低床ノンステップバス：地上面から床面までの高さが約30cm程度であり、スロープ板や乗降口の有効幅が80cm以上であることなど「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基準に適合したバス。
- ※ 空白地域：駅やバス停留所まで距離が遠いなど、公共交通サービスを受けるのに不便な地域。
- ※ 障害のある人：P35参照
- ※ TDM：自動車の効率的利用や公共交通への利用転換などを促すことにより、発生交通量の抑制や集中緩和など、「交通需要の調整」を図ること、道路交通混雑を緩和していく取り組み。
- ※ バリアフリー：P87参照
- ※ 三島市エコエコデー：通勤時におけるノーマイカー、時差出勤、相乗りなどにより、交通混雑の緩和や地球温暖化対策などに寄与することを目的に、6月5日の「世界環境デー」に合わせて、市内の事業所参画のもと三島市が平成19年度から実施している取り組み。

26 良質な住環境の形成 〈住環境〉

1 現状と課題

- 少子高齢化、核家族化の進行などによる世帯構成員の変化によって、住宅に対するニーズは多様化しています。市営住宅では、居住者の高齢化や単身化が進んでいることから、間取の改善や、バリアフリー※化、住替えなどの対応が必要となっています。
- 子どもの独立などによって、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しつつある既開発団地では、高齢者が安心して生活できる環境の再構築が望まれています。
- 高齢者のみの世帯が増加しているなか、賃貸住宅では、高齢者であることを理由に入居を拒まれるなど、賃貸契約に関する問題が増えています。
- 本市では借家率が比較的高く、特にファミリー世帯が居住する住宅の面積が狭い傾向にあります。
- 低額所得者、高齢者、障害のある人など、住宅の確保に特に配慮を要する方への支援が求められています。
- 分譲マンションでは、区分所有者の高齢化や管理への無関心などにより、適正な管理や修繕が行われていないケースも見られます。
- 県が進める「内陸のフロンティア」を拓く取組の「ゆとりある暮らし空間の実現」を図るため、坂地区と大場地区を「ゆとりある田園居住区整備促進地区」に位置付けています。

2 目的

良質な住環境の整備を進め、誰もが安全で安定した住生活を送ることができる環境を整備すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	51.0%	—	53.0%	総務省「住宅・土地統計調査」のデータを基に算出した生活しやすい居住面積として国が定める基準に達しているファミリー世帯の割合
住宅最低居住面積水準未達率	5.7%	—	3.0%未満	総務省「住宅・土地統計調査」のデータを基に算出した生活に最低限必要とされる居住面積の基準に達していない世帯の割合
独立した子ども世帯における親との同居・近居率	11.0%	—	14.0%	親世帯と分離した子ども世帯が、親世帯と同居又は5分以内の場所に近居している割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 総合的な住宅施策の推進

① 住宅マスタープランの推進

- 住生活の質の向上を図るため、本市の地域特性を踏まえ策定した「三島市住宅マスタープラン」に基づき、計画的に取り組みを進めます。

(2) 市営住宅の維持・管理

① 市営住宅の全面的改善

- 多様なニーズに対応した市営住宅の供給を進め、入居者が安全で安心して生活することができるよう、バリアフリー化やリニューアル※を行い、住環境の全面的な改善を図ります。

② 市営住宅の長寿命化

- 三島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、建物の適切な維持管理を実施することで、更新コストの削減と延命化を図り、環境負荷の低減とコスト削減に努めます。

③ 借上げ型公営住宅の導入検討

- 住宅需要や民間借家の空き家状況を考慮し、借上げ型公営住宅の導入について検討を進めます。

④ 高齢世帯などの安否確認体制の整備

- 単身の高齢者などが安心して生活できるように、日常の安否確認が容易に行える仕組みを整備していきます。

(3) 高齢者・子育て世帯への住宅支援

① 高齢者世帯の円滑な入居の促進

- 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度などの活用についてPRを行い、高齢者世帯などの住替えが円滑に行われるように努めます。

② 子育て世帯などへの住宅支援

- 市外から転入してくる子育て世帯や転入により三世同居や近居となる世帯に対する支援策を検討し、実施に努めます。

③ 高齢者や障害のある人※が安心して居住できる環境整備

- 福祉施策と連携し、高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、住宅改修の促進に努めます。

(4) 住宅取得や住宅管理における安心確保

① 民間共同住宅の適切な管理の支援

- マンション入居者や所有者が安心して住宅の取得や管理できる環境を築くため、マンション管理セミナーを実施します。

(5) 家・庭一体の住まいづくり

① 優良田園住宅の整備

- 県が進める「家・庭一体の住まいづくり」と「内陸のフロンティア」を拓く取組の「田園居住区整備促進事業」を実現するため、坂地区と大場地区への優良田園住宅の導入を進め、職・住と自然が調和した新しいライフスタイルの場の創出を図っていきます。

5 主要事業

- 住宅マスタープラン推進事業
- 公営住宅整備事業
- 公営住宅補修事業
- ~~高齢者世帯円滑入居促進事業~~
【住宅マスタープラン推進事業に統合】
- 子育て世帯等住宅支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 日常的な声かけや見守りによる高齢者の孤立化の防止
- 賃貸住宅へ的高齢者世帯の円滑な入居への協力
- 2世代・3世代同居の実践

用語解説

- ※ バリアフリー：P87参照
- ※ リニューアル：内装などを全面的に改修し、装いを新たにすること。
- ※ 障害のある人：P35参照

27 | おいしい水道水の安定供給 〈上水道〉

1 現状と課題

- 本市の上水道は、地下水や湧水を水源としており、安全でおいしい水に対する市民のニーズは高い傾向にあります。
- 市民の節水意識の定着や節水型家電機器の普及による効果から水需要は減少し、料金収入の落ち込みが続いていることから、水道事業を取り巻く財政状況は厳しくなっています。
- 伊豆島田浄水場や各配水池などの老朽化した施設の多くが十分な耐震性を有しておらず、耐用年数を超過した老朽管の増加に更新が追いついていない状況にあります。
- 将来にわたり、水道水を安定的に供給するためには、主要施設の適正な維持管理を行うとともに、限られた事業費のなかで、施設や管路を**耐震化も含め**、効率的に**かつ計画的に**延命・更新していく必要があります。

2 目的

将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
耐震管の布設延長	32.0 km	52.7 km	62.0 km (年5 km以上)	新設改良工事と老朽管布設替工事により施工した耐震管延長（累計）
配水池など施設の耐震化事業施工箇所数	3 箇所 (4 配水池)	4 箇所 (5 配水池)	5 箇所 (8 配水池)	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数（H10 年度からの累計）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 上水道事業計画の推進

① 水道ビジョンの推進

- 本市における水道事業の将来像を示し、その実現のための具体的な方策を取りまとめた「三島市水道ビジョン」を、計画的に推進します。
- **将来にわたり、より安定的に水道水を供給するため、水道ビジョンについて、達成度を3年から5年間隔で評価し、見直しを行うことで、社会情勢や市民ニーズに適応した、より実効性の高い計画の推進を図ります。**

(2) 安全でおいしい水の供給

① 安全な水質の管理

- 安心して水道水を利用できるよう、水質検査計画に基づき、定期的な水質検査や毎日の水質監視を行います。

② 水道施設の更新・適正な維持管理

- ~~電気、機械、計装設備などの点検に基づき、補修、修繕を行い、施設設備の良好な状態を維持するよう努めるとともに、耐震性が不足している施設、管路については、重要度や老朽度を考慮しながら効率的な更新と耐震化対策を実施します。~~

水道施設・設備を適正に維持管理し良好な状態を保つため、重要度、老朽度及び耐震性を考慮しながら、「三島市水道ビジョン」に基づく、施設、管路の効率的な更新と耐震化対策を実施するとともに、電気、機械、計装設備などは、点検結果を踏まえた補修・修繕を行い、施設設備の良好な状態を維持するよう努めます。

(3) 運営基盤の強化

① 健全な水道事業の経営

- 水道事業にかかる経費の節減、経営の合理化を推進し、健全な水道事業の経営に努めます。

② 適正な水道料金の検討

- 将来にわたり、安定した水道事業を継続するために適正な水道料金の設定について検討します。

5 主要事業

- 水道ビジョン推進事業
- 水質監視事業
- 水道施設耐震化事業
- 水道施設維持管理事業
- 適正水道料金検討事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 宅地内漏水発見のための定期的な水道メーターの点検
(ホームページ、上水道、宅地内漏水の発見のしかた参照)
- 路上での漏水箇所について市への情報提供

用語解説

※ 有収水量：配水池から配水した水量のうち、料金徴収の対象となった水量。

28 | 美しい景観の保全と形成 〈景観〉

1 現状と課題

- 楽寿園をはじめ、源兵衛川や桜川などの富士山の湧水が流れる小河川、緑あふれる白滝公園、三嶋大社など豊かな自然資源や名所は本市を象徴するものとなっています。
- 市内随所から富士山の雄姿を眺めることができるため、市内外の方から高い関心が集まっています。
- 地域の特色に応じたきめ細かな景観形成を進めていくため、平成18年(2006年)に県知事の同意を得て景観行政団体※となり、平成20年度(2008年度)には「三島市景観計画」を策定しました。
- 市街地では、「街中がせせらぎ事業」をはじめ電線類地中化や花のまちづくりなどによるまちなかの整備や、景観重点整備地区の指定により、個性的で魅力あふれる景観が形成され、数々の賞を受けるなど、全国的に高い評価を受けています。
- 交通環境や居住環境に恵まれている一方で、低層のまち並みにマンションなどの高層建築物が突出して建築されるようになり、眺望や景観の阻害をめぐる紛争が発生しています。

2 目的

三島特有の自然的、歴史的、文化的に優れた景観を維持・保全・活用し、良好な景観を創出すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
「景観（自然風景・まち並み）の美しさ」に関する市民の満足度	48.3%	53.0%	55.0%	市民意識調査で「満足している」と答えた人の割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 総合的な景観施策の推進

① 景観計画の推進

- 本市が有する優れた自然的・歴史的・文化的景観の保全を図るとともに、さらに優れた景観の創出を図るため、市域全域を景観計画区域として策定した「三島市景観計画」（良好な景観の形成に関する方針※）に基づく景観形成を、計画的に推進します。

② ガーデンシティを推進する景観誘導

- 緑や花のある良好な街区の形成を推進していくため、大規模建築物や地区計画、開発行為などの敷地における花壇や緑化スペースの設置を誘導していきます。

(2) 景観形成の推進

① 景観形成の誘導

- 「三島市景観計画」に基づき、市域を6つのゾーンに区分し、ゾーンごとの景観形成方針に沿って、各種施設の建設を誘導します。

② 景観重点整備地区の指定

- 特に優れた景観形成を図る必要があると認められる地区は、地域住民と十分な協議を行いながら景観重点整備地区に指定し、良好な景観形成を推進していきます。
- 本市の景観形成基準に適合した修繕や修景に対し支援を行います。

③ 景観重要樹木・建造物の指定など

- 地域の景観や自然、歴史、文化、生活から見て価値のある樹木や建造物などを、景観重要樹木・景観重要建造物に指定し、管理・保全を行います。

④ 優れた眺望地点の指定

- 富士山をはじめとする本市特有の景観を満喫できる地点は、眺望地点として指定し、整備に努めます。

⑤ 三島市景観賞の選定

- 市内の景観形成に寄与していると認められる建築物などのほか、景観の形成に功績があると認められる市民や団体を表彰します。

(3) 景観形成の規制・誘導

① 大規模建築物などの景観形成の規制・誘導

- 届出が必要となる建築物などの新築や増築、改築、移転、外観の変更は、本市の景観形成基準による規制・誘導を行います。

② 屋外広告物の規制・誘導

- 良好な景観形成や風致の維持、また、市民に対する危害を防止するため、屋外広告物の掲出に対して適切な規制を行うことにより、良好な景観への誘導を図るとともに「屋外広告物誘導整備地区」の導入について検討を進めます。

5 主要事業

- 景観計画推進事業
- 景観重点整備地区指定事業
- 景観重要建造物等指定事業
- 眺望地点指定事業
- 景観賞選定事業
- 屋外広告物対策事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 三島市景観計画の方針や基準に基づく景観形成への理解と協力
- 建築物等景観マニュアルによる景観の保全・創出への理解と協力

用語解説

※ 景観行政団体：景観法に基づいた多くの景観施策を実施する地方公共団体。

※ 良好な景観の形成に関する方針：方針は次のとおり。

- ① 市域全体の景観形成の方針等
- ② ゾーン別の景観形成方針
- ③ 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針
- ④ 建築物等の景観形成の方針（市域全域）
- ⑤ 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等
- ⑥ 眺望地点に関する方針

29 地球温暖化防止活動の推進 〈地球環境〉

1 現状と課題

- 近年、地球温暖化が原因と言われる動植物の異変や干ばつ、大雨などの異常気象が世界的に頻繁に見られます。発生し、かつ深刻化しています。
- 化石燃料に依存したエネルギーから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を極力抑えたクリーンエネルギーへの転換が求められています。
- 平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災以降、電力供給は、火力発電に依存せざるを得なくなり、発電量に対するCO2排出量が大きく増加しています。
- 京都議定書で定めた、平成24年(2012年)までの第1約束期間に温室効果ガス排出量を6%削減する(1990年比)という国の目標の達成は厳しい状況となっています。クレジット制度などにより、数値的には達成される見込みですが、平成25年から平成32年の第2約束期間については、主要排出国が参加する単一で公平な枠組みが不可欠との考えから、日本は参加していません。
- 平成22年(2010年)3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案では、平成25年(2013年)に行われた第19回国連気候変動枠組み条約締約国会議において、日本は、「平成32年(2020年)までに温室効果ガス排出量を25%削減する(1990年比)」という従来の温室効果ガス削減の中長期目標を掲げ、「2005年度比で3.8%増加(1990年度比では3.1%増)に抑える」という目標に大きく下方修正しました。
- 本市は、平成10年(1998年)3月に、市民・企業・行政が三位一体となって地球温暖化防止を推進することを決意し、「地球温暖化防止都市」を宣言しています。
- 平成12年(2000年)7月にISO14001※の認証を取得し、平成15年(2003年)には市内の全ての公立小中学校(21校)に拡大し、先進的な環境活動を実施してきました。平成21年(2009年)7月には自らの責任でISO14001の規格に適合していることを表明する「自己適合宣言」へ移行しました。今後は、ISOの規格に固執することなく、本市に合った仕組みを取り入れることで、さらに効果を高めていく必要があります。
- 小・中学生などへの環境学習の推進や学校や地域などで活躍できる環境リーダーの育成に努め、市民環境大学卒業生など環境ボランティアの固定化により、地域での環境活動の推進が危惧される状況にあることから、小中学生を対象とした環境学習を推進するとともに、環境リーダーや環境ボランティア、事業者との協働による、環境保全活動を推進し、育成が喫緊の課題となっています。
- 市内のISO14001やエコアクション21※の認証取得事業者を、さらに増加させることが課題となっています。
- 地球規模の温暖化を防止し持続可能な社会を形成するため、「第2次三島市環境基本計画」を改定しに沿い、環境の保全、継承に総合的に取り組むことが必要になっていき、重要です。

2 目的

かけがえのない地球環境を守り、良好な環境を次世代に引き継ぐこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
環境リーダー育成人数	1,145人	1,357人	1,500人	市民を対象とした環境教育に参加した人数(H12からの累計)
新エネルギー導入件数	525件	1,265件	1,600 2,000件	新エネルギー設備導入助成を利用した件数(H12からの累計)
ISO14001・エコアクション21認証取得事業所数	65件	72件	95件	ISO14001とエコアクション21の認証取得事業所の総数

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的環境施策の推進

① 環境基本計画の改定・推進

- 環境の保全や創造に関する施策の一層の推進を図るため、「第2次三島市環境基本計画」を改定し、時代に対応した特色ある計画として具体的で着実な施策に沿い、戦略的プロジェクトである「エコガーデン・プロジェクト」と「ボトムアップと協働による環境活動プロジェクト」を中心に、環境の保全や創造に関する施策の一層の推進を図ります。

(2) 地球環境対策の推進

① 地球温暖化対策の推進

- ~~温室効果ガスの排出を抑制するため、エコパートナーの認定や、緑のカーテンなどの家庭で行いやすい取組など、全市的な地球温暖化対策の~~推進し、**温室効果ガスの排出抑制と景観の向上による潤いのある快適な環境の創出**を図ります。

② 環境マネジメントシステムの推進

- 行政自ら率先して環境への配慮を実践し、市民や事業者の環境行動を促すため、国際標準規格である ISO14001 ~~の継続的な運用や改善に努め~~を**基本に、より本市に合った環境マネジメントシステムへの改善・運用**を図ります。
- 事業者の ISO14001 の認証取得を促進するとともに、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の取得を支援します。

③ 資源・エネルギーの有効利用

- 持続可能な社会の実現に向けて、計画的に省資源、省エネルギーの活動を推進するとともに、太陽光発電をはじめとする**新エネルギー・創エネルギー関連機器**の導入促進に努めます。
- エネルギー使用の合理化に努めるため、小中学校を含む市の全ての施設で省エネルギー対策を推進します。
- **子ども会などが実施する資源ごみ回収活動を支援し、ごみの再資源化を推進します。**

(3) 環境教育の推進

① 環境リーダーの育成

- 環境保全活動について、学校や地域で中心的な役割を担う環境リーダーを育成します。

② 環境教育の推進

- 幼児から大人まで、各世代に応じた環境教育など、環境について自ら考え、率先して行動ができる人づくりを推進します。

③ 環境保全活動の推進

- 市民環境大学修了生を中心とした**環境ボランティア**や**ストップ温暖化推進員**などの**環境ボランティア**と連携した環境活動**ごみ拾いや花壇づくり、園児との野菜づくり**など、**まちの景観や人の健康にも寄与する環境保全活動**を推進します。
- **市民相互の交流を促進するとともに**、市民団体や地域に住む人たちが主体的、積極的に取り組んでいける環境活動を支援します。

④ エコセンターの活用

- 旧三島測候所を整備したエコセンターは、環境学習の機会の提供や環境リーダー育成の場として、また、環境情報や**世界文化遺産となった富士山に関する情報**などの発信拠点として活用を図ります。

5 主要事業

- | | | |
|---|---|--|
| ● 環境基本計画推進事業 | ● 新エネルギー・省エネルギー活用促進事業 | ● 中学生環境リーダー育成事業 【統合】 |
| ● 地球温暖化対策推進事業 | ● 資源ごみ回収報奨金交付事業 | ● 環境学習フロンティア事業 |
| ● ISO14001 環境マネジメント推進事業
【完了・独自EMSに移行】 | ● 住宅用太陽光発電システム設置 スマートハウス設備導入費補助事業 | ● 地域環境づくり推進事業 |
| ● 三島市環境 家庭版 ISO 認定制度推進事業 | ● 小中学生環境リーダー育成事業 | ● 市民環境リーダー育成事業 |
| ● エコアクション 21 取得支援事業 | | ● エコセンター管理運営事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ● 環境に配慮した生活(エコライフ)の実践 | ● 地域の環境保全活動への参加 |
| ● 環境負荷の少ない事業活動 | ● エコアクション 21 の取得 |
| ● ストップ地球温暖化の活動の実践 | |

用語解説

- ※ ISO14001：環境マネジメントシステムの国際標準規格。環境保全対策を自主的、積極的に進めるために、①計画②実行③評価④改善という一連の手続きを繰り返し、業務を継続的に改善する仕組み。
- ※ エコアクション 21：環境省が中小事業者向けに策定した、認証・登録制の環境マネジメントシステム。

30 自然環境に配慮した生活環境の保全〈生活環境・自然環境〉

1 現状と課題

- 安全・安心な暮らしは誰もが望むところであり、良好な生活環境や多様な生命が育まれる自然環境を維持していくことが求められています。
- 本市では、大気汚染、水質汚濁などを定期的かつ継続的に測定・監視し、生活環境の保全に努めています。
- 公害・環境保全に係る迅速な行政指導により、**法規制に関連する**公害苦情は減少していますが、個人に対する苦情や法規制では対処できない苦情が増加傾向にあります。
- 本市の環境の現状などを掲載した報告書の作成・公表や、インターネットによる情報の発信など、正確で適切な環境情報を提供し、市民の環境保全に対する意識の啓発に努めることが必要です。
- 清潔で美しいまち並みや快適な空間の保全を図るため、**歩行路上喫煙対策**の強化が求められています。
- **平成23年度に「公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を見直し、吸い殻などの散乱防止の強化、受動喫煙の防止を図っています。**
- 生物多様性※基本法が平成20年(2008年)6月に施行され、多様な生命が育まれる自然環境を保全しつつ、良好な生活環境を確保していくことが必要になっています。
- 飼い犬や飼い猫の登録数の増加に伴い、**糞の始末や鳴き声などの飼養マナーに関する苦情や相談が増えていることから、適正な動物飼養への意識の向上が課題となっています。また、飼い主のいない猫の相談が増えていることから、飼い主のいない猫の繁殖や近隣被害を防止することが求められています。**

2 目的

多様な生命が育まれるなど、豊かな自然環境を守るとともに、快適な生活環境を確保すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
大気・水質などの環境基準の達成率	100.0%	100.0%	100.0%	大気、水質、騒音などの測定箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合
苦情・相談件数	55件	86件	50件	市に寄せられる公害などの苦情・相談件数(年間)
河川清掃・環境講演会参加人数	800人	924人	1,000人	市、環境保全団体が実施する河川清掃、講演会などへの参加者数(年間)

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 生活環境の監視・保全

① 生活環境の監視

- 大気・水質・騒音・振動をはじめ、ダイオキシン類等有機塩素系の有害化学物質などを定期的、継続的に測定・監視します。

② 生活環境保全の指導

- 市民生活に影響する野焼き・悪臭などの各種苦情・相談に対し、迅速かつ的確に対応します。
- 事業所などを発生源とする騒音・振動については本市が指導や指示を行い、その他環境関連法の特定施設※においては、県との立入検査などによって指導を行います。

(2) 環境保全の啓発・普及

① 環境情報の公表・提供

- 身近な環境の状態や環境政策の進捗状況などを明らかにするため、年次報告書「環境報告書～三島の環境～」を発行するとともに、ホームページなどで公表します。また、広く環境情報を収集し、市民・関係団体などに対し、最新の環境情報の提供に努めます。

② 環境保全活動の支援・促進

- 環境保全活動を促進するため、市内の事業所などにより構成されている三島地区環境保全推進協議会をはじめとした、各種環境団体の取り組みを支援します。
- 中小事業者が公害防止を図るエコアクション21の認証を取得するために必要な施設の設置法的整備を支援します。

③ ~~歩行~~公共の場における喫煙マナーの~~ポイ捨て防止の強化~~徹底と指導の強化

- ~~ポイ捨てや受動喫煙を防止し、快適な空間を保全するため、歩行喫煙・ポイ捨て防止条例を見直し、路上での喫煙防止を強化します。~~ボランティア監視員による路上喫煙禁止の指導などを実施強化し、条例の周知やマナー
- 一順守意識の喚起に努め、美しく品格あるまちづくりを進めます。

(3) 生物多様性の保全

① 自然環境基礎調査結果の活用

- 平成13・14年度（2001・2002年度）に実施した三島市自然環境基礎調査の見直しを行い、動植物情報を冊子やホームページなどで公表するとともに、生物多様性の保全のための啓発資料などとして活用を図ります。

② 自然保護意識の啓発

- 生息する多様な動植物の保護の推進や各種団体と協働した行事などを通じ、市民の自然保護意識の啓発に努めます。
- ~~森林~~環境ボランティア団体などが推進する市内の豊かな自然環境の保全や癒し空間の創造への支援を行い、市民の自然保護意識の向上を図ります。

(4) 犬や猫の適正な飼養の推進

① 犬や猫の適正な飼養

- 家庭での犬や猫の適正な飼養について周知・指導するとともに、人と動物が共生できるよう、動物愛護への意識向上を図ります。

② 地域ねこ事業の推進

- 飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、地域ねこ事業として、飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助事業を実施します。

5 主要事業

- 環境保全推進事業
- 生活環境監視事業
- 環境年次報告書作成事業
- 三島地区環境保全推進協議会補助事業
- 路上喫煙・ポイ捨て防止対策事業
- 自然環境基礎調査事業
- 生物多様性保全啓発事業
- 犬及び猫適正飼養啓発事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 環境保全推進団体の活動への参加
- 公害防止活動の実践
- ポイ捨てごみなどの回収・啓発活動への参加
- 自然環境保護意識の向上
- 路上喫煙防止活動の実践

用語解説

- ※ 生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。
- ※ BOD：酸素を使いながら水中の汚れ（有機物）を分解するバクテリアによって消費された酸素の量。値が大きいほど水が汚れていることを示す。
- ※ 特定施設：工場や事業所に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称。

31 | 循環型社会の形成 〈ごみ・リサイクル〉

1 現状と課題

- 市内の家庭や事業者から排出されるごみの量は、平成13年度(2001年度)から増加傾向にありましたが、市民の環境意識の向上や近年の経済情勢の影響などにより、平成18年度(2006年度)をピークとして減少傾向に転じています。
- 本市は、清潔で住みよい郷土の建設を推進するため、昭和37年(1962年)に「環境衛生都市」を宣言しています。
- 現在、古紙やビン・缶類など10品目のごみの分別収集を実施していますが、市民の資源化への関心は高く、分別の細分化が望まれています。
- 限りある資源を大切にし、環境にやさしい清潔なまちづくりを進めるため、また、ごみ処理施設や最終処分場の延命化のため、さらなるごみの減量化・資源化が必要です。
- ごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設の老朽化に対応するため、精密機能検査などにより長期的な計画を立て、安定した施設の運転に必要な大規模改修工事などを行ない、適正運転と管理に努める必要があります。
- 最終処分場の残余容量が少なく、新規処分場の早期建設が困難であるため、焼却灰の外部搬出が急務の継続が必要となっているため、新たな最終処分場の候補地の検討を進めていく必要があります。
- 後を絶たない不法投棄について、監視員によるパトロールなど市民との協働により、早期発見・早期回収に努める必要があります。

2 目的

限りある資源を大切にし、ごみのない清潔なまちづくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
1人当たり1日のごみ排出量	1,142g	1,084g	943g	市民1人が1日に出すごみの排出量
ごみのリサイクル率	16.8%	15.4%	24.0% 25.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) ごみの減量・資源化の推進

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

- 環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するために策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、社会情勢の変化などに応じたごみの減量化・資源化やごみの適正処理を推進します。

② ごみの排出抑制

- 環境にやさしい生活スタイルの確立を目指し、ごみ減量化に対する市民や事業者への意識啓発に努め、ごみの発生抑制や生ごみの堆肥化などの支援を行います。
- ごみ減量化の推進とごみ処理に対する費用負担の公平化などを図るため、ごみ処理有料化を調査・検討します。

③ ごみの資源化

- ごみ分別ルールの周知・指導や廃プラスチック類の分別収集の検討、不用品の再使用の推進など、資源循環システムの形成を進めます。

④ 広域的な取り組みの推進

- 近隣の8市4町※で構成される駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会において、ごみの減量化や資源化などそれぞれの市町が抱える問題などについて検討します。

(2) ごみの適正処理

① ごみ収集の効率化

- ごみ収集の効率化を図るため、自治会の協力のもと適切な集積所の配置に努め、適正なごみ収集を実施します。

② ごみ処理施設の維持管理

- 年々老朽化するごみ焼却処理施設などの計画的な点検を行い、適切な施設の更新や修繕などを実施し、環境基準に適合する安定した処理施設の稼働に努めます。
- 最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の外部搬出や最終処分量の削減に努めるとともに、新たな処理施設や**処理方法、及び最終処分場のあり方**についての調査・研究を行います。

③ ごみ処理施設の大規模改修工事

- 循環型社会形成推進地域計画と長寿命化計画に基づいたごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などの基幹的設備整備工事を平成 25 年度から平成 27 年度までの間に実施し、施設の延命化を図ります。

(3) 環境衛生の向上

① 不法投棄の防止

- 不法投棄~~タリ~~→~~キャン~~→~~ペ~~→監視業務委託や不法投棄監視員によるパトロールなど市民の協力を得て監視強化に努めます。

② 地域美化・防疫業務の支援

- 環境美化推進員を中心として自治会などが行う環境美化活動や、ユスリカ駆除などの防疫活動の支援を行います。

5 主要事業

- 一般廃棄物処理基本計画推進事業
- 生ごみ処理機購入補助事業
- 一般廃棄物資源化事業
- 一般廃棄物収集運搬事業
- 施設管理業務委託事業
- 施設補修事業
- 処理施設整備事業
- **ごみ処理施設基幹的設備整備事業**
- ダイオキシン対策事業
- 環境衛生推進事業
- 環境美化推進員活動補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ごみの減量化への取り組みの実践
- ごみの資源化への取り組みの実践
- ごみ収集の効率化への理解と協力
- 不法投棄防止への取り組みの実践

用語解説

※ 8市4町：沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町。

32 健全な森林・水資源の保全 〈森林・水資源〉

1 現状と課題

- 本市の面積の約3分の2を占める箱根西麓の山間丘陵地の森林では、国産材価格の低迷などを背景に整備や管理が不十分な状況が続いており、治山・治水や水源かん養などの森林の公益機能低下が危惧されています。
- 集中豪雨や台風による災害を未然に防止し、市民の生命・財産を守るため、計画的な間伐や林道整備を推進する必要があります。
- 竹材消費量の大幅な減少などにより放置竹林が増加していることから、適正な管理による良好な森林形成が求められています。
- 森林ボランティアの育成や支援により、協働による森林整備活動を進めていく必要があります。
- 本市の湧水量は減少傾向が続いており、不安定な状況にあります。黄瀬川上流域の市町と連携して地下水保全対策を推進する必要がありますが、流域全体の足並みが揃わない状況にあります。
- 本市の上水道は地下水や湧水を水源としていますが、市民1人当たりの水道使用量は国や県と比較すると高い水準にあることから、節水意識をさらに向上させることが課題となっています。
- 地下水の保全と生活用水の確保のため、今後も地下水保全対策に取り組むことが必要です。
- 市街化により低下した地下水かん養機能を補うため、雨水浸透マス※の普及などを図っていく必要があります。

2 目的

健全な森を育成し、治山・治水など森林のもつ公益的機能の増進を図るとともに、合理的な水利用の推進とかん養量の増加を図り、水資源を確保すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
間伐実施面積	1,122ha	1,234ha	1,400ha	三島市森林整備計画に基づき間伐を行った森林面積（累計）
1人当たり1日の水道使用量	416ℓ	418ℓ	390ℓ	市民1人が1日に使う平均水道使用量

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

（1）森林の保全

① 森林の育成・保全

- 森林のもつ多様な公益的機能の発揮・維持のために策定した「三島市森林整備計画」に基づき、間伐や造林、保育などきめ細かな森林施業を推進します。
- 間伐モデル地区の選定と、同モデル地区における利用間伐の推進状況などを踏まえながら、三島市森林整備計画の実現に向けた具体的な取り組みを定める「三島市間伐アクションプラン（仮称）」の策定について検討を進めます。

② 放置竹林対策の推進

- 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐を推進するとともに、所有者による適正な維持管理につながる方策を検討します。

③ 林道の整備

- 計画的な森林整備を進めるため、林道の整備や作業道の開設を推進します。

④ 間伐材（木材・竹）の利用促進

- 間伐材の利用促進を図るため、間伐モデル地区を選定し、さまざまな取り組みを検討推進します。特に間伐材を利用した木製品の提案、公共施設での利用などを促進します。

⑤ 森林ボランティアの育成・支援

- 人と森林とのかかわりなどへの理解を深めるとともに、森林環境整備や接待茶屋周辺の森づくりを推進するため、ボランティア団体などを育成・支援します。

(2) 水資源の保全

① 黄瀬川流域地域との連携強化

- 地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取り組みを黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や3市3町（沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町）との連携強化に努めます。

② 地下水、湧水量の監視

- 2市2町（沼津市、三島市、清水町、長泉町）で組織する黄瀬川流域地下水利用対策協議会により、定期的な地下水位の観測とともに、井戸の掘削の届出指導を行い地下水の保全を図ります。

③ 地下水かん養・節水活動の推進

- 箱根西麓での森の小さなダムづくり※の実施や雨水浸透マスの設置などにより地下水かん養を図るとともに、節水コマ※や雨水貯留施設の設置の普及により地下水の保全を図ります。

④ 恒久水源確保に向けた第2工業用水道の促進

- 黄瀬川流域全体の水需要の安定と地下水保全のため、第2工業用水道の必要性を流域市町に働きかけるなど、恒久水源確保に関する施策の推進を図ります。

5 主要事業

- 間伐事業
- 放置竹林対策事業
- 県単林道事業
- 林道維持管理事業
- 間伐材の利用促進事業
- 森林ボランティア推進事業
- 小沢の里維持管理事業
- 地下水保全対策事業
- 地下水位・湧水量観測事業
- 森の小さなダムづくり事業
- 雨水浸透貯留等施設設置補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 森林の役割、仕組みを学習するための森林イベントへの参加
- 森林ボランティア活動への参加
- 森の小さなダムづくりへの参加
- 節水コマや雨水浸透マスの設置

用語解説

- ※ 雨水浸透マス：屋根に降った雨水をろ過し、効率よく大地に浸透させる施設。地下水のかん養と浸水被害の防止を目的とする。
- ※ 森の小さなダムづくり：森林の地下水かん養の働きを高め、土砂の流出を防ぐため、雨が降ったときに水が流れる山の谷の部分に、間伐（かんばんづ）して不要になった丸太を2～3段積上げて小さなダムを何段も作る取り組みのこと。
- ※ 節水コマ：水資源の有効利用と上水道の節水を図るために、水道蛇口からの流量を調整する器具。蛇口内に取り付けて使用する。

33 緑と水辺空間の保全と創出 〈緑・水辺空間〉

1 現状と課題

- 潤いと安やすらぎのあるまちづくりを進めるには、市街地の緑や湧水を活かした水辺空間の保全・創出・活用を図る必要があります。
- 本市の1人当たりの公園面積は県内で比較すると低い水準にあることから、計画的な公園の整備が求められています。市民緑化を進めるため、みどりまつりや花づくり講習会などの身近な緑を楽しむイベントを継続的に実施していく必要があります。
- 本市の公園施設については、今後、一斉に更新時期を迎え、財政負担の増大・集中が懸念されており、予防保全の考え方に基づく計画的な改築・更新により、ライフサイクルコストの低減と財源の有効活用を図る必要があります。
- 公園や街路樹などの維持管理費が年々増加していることから、市民との協働による新たな緑の管理体制が必要となっています。
- 三島墓園について、墓地の需要と敷地の有効活用に配慮した計画的な整備が課題となっています。
- 源兵衛川や大場川、清住緑地などの水辺は、憩いの場として多くの人に利用されていることから、今後も適切な維持管理が求められています。
- 市民の貴重な財産である楽寿園を後世に引き継ぐことができる管理運営方針の検討が必要とされています。は伊豆半島ジオパークのジオサイト認定や富士山世界文化遺産登録によりその存在価値と保全の必要性はさらに高まっています。
- 楽寿園の魅力高め、市民の利便性を向上させるために、水や自然と親しむことができる環境の整備や、施設の改善、市内外へのPRなどがその価値を維持し、さまざまな利用や活動が豊かに展開されるためには、施設整備はもとより、その価値の効果的な発信と、利用環境の魅力向上に向けた取り組みが必要です。

2 目的

緑豊かな生活空間と水辺環境などの保全・創出・活用を図り、潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
都市公園の開設済み面積 (1人当たりの都市公園面積)	37.85ha (3.34㎡/人)	38.09ha (3.37㎡/人)	47.5ha (4.2㎡/人)	市で開設した都市公園の総面積
楽寿園入園者数	204,633人	251,412人	250,000人 270,000人	楽寿園の入園者数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 緑に関する総合的施策総合的な緑化施策の推進

① ガーデンシティみしまの推進

- 自然・環境・歴史・文化などの本市の貴重な財産と、長年に渡り続けられてきた「みどりと花いっぱい運動」をはじめとする緑化活動を活かし、市民の手で美しく活気あるまちづくりを目指すため、「ガーデンシティみしまアクションプラン」に基づく施策の推進を図ります。

② 緑の基本計画の推進

- 緑地の保全や緑化の推進の指針とするために策定した「三島市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創出・活用を図るとともに協働によるシステムづくりを進めます。

③ 緑化の推進

- 市民、NPO、事業者とのらによる市民力を生かした協働による花壇花のまちづくりを推進します。
- 中心市街地の幹線道路沿いに花を配置するとともに、花と緑による美しいまち並みづくりと市内に点在する貴重な緑のネットワーク化などにより「ガーデンシティみしま」を推進します。
- みどりまつりや緑化講習会を通じて「みどりと花いっぱい運動」を推進するとともに、生垣づくりの奨励や記念樹の配布、屋上・壁面緑化への支援により市民緑化を進めます。

④ 緑の保全・育成

- 市民や事業所からの募金による「ふるさとの緑保全基金」を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全します。また、街路樹の適切な維持管理を行い、良好な市街地の緑の育成に努めます。

(2) 公園・緑地・墓園の整備

① 公園・緑地の整備・管理

- 向山古墳群史跡の公園整備[※]、白滝公園及び菰池公園をはじめとする公園の機能の充実、ポケットパーク[※]などを含む公園・緑地を適切に配置し整備を図ります。また、快適で安全な公園を提供するため、遊具や施設の安全点検、定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を実施します。
- **安全・安心な公園施設の利用促進と、将来の維持補修に要するコスト低減のため、「三島市都市公園長寿命化計画（仮称）」を策定し、都市公園施設の計画的な改築・更新を図ります。**

② 墓園の整備・管理

- 清潔で快適な墓地を提供するため、定期的な除草や樹木の剪定など適切な維持管理を行います。
- 墓所の使用状況などを踏まえて納骨堂の建設や墓地の増設を検討します。

(3) 水辺環境の保全

① 水辺環境の適正管理

- 水辺環境の再生と保全を図るため、源兵衛川や大場川、清住緑地などの除草や樹木管理を行うなど、水辺環境の適正な維持管理を実施します。
- **市民、NPO、事業者及び行政の協働による水辺環境保全活動の活性化を図ります。**

(4) 楽寿園の保全と活用

① 庭園・文化財の保全管理

- **三島駅前に残る豊かな森の持続的な保護・保全に努めます。また、国の天然記念物・名勝に指定されている小浜池周辺の庭園と市の指定文化財であるの楽寿館を保全するとともに、市民が親しみをもって豊かな自然に触れることができるよう良好な管理に努めます。登録文化財の梅御殿を保全し、歴史的、文化的価値を発信するとともに、豊かな自然のなかで癒しと快適な散策ができるような庭園ゾーンの空間づくりに努めます。**

② 公園機能の充実と利用の促進

- 食堂や展示場などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、公園機能の充実に努めます。ガーデンシティみしまの中核となる施設として景観やウェルネス志向に配慮した施設配置や、公園機能の充実に努め市民の憩いの場として快適な空間を創出していきます。
- 水を生かしたイベントや自然と親しむ参加型イベントの開催と積極的なPRなどにより、市民の利便性向上を図るとともに、民間活力を生かした利用促進や誘客促進の方策について検討を進めます。にぎわいの創出、地域活性化を図るため、楽寿園の持つ自然などを生かしたイベントや利用プログラムを効果的に発信し、多くの方の利用を図り、イベントなどのフィールドとして民間利用を促進します。

5 主要事業

- 緑の基本計画推進事業
- みどりと花いっぱい運動推進事業
- ガーデンシティみしま推進事業
- 遊休地対策事業
- 屋上等緑化補助事業
- 緑道育成事業
- 向山古墳群史跡公園整備事業（再掲）【完了】
- 白滝公園~~まち~~街並み景観整備事業
- 菰池公園街並み景観整備事業
- 公園等管理事業
- 河川環境管理事業
- 楽寿園庭園及び文化財保全整備事業
・ 楽寿館等文化財維持補修事業
- 楽寿園再編対策事業
- 楽寿園行事・イベント実施事業
- 都市公園施設長寿命化事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域ボランティアの活動への参加
- 「みどりと花いっぱい運動」への参加
- 地域が主体となった公園・広場の管理

用語解説

※ ポケットパーク：もともとは「ベスト（チョッキ）ポケットパーク」と呼ばれ、わずかな空き地を利用して整備された広場などのこと。

34 生活排水処理の推進 〈生活排水〉

1 現状と課題

- 本市の平成24年度(2012年度)末現在の公共下水道普及率は7割を超えており、政令指定都市を除いた県内市町の中なかでは最も高い水準まで整備が進んでいます。
- 快適な生活環境を確保するため、引き続き計画的な公共下水道の整備が必要ですが、費用対効果を考慮した効率的な整備の方法や下水道計画区域の見直しの検討が必要となっています。
- 公共下水道施設の維持管理費用を抑制するため、老朽化した施設のライフサイクルコストを意識した計画的な施設の改築や延命化、管理の効率化が必要となっています。
- 公共下水道未整備地区(公共下水道事業計画区域外)については、河川の水質保全を図るため、合併処理浄化槽※の設置推進を図る必要があります。
- 衛生プラントで処理するし尿や浄化槽汚泥は減少傾向にあることから、効率的な処理方法と施設の維持管理方法に関する調査・検討が求められています。

2 目的

生活排水処理による河川の水質保全を図り、安全で快適な生活環境を確保すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
公共下水道普及率	74.2%	78.3%	79.0%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
生活排水処理率 (汚水処理人口普及率)	74.9%	79.6%	81.0%	行政人口に対する公共下水道や合併処理浄化槽などにより、生活雑排水処理をしている人口の割合
水洗化率	89.4%	90.4%	92.0%	公共下水道処理区域内の現住人口に対する実際に下水道を使用している人口(水洗化人口)の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 公共下水道事業の推進

① 公共下水道整備事業の推進

- 「三島市公共下水道事業基本計画」に基づき、中郷地区は単独公共下水道※として、錦田・北上地区などは県と共同の流域関連公共下水道※として整備を進めます。

② 公共下水道施設の維持管理

- 管きよや終末処理場、ポンプ場施設の計画的な点検と検査、修繕などの実施により、故障防止や機器類の延命化、確実な汚水の排除・処理を実現し、周辺環境に配慮した適正で効率的な公共下水道施設の維持管理を行います。また、長寿命化計画を策定し、これら施設の効果的な延命化と維持管理費の平準化に努めます。

③ 公共下水道への切り替え促進

- 公共下水道への早期切り替えを促進するため、文書や電話などによる水洗化指導を強化し、併せて工事費用の融資あっせんや利子補給などの水洗化促進制度を引き続き実施します。

④ 健全な公共下水道事業の経営

- 経費の節減や事業経営の合理化などにより、健全な公共下水道事業の経営に努めます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理

① 衛生プラントの維持管理

- 施設機器類の故障防止と延命化のため、計画的な点検や修繕を行うとともに、処理水や排出ガスなどの監視測定を実施するなど、適正で効率的な維持管理に努めます。

② し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理

- し尿や浄化槽汚泥の搬入量を的確に予測し、処理量に対応した施設整備を行うとともに効率的な汚泥処理方法の検討を進めます。

(3) 公共下水道未整備地区の生活排水処理

① 公共下水道計画区域の見直し

- 将来人口の見通しなどに基づき、適切な整備・管理が実施できるような公共下水道計画の見直しを進めます。

② 合併処理浄化槽設置の促進

- 公共下水道事業認可計画区域外の生活排水の浄化を図るため、合併処理浄化槽の設置を支援します。

5 主要事業

● 公共下水道整備事業

- ・ 単独公共
- ・ 流域関連
- ・ 特定環境保全
- ・ 処理場建設

● 低地私設ポンプ設置補助事業

● 公共下水道維持管理事業

- ・ 単独公共
- ・ 流域関連
- ・ 終末処理場

● 衛生プラント管理運営事業

- し尿浄化槽廃止補助事業
- 合併浄化槽設置補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 整備済みの公共下水道への早期接続
- 浄化槽の適正な維持管理
- 河川美化意識の向上

用語解説

- ※ 合併処理浄化槽：トイレの排水と生活雑排水（台所、風呂などの排水）を併せて処理する浄化槽。
- ※ 単独公共下水道：一つの市町村区域の中で下水を集める管きよとこれを処理する終末処理場とを有する下水道のこと。
- ※ 流域関連公共下水道：市町村区域内から集めた下水を、別途、都道府県が設置している流域下水道の幹線管きよに流入させ、かつ、流域下水道として 設置された終末処理場において、他の市町村からの下水とともに一括して処理する下水道のこと。

35 豊かな人間性と確かな学力の向上 〈幼児教育・小中学校教育〉

1 現状と課題

- 近年、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性・能力を伸ばすの伸長を図り、個人として自立し、社会の一員として行動できる人を育む教育に、関心が高まっています。
- 少子化により、児童・生徒数が減少している一方、近年、3歳児保育のニーズは高まっています。
- 本市では、なによりも「心の教育」を重要課題柱とし、道徳教育とともに、本市がをはじめ独自に推進している環境教育や食育など、キャリア教育※、食育、防災教育、花育など教育活動全般を通して、子どもたちの「豊かな感性」「確かな学力」の育成に力を入れています。を育む教育に取り組んでいます。
- 平成21年度(2009年度)から学校評価制度が導入されたことにより、地域の中の学校として、子ども、保護者や地域住民の意見を学校の方針に取り入れて「信頼される学校」づくりに取り組むことが求められています。
- 確かな学力を育むために、早期から落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、教員の授業力をさらに向上させて、子どもたちの基礎・基本的な知識・技能の定着と、それらを活用して、問題を解く思考力、判断力、表現力を育成することが求められています。
- 平成22年度(2010年度)には、幼稚園と保育園を同一敷地に配する「錦田こども園」、北小学校と同一敷地内に「北幼稚園」が開園しました。今後は、幼稚園と保育園の活発な交流とともに、小学校や中学校とのつながりを考えた、幼保小中の連携教育の推進が期待されます。
- 幼児教育をより一層充実したものとするため、幼稚園と保育園の活発な人事交流を実施するとともに、子ども子育て事業について関係課と連携して研究していく必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもの増加や不登校、非行、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対応するため、個々への支援体制をさらに強化していく必要があります。
- 子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、今後も地元食材と米飯給食の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育むとともに、校舎・園舎の耐震化やバリアフリー※化など、教育環境を整備する必要があります。
- 安全・安心な学校給食を提供するために、地元食材と日本型食生活に即した給食の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育むことが期待されています。
- 子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、通学時の安全確保や防犯体制を盛り込んだ通学路安全対策推進計画を作成することが求められています。
- 平成23年度(2011年度)に校舎・園舎などの構造躯体の耐震化は完了しましたが、新たに体育館や柔剣道場等の天井等の非構造部材の落下防止等の耐震化対策やバリアフリー※化など、教育環境を整備していく必要があります。

2 目的

豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもを育成すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
「学校が楽しい」と答えた小・中学生の割合	87.3%	87%	90.0%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童・生徒数の割合
「授業がわかりやすい」と答えた小・中学生の割合	小学校 92.5%	91%	95.0%	学校アンケート調査で「授業がわかりやすい」と答えた児童・生徒の割合
	中学校 72.8%	75%	76.0%	
幼稚園・小中学校の耐震化率	75.0%	100%	100.0%	市立の幼稚園・小中学校のうち、構造躯体の耐震化が完了している施設の割合
小中学校屋内運動場等の天井等非構造部材の耐震化率	0%	3.6%	100.0%	市立小中学校屋内運動場等のうち、天井等非構造部材の耐震化が完了している施設の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 幼児教育の向上

① 幼児教育振興プログラム※の推進

- 職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育の充実を図ります。
- 市立幼稚園の適正な規模や配置を検討するなかで、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

② 幼稚園教育の充実

- 幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

③ 家庭・地域との連携強化

- 幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。
- 錦田こども園において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

④ 特別支援教育の充実

- 職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

(2) 小中学校における教育力の向上

① 心の教育の推進

- 道徳教育をはじめ、~~コミュニケーション教育~~※、~~健康教育~~、~~国際理解教育~~などの教育活動環境教育、キャリア教育、食育、防災教育、花育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。
- 少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。
- 学校花壇を中心に花があふれる潤いのある校地を目指して、美しい学校環境づくりを推進します。
- 体験学習など、地域の文化や自然などに触れ学ぶ機会を提供し、地域愛の醸成に努めます。

② 確かな学力の育成

- ~~小学校低学年支援員を活用し、~~学校支援員を小学校1年生全ての学級に配置し、早期から落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、~~ります。~~また個に応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図ります。またるため、子どもと向き合う教師の時間を重視し、授業を大切にする環境づくりに努めます。学力向上策の三本柱として、「指導主事による学校訪問の充実」、「教科等指導リーダーによる模範授業の充実」、「研究実践校による研究成果の活用」を推進します。

③ 生徒指導や特別支援教育等の充実

- 不登校や非行、いじめ、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。また、不登校ゼロといじめの早期発見、解消率100%を目指します。

④ 信頼される学校づくり

- 学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

⑤ 安全・安心な学校給食の推進

- 健康な体をつくるために、安全・安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即した米飯学校給食を推進します。
- 学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と協力して食育を推進します。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設・設備の整備

- 教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。
- 教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育施設の整備を推進します。
- 教育施設の非構造部材の落下防止等の耐震化対策を進めるとともに、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、教育施設の補修整備改修・修繕などを計画的に実施します。
- 園児が安全にのびのびと運動を楽しむことができるようにするとともに、芝生の植え付けや水やりなどにかかわることで「命の大切さ」を考える情操教育につながるよう園庭の芝生化を進めます。

② 安全・安心な環境整備

- 児童・生徒の通学時における安全確保のため、通学路安全対策推進計画を作成し、各学校で定期的に通学路の点検を徹底するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

5 主要事業

- | | | |
|-------------------|----------------|---------------------|
| ● 幼児教育振興プログラム推進事業 | ● 小学校英語活動推進事業 | ● 北上中学校柔剣道場建設事業 |
| ● 私立幼稚園振興補助事業 | ● 学校評価推進事業 | ● 小・中学校コンピュータ整備事業 |
| ● 心の教育推進事業 | ● 完全米飯給食推進事業 | ● 幼稚園・小・中学校施設補修整備事業 |
| ● 学校図書館振興事業 | ● 学校給食設備更新事業 | ● 幼稚園・小・中学校耐震補強事業 |
| ● 学校支援員配置事業 | ● 三島市育英奨学金貸付事業 | ● 佐野小プール改築整備事業 |
| ● 特別支援教育推進事業 | ● 東幼稚園改築事業 | ● 子ども安全連絡網整備事業 |
| ● 小学校低学年支援員配置事業 | ● 北中学校管理棟改築事業 | ● 理科教育設備整備事業 |
- 【学校支援員配置事業に統合】 ● 園庭芝生化事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ● 通学時の安全を守る地域ぐるみの活動への協力 | ● 学校内の植栽や芝生などの管理への参加 |
| ● 学校給食における地元産食材の提供 | ● 学校ボランティアへの登録と参加 |

用語解説

- ※ キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主観的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
- ※ バリアフリー：P87参照
- ※ 幼児教育振興プログラム：国・県の幼児教育振興プログラムを踏まえ、三島市の子育て支援策を含めた幼児教育の総合的な方向性を示す計画。(計画期間は平成17年から10年間)
- ※ コミュニケーション教育：自分の感情や思いを言語などを用いて表現し、伝えあうことや相手の思いを受け止めることに努める教育。

36 | 青少年の健全育成の推進〈青少年〉

1 現状と課題

- 昨今の厳しい経済状況や社会環境の急激な変化により、人々に「心のゆとり」がなくなり、地域や社会全体で他人を思いやる気持ちや他人への関心が希薄になっていることが指摘されています。
- **社会がますます複雑多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められています。**
- 青少年の非行を抑制し、健やかな成長を促すため、地域の大人の積極的なかかわりや、家庭、学校、地域が連携していく必要性が高まり、**地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりが不可欠となっており、平成25年度（2013年度）から生涯学習課に指導主事を配置し組織づくりに向けた取り組みを強化しています。**
- 青少年団体への加入者数や、青少年活動などに参加する小中学生の割合が減少傾向にあります。
- 少年の非行、不登校、ひきこもりなどの深刻化と、青年の社会的な自立の遅れが憂慮されており、青少年相談室の相談・指導体制の充実を図っていくことが必要となっています。
- 青少年の携帯電話の利用の拡大に伴い、インターネット上のいじめや有害サイトの危険性が社会的な問題となっています。大人がその実態を認識し、有害情報から青少年を守ることが求められています。
- 青少年の健やかな成長のために、仲間や異年齢集団との交流体験や自然体験、社会貢献活動などが大切であることから、多様な体験や活動の場づくりに努める必要があります。
- 本市では、昭和57年（1982年）9月に、家庭・学校・地域及び行政が一体となった市民運動を推進するため、「青少年健全育成都市宣言」を決議しています。

2 目的

青少年を健やかに育成するための環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
小学生・中学生・高校生対象事業の参加延人数	1,265人	1,174人	1,300人	小学生・中学生・高校生を対象とした心豊かな青少年の育成を図ることを目的とした各種事業に参加した人数（年間）
学校支援地域本部設置数	—	1校	11校	学校支援地域本部が設置されている小中学校の数
箱根の里利用延人数	22,976人	22,095人	30,000人	箱根の里の利用者数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

（1）青少年活動の推進

① 青少年活動への支援

- ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの青少年団体の活動や地域におけるさまざまな青少年活動を支援します。

② リーダーの育成

- 少年の船や中高年生リーダー研修、青年リーダー研修などを通して、青少年活動においてリーダーとなる人材の育成を図ります。
- 地域で活動する青少年団体のリーダー育成を支援します。

③ 青少年指導者の育成

- 研修の開催などにより、青少年活動や青少年団体の指導者として活躍できる人材の育成を図ります。

(2) 青少年を育む地域づくり

① 健やかな成長のための環境づくりの推進

- 成人式や中学生の主張大会などの事業を通して、青少年自身の「地域社会の一員」としての意識の高揚を図るとともに、地域で青少年を守り育てるとする市民意識を醸成します。
- 青少年健全育成を目的とする団体と連携して補導や声かけ、通学合宿への支援などを行い、青少年が地域で健やかに成長できる環境づくりを推進します。するとともに学校を地域で支援する体制づくりなど、学校、地域、家庭等の連携推進に努めます。

② 相談体制の充実

- さまざまな悩みや問題を抱える青少年が、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- 家庭や地域、学校、関係機関との連携を強化し、問題への早期対応を図るとともに、十分な「こころのケア」を行います。

③ 青少年の育成環境の整備

- 有害図書規制などにより、青少年を取り巻く環境浄化活動を推進します。
- インターネットや携帯電話上の違法情報、有害情報やトラブルなどの問題把握に努め、講座の開催やフィルタリング※の普及に努めるなど、青少年の育成環境を整備します。

(3) 青少年活動の場の整備

① 箱根の里の有効活用

- 施設の有効活用を促進するため、自然体験と集団生活の場としての施設紹介や主催事業の充実に努めます。
- 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設及び環境の整備、充実に努めます。

② 活動の機会と場の充実

- 生涯学習センターや児童センター、公民館などで、児童や青少年を対象とした学習交流や体験の機会を提供するとともに、活動の場である施設の整備と充実に努めます。
- 子ども会や自治会と連携し、地域行事などへの青少年の積極的な参加を促進します。

③ 関係機関・団体などとの連携

- 関係機関・団体などが連携を図り、活動情報の共有などにより青少年活動のための機会や場の提供を拡充します。

5 主要事業

- 青少年活動支援事業
 - ・ボーイスカウト三島地区協議会補助事業
 - ・ガールスカウト三島地区連絡協議会補助事業
 - ・市子ども会連合会補助事業
- 少年育成事業
 - ・学校支援地域本部※事業
 - 少年の船事業
 - 青年育成事業
 - ・三島若者元気塾推進事業
 - 青少年健全育成事業
- 青少年相談室事業
- 児童センター事業
- 箱根の里施設補修整備事業
- 箱根の里事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域における青少年健全育成会活動の実践
- 青少年への声掛け運動の実践
- 大人と青少年との積極的な交流
- 「地域」、「学校」、「家庭」の積極的な交流促進

用語解説

※ フィルタリング：青少年に見せるのが好ましくないインターネット上のサイトを一定の基準で判別し、「出会い系サイト」などの有害サイトの閲覧を制限するサービス。

※ 学校支援地域本部：地域に住む人が、「地域で子どもを育む」という当事者意識を持ち、学校が抱えるさまざまな課題の解決を学校任せにせず、地域や保護者が学校と連携して皆で取り組む学校を支援する体制のこと。

37 | 生きがいとなる生涯学習の推進 〈生涯学習〉

1 現状と課題

- 学習を通じて自らを高め、生きがいのある心豊かな生活を誰もが送ることができるよう、いつでもどこでもいつまでも学べる生涯学習社会の実現が求められています。
- 社会の成熟化、~~団塊の世代の退職~~シニア世代人口の増加などにより、個人の学習にとどまらず、学びの成果やこれまでのキャリアを地域社会に還元したいと考える市民が増えています。
- 平成18年(2006年)の教育基本法の改正により、社会教育や家庭教育などを含めた生涯学習の重要性が示されました。
- 本市では、生涯学習センターや公民館を中心とした社会教育施設で、多様な市民の学習ニーズに応えるため、学習機会や学習情報を提供するとともに、自主的に学習活動をしている団体などへの支援に努めています。
- 今後、学習内容のさらなる工夫や充実、発表の場の提供や**共に学ぶ**仲間づくりの支援などが求められています。
- さらに、学習の場である社会教育施設の維持管理に努め、快適で利用しやすい施設づくりをしていくことも課題となっています。

2 目的

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学ぶことができる環境を整え、その成果をさまざまな形で生かす地域社会を構築すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
生涯学習センター学習施設利用者数	127,153人	124,870人	140,000人	生涯学習センター学習施設の利用人数（年間）
生涯学習講座・イベント参加者数	13,893人	18,740人	15,000人 19,000人	生涯学習センターや各公民館で開催される講座に参加した人数（年間）
公民館地域活動に参加する団体数	119団体	178団体	180団体	公民館まつりに参加した団体数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 多様な学習機会の提供

① 各種講座・イベントの充実

- 市民の各年代層における多様な学習ニーズに対応した**学習のきっかけや生きがいづくりをはじめ、共に学ぶ仲間づくりの場ともなる**各種講座・イベントを開催します。
- 生涯学習情報の提供と**学習成果の発表の場の確保**を図ります。
- **大学など、教育力をもつ機関と連携した質の高い学習機会の提供**を図ります。

② 人材の活用

- 生涯学習指導者の登録や紹介事業により、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会と**や場**を提供するとともに、~~多様化した市民の学習ニーズ~~に**応えて、自らが学び、人に教えることによりまた学ぶというサイクルの活性化により、いわゆる「知の循環型社会※」の構築**を図ります。
- 新たな生涯学習指導者の人材確保に努め、その活用を図ります。

③ 家庭教育の支援

1. 家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、父親の家庭教育への参加の啓発、PTAの活動支援などを通して家庭教育への支援を行います。

(2) 学習環境の整備・充実

① 生涯学習センターの整備・充実

- 快適な学習環境を提供するため、生涯学習センターや屋外立体駐車場などの付帯施設の保守点検と、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。~~に努めるとともに、~~利用者の利便性を向上させるため、屋外立体駐車場の建設を推進します。また、地下駐車場跡の利活用について検討します。

② 公民館の整備・充実

- 地域住民が集い・学び・むすび合う地域の学習拠点としてのである公民館の保守点検整備や改善、建物の耐用年数まで適切な維持管理ができるよう、計画的な施設の改修・修繕に努めます。
- 老朽化し、手狭となっている錦田公民館の建て替えを検討します。

(3) 社会教育活動の活性化

① 公民館利用団体の活動支援

- 公民館を利用する各種団体や地域住民による地域活動や地域学習を支援するとともに、相互のつながりを深める交流事業の活性化を図ります。

② 社会教育関係団体の育成・支援

- 社会教育施設や地域で活動している社会教育団体や学習ボランティアの活動や運営を支援します。

5 主要事業

- 生涯学習事業
- 成人教育事業
- 生涯学習推進事業
 - ・ 学習情報提供事業
 - ・ 指導者登録紹介事業
- 家庭教育事業
- PTA 連絡協議会補助事業
- 生涯学習センター管理事業
- 生涯学習センター屋外立体駐車場建設事業【完了】
- 北上文化プラザ管理事業
- 中郷文化プラザ管理事業
- 公民館活動事業
- 公民館地域づくり補助事業
- いきいきカレッジ補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 大学などと連携した生涯学習活動への参画
- 生涯学習の市民ボランティアへの登録や活動場所と機会の創出
- 地域における教育指導者の人材発掘や活動場所と機会の創出
- 地元企業人との協働による生涯学習活動の実践

用語解説

※ 知の循環型社会：各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献していくといった循環型社会のこと。

38 知識と情報の拠点としての図書館の充実 〈図書館〉

1 現状と課題

- 図書館は、地域の情報拠点として読書活動や生涯学習、課題解決のための資料・情報を収集・提供し市民の暮らしを支援するとともに、資料・情報を保存し、将来へ引き継いでいく役割を担っています。
- ~~本市の図書館の毎年増加してきた貸出利用人数は増加傾向にあり、~~東日本大震災や近隣の図書館が開館したことなどにより、平成24年度（2012年度）以降は減少傾向にあるが、幼児から成人、シニアまで多くの市民が利用しています。高まる図書館への市民のニーズに応えるため、司書の専門性をさらに高めることや、資料・情報の収集・更新を推進していく必要があります。
- 市民誰もが図書館を気軽に利用できるように、本館・中郷分館から遠い地域に移動図書館車を巡回させるなど、図書館サービス網の充実が課題となっています。
- 近年、図書・雑誌などの紙媒体の資料だけでなくCDやDVDなどの視聴覚資料をはじめ、オンラインデータベースの電子資料など多様な形態の資料ニーズの高まりから、これらの資料収集や提供、保存、対応する機器の整備が必要となっています。
- 本市では、ブックスタート事業※や図書館講座などを通して幼少期から大人までの読書普及に努めています。誰もが本に親しむことができるよう、今後も読書普及活動を促進する必要があります。
- 図書館は、平成9年の開館から16年が経過し、図書館サービス提供機器（閉架電動書庫、レファレンスコーナーの盗難防止のためのブックディテクションシステム、視聴覚機器など）の故障が度重なり、機器の修繕、更新が必要になっています。

2 目的

誰もが利用できる知識と情報の拠点として、多様な資料・情報を収集・提供・保存し、市民の暮らしを支援すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
図書館における平均貸し出し冊数	7.73冊	7.31冊	8.97冊	図書館における市民1人あたりの年間貸し出し冊数
レファレンスサービス件数	25,126件	24,964件	28,500件	図書館利用者へのレファレンスサービスによる回答の件数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 図書館機能の充実

① 図書館資料収集・提供の推進

- ~~郷土~~地域の文化や歴史、行政に関する資料など、多様な資料の収集・整理・保存に取り組み、市民がいつでも利用できるよう努めます。
- 市民が新しい情報をいち早く利用できるように、ホームページなどを通じた情報発信をします。
- 資料の整理・保存・提供に必要な、図書館サービス提供機器などの適切な維持管理に努めます。

② レファレンスサービスの充実

- 多様化・高度化した市民の学習ニーズや地域課題に対応するため、資料の紹介・調査方法などの相談に応じるレファレンスサービスの充実を図ります。
- レファレンス記録のデータベース化を順次進め、充実を図ります。

③ 他施設などと連携した活動の推進

- 県立図書館や他の市町の図書館などと相互利用を図り、資料の有効利用と利用者サービスの向上に努めます。
- 地域資料の収集・保存・活用のための情報提供などにあたり、郷土資料館など各機関の専門的特徴を生かせるよう連携に努めます。

④ 子ども読書活動推進計画の改定・推進

- 子どもたちの読書活動の推進のために策定された「第2次三島市子ども読書推進計画」を見直し、計画に基づき図書館のさまざまな事業を推進します。

⑤ 移動図書館事業の充実

- ~~巡回スケジュールを見直す~~など効率的な運営運行に努め、移動図書館事業をさらに充実します。

(2) 図書館資料の電子情報化の推進

① 電子化による地域資料の保存と活用

- 貴重な地域資料の保存と活用を図るため、資料のマイクロー化・デジタル化を推進し、記事索引を作成します。

② 電子資料の拡充

- 電子化された情報資料の重要性が高まっているため、データベースなどの電子資料の拡充に努めます。

(3) 読書普及・図書館活用の促進

① 講座・講演会の開催と教育施設との連携

- 市民のニーズや社会状況の変化に基づき、市民誰もが参加できる幅広い分野の講座・講演会などを通して読書普及活動の推進や読書相談を実施します。
- 教育施設（学校、幼稚園）などと連携し、読書の普及と図書館活用の促進に努めます。

② ブックスタート事業などの充実

- 絵本を介して親子の絆を深め、読み聞かせの大切さについて理解してもらうため、ブックスタート事業やフォローのためのセカンドブック事業※を実施し、子どもの読書活動のさらなる推進に努めます。

③ ボランティアの養成

- 図書館活動を充実するため、音訳ボランティア、点訳ボランティア、ブックスタートボランティア、セカンドブックボランティア、図書館ボランティアなどの養成を推進します。

5 主要事業

● 図書館事業

- ・ 図書館資料収集・提供事業
- ・ 図書館レファレンス貸し出し事業
- ・ 相互貸借事業

- ・ 子ども読書活動推進事業
- ・ 移動図書館事業
- ・ 読書普及活動事業

● 図書館電子情報推進事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

● 図書館ボランティアへの登録と積極的な参加

● ルールやマナーを守った図書館の利用

用語解説

- ※ **ブックスタート事業**：絵本などの入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を通じて赤ちゃんと保護者が楽しいひとときを分かち合い、親子の絆を深めてもらふことを応援する運動事業。三島市では、平成 14 年（2002 年）から保健センターの 3 ヶ月児健康教室でブックスタートを実施している。
- ※ **レファレンスサービス**：図書館が行う利用者サービスの一つ。利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりすること。
- ※ **セカンドブック事業**：ブックスタートのフォローアップ事業。として、絵本を通じて、幼児と保護者が楽しいひとときを分かち合うことで、親子の絆をさらに深め、また、幼いときから絵本に接することで、子どもの読書活動を推進する事業目的のために平成 22 年（2010 年）から 2 歳児健康相談会で実施している。

39 誰もが楽しめる生涯スポーツの推進 〈スポーツ・レクリエーション〉

1 現状と課題

- 平成23年に施行されたスポーツ基本法では、国民生活における多面にわたるスポーツの果す役割の重要性が規定されたことから、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進とスポーツ施設の充実に努め、関係団体などと連携しながら市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。
- スポーツは、年齢を問わず心身ともに健康な人づくりにつながることから、生涯にわたり、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。
- 市が進める健康のまちづくり「スマートウエルネスみしま」では、運動の習慣化による健康づくり（生活習慣病予防、介護予防）を重点施策として位置づけており、多様な生涯スポーツの場と機会の提供が必要となっています。
- 特に平成27年(2015年)には、全国の人口の4人に1人が高齢者となることが予測されており、生涯スポーツの普及が不可欠となっています。
- 国は平成12年(2000年)に「スポーツ振興基本計画」を策定し、成人の週1回以上のスポーツ実施率50%になることを目指しています。
- 本市でも平成18年度(2006年度)に「三島市スポーツ振興基本計画」を策定し計画的に取り組みを進めています。
- 平成21年(2009年)2月に総合型地域スポーツクラブ※として「エンジョイスports三島」が設立され、市民の日常的な活動拠点として浸透しつつあります。
- 体育施設の指定管理者制度を、平成17年度(2005年度)から導入し、市民サービスの向上に努めるとともに、地域住民のスポーツの場として、小中学校の体育館や校庭の開放を行っています。
- ~~今後も、スポーツ・レクリエーション活動の普及とスポーツ施設の充実に努め、関係団体などと連携しながら市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努める必要があります。~~
- 現代社会では、家事・労働の省力化や交通手段の発達などにより、日常生活における身体活動量が低下傾向にあるため、適度な運動・スポーツの習慣化により、生活習慣病予防、介護予防を図り、健康寿命を延伸していく必要があります。

2 目的

誰もが年齢や体力、目的に応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
体育施設の利用者数	768,419人	754,987人	809,000人	市立の体育施設、市立小・中学校体育施設の利用者数（年間）
総合型地域スポーツクラブの会員数	253人	388人	300人 400人	総合型地域スポーツクラブの会員数
1週間に1回以上スポーツをしている人の割合	—	48.2%	50.0%	市民意識調査で「1週間に1回以上スポーツをしている」と答えた人の割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

① スポーツ振興基本計画の改定・推進

- 市民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境を創出するために策定した、「三島市スポーツ振興基本計画」を「スマートウエルネスみしま」の理念を踏まえる中で見直しを行い、本市の実状にあったスポーツ振興施策を計画的に進めます。

② 市民スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

- 三島市スポーツ推進委員の育成を図り、市民が気軽に参加できるニュースポーツなどの普及を推進します。
- 高齢者のスポーツ活動の支援をはじめ、各種健康・スポーツ教室の開催を促進します。
- 各種スポーツ団体や、総合型地域スポーツクラブを支援します。
- ホームページなどを通じ、市民が必要とするスポーツ情報の発信に努めます。

③ 地域スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 地域住民の健康増進や住民相互の親睦を図るために、各地域に合った運動会やスポーツ教室などを開催している小学校区体育振興会の活動の充実と支援を進めます。
- 体力に応じて無理なく続けられ、健康づくり効果の高いウォーキングの普及・啓発を図るため、[ウォーキングマップ](#)や「[まち歩きアプリ](#)」の活用、[ガーデンシティ](#)によるまちの魅力を生かしたウォーキング施策の展開などに努めます。

(2) 施設・空間の環境づくり

① スポーツ施設の整備・管理

- 市民ニーズに即したスポーツ環境づくりのために策定した「三島市スポーツ施設整備計画」に基づき、スポーツ施設の整備を行い、**建物の耐用年数まで適切に維持管理し、安全・安心な施設サービスの提供を図るため、定期的な保守点検と計画的な施設の改修・修繕に努めます。**
- スポーツ施設の指定管理者の適正な更新を図るとともに、適切な管理に努めます。
- 高齢者が利用しやすいように、グラウンドの整備と施設のより一層のバリアフリー化を推進します。
- 公園やスポーツ施設などに、高齢者が体力・動作を自己判定できる健康器具を設置します。

② スポーツ施設などの有効利用

- 既存のスポーツ施設の利便性の向上に努めるなど、更なる有効利用を図ります。
- 多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、学校体育施設の開放を進めます。

③ 総合運動場の建設の検討

- 「スポーツと健康あふれる三島」にふさわしい総合運動場の建設**を**について、**中長期的視点に立って既存施設の活用や区域の拡大などによる機能分散型施設の整備も視野に、候補地の選定も含め多角的に検討し、各種スポーツやウォーキングを楽しめる環境づくりを目指します。**

(3) 支援・協働の体制づくり

① 団体・指導者の育成・支援

- 生涯にわたるスポーツ活動の推進のため、各種スポーツ団体の育成・支援や指導者の支援を進めます。

② 協働体制の確立

- **新たに設立した三島市スポーツ団体連合会をはじめ、市内各種スポーツ団体の連携や相互の連絡調整を図り、イベントの開催に協働で取り組みます。**
- 子どもから高齢者、またアスリート（競技者）育成から健康づくりまで、多くの市民が参加できる体制づくりを協働で進めます。

5 主要事業

- | | | |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------|
| ● スポーツ振興基本計画推進事業 | ● 総合型地域スポーツクラブ推進事業 | ● 各種スポーツ大会支援事業 |
| ● スポーツ振興 推進 奨励等補助事業 | ● 体育施設整備事業 | ● 市民運動会校区大会補助事業 |
| ● 各種スポーツ団体支援事業 | ● 市民体育館耐震補強事業 | ● 三島成人式記念駅伝大会補助事業 |
| ● NPO※法人三島市体育協会補助事業 | ● 体育施設管理事業 | ● 伊豆マラソン大会補助事業 |
| ● 小学校区体育振興会補助事業 | ● 市営長伏グラウンド整備事業 | ● 小学校区別女性バレーボール大会補助事業 |
| ● スポーツ少年団補助事業 | ● 市営長伏グラウンド管理運営事業 | ● 学校体育施設利用団体スポーツ大会補助事業 |
| ● 学校体育施設開放事業 | ● 市営長伏プール管理棟耐震整備事業 | ● 静岡県市町対抗駅伝大会参加事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| ● 総合型地域スポーツクラブの企画・参加・協力 | ● トリム※教室などの各種スポーツ教室の企画と参加 |
| ● 学校体育施設の有効利用 | ● 三島市スポーツ関係団体連合会の行う事業への支援 |

用語解説

※ 総合型地域スポーツクラブ：学校体育施設や地域のスポーツ施設を拠点に、地域住民が主体的に運営し、**だれ誰**もが年齢・興味・関心・体力・技術・技能レベルなどに応じて、質の高い指導者のもとで多目にわたりスポーツ活動が行えるクラブのこと。

※ NPO：P35参照

※ トリム：スポーツや身体活動を通して、心身を調整し、健康の保持・増進を図る普及運動のこと。

40 郷土資源の継承と文化財の保全〈郷土資源・文化財〉

1 現状と課題

- 県の文化に関する意識調査によると、古墳、古い神社仏閣など文化財に関心のある人の割合や、伝統的民俗芸能や地域の祭りに関心のある人の割合が低下してきています。
- 市民の郷土への愛着心を高め、地域文化への誇りを醸成するために、文化財や郷土芸能などの郷土資源を次の世代に継承し、その保護・保存・活用に努めていく必要があります。
- 本市では、毎年三嶋大社の例大祭で盛大に「子どもシャギリ」が行われており、さらに三島囃子*、山車などの郷土芸能の伝承保存にも力を入れてきました。しかし、少子化や子どものライフスタイルの変化などにより、担い手を将来にわたり確保していくことが課題になっています。これらの伝統文化の後継者の育成に努め、新たな文化の創造に結びつけていくことが大切です。
- 文化財の調査研究を進めるとともに、郷土の貴重な遺産である向山古墳群や山中城跡などの史跡の計画的な整備を進めることで貴重な文化財を保護・保存・継承し、市民等に広く公開するなど有効活用を図っていく必要があります。
- 手狭で老朽化している郷土資料館を改築について、耐震補強工事と展示施設のリニューアルが平成25年度（2013年度）に完了し、今後は、文化財の保存や収蔵品展示その充実させることにより、誰もが文化財や郷土の歴史に親しむことのできる環境づくりが望まれています。

2 目的

市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、伝統芸能や文化財を後世に継承すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
指定文化財の件数	79件	82件	85件	国・県・市指定文化財の件数
郷土資料館入館者数	45,200人	24,870人	100,000 60,000人	郷土資料館の入館者数（年間） ※ 郷土資料館は改修工事のため、平成24年10月1日～平成25年10月31日まで休館

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 郷土資源の保護・継承

① 郷土資源の保護・保存

- 郷土に伝わる民俗芸能の指定を行うほか、市民の保存活動の支援を行うなど、郷土資源の保護・保存に努めます。

② 郷土資源の継承

- 三島囃子や農兵節などの郷土芸能や伝統行事を次の世代に引き継ぐため、後継者の育成を支援します。

(2) 文化財の保護・保存

① 文化財の調査と発掘

- 文化財の調査と市内遺跡の発掘を進め、成果を記録・保存することにより、郷土の歴史の解明に努めます。

② 文化財の保存

- 地域の歴史的な遺産を文化財に指定・登録するとともに、適正に保存・管理し、次の世代に引き継ぎます。

(3) 文化財の環境整備と活用

① 文化財の環境整備

- 県の文化財に指定されている向山古墳群を史跡公園として整備するほか、国の文化財に指定されている山中城跡の再整備を行うなど、史跡の環境整備を進めることで、貴重な文化財を保護・保存・継承するとともに、観光振興にも資するよう市民等に広く公開するなど有効活用に努めます。

② 文化財の活用

- 郷土資料館の展示機能の充実を図り、文化財の活用と周知に努めるとともに、文化財や民間の所有する歴史資料などを活用した教育活動や地域活動を支援します。

③ 郷土資料館の整備・展示・教育普及の推進

- 郷土資料館を改築し、市の総合博物館としての機能を整備することで、適切に維持管理し、郷土の歴史資料の恒久的な保存・展示を図るとともに、体験学習などを通じた教育普及を推進します。

5 主要事業

- | | | |
|---------------|----------------------|---------------------|
| ● 文化財管理事業 | ● 笹原山中バイパス発掘・整理・調査事業 | ● 史跡山中城跡再整備事業 |
| ● 文化財指定・登録事業 | ● 国指定重要文化財等補助事業 | ● 郷土資料館企画展示事業 |
| ● 三島囃子保存会補助事業 | ● 箱根旧街道・推定平安鎌倉古道管理事業 | ● 文化財等地域活用補助事業 |
| ● 市内遺跡整理調査事業 | ● 市誌編纂（へんさん）事業 | ● 文化財啓発事業 |
| ● 市内遺跡確認調査事業 | ● 向山古墳群公園整備事業【完了】 | ● 郷土資料館改築耐震補強事業【完了】 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ● 郷土芸能活動への参加 | ● 郷土資料館ボランティアへの参加 |
| ● 郷土の歴史の学習 | ● 個人や民間で所有している郷土資料の公開 |

用語解説

※ 三島囃子：かつて、三嶋神社（現三嶋大社）の神領内に住む若者たちによって演奏されていた祭りの囃子のこと。現在は三島囃子保存会によって伝承されている。（平成3年(1991年)3月19日県の無形民俗文化財に指定）

41 | 多様な文化・芸術活動の推進 〈文化・芸術〉

1 現状と課題

- 生活水準の高度化や社会の成熟化により、質の高い芸術や文化に関心を抱き、親しむ機会を求めている人々が増えています。
- 本市では、三島市民文化会館や生涯学習センターなどを拠点として盛んな文化・芸術活動が展開されています。
- 市民文化会館では、指定管理者制度を導入し、サービスの向上に努めており、利用件数は増加傾向にあります。しかし、平成3年(1991年)の開館から約20年が経過しているため、施設の改修や設備の更新を計画的に実施していく必要があります。
- 今後も、市民団体などと協力して、より多くの市民が文化・芸術活動に触れる機会を提供するとともに、団体などの活動を活発にしていくための環境を整えていく必要があります。
- 東日本大震災という未曾有の災害からの復興を進める中で、人の心を支える「文化・芸術」の重要性が改めて認識されています。
- 「文化芸術振興基本法」や平成24年度に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」などに対応した文化・芸術施策の推進が求められています。

2 目的

市民の豊かな感性と創造性を育むとともに、文化・芸術活動が醸成される環境を整えること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
市主催・共催の文化事業への入場者数	108,846人	87,912人	115,000人	市の主催の企画展、市民文化会館自主文化事業や共催事業への入場者数（年間） ※ 佐野美術館は平成24年11月26日～平成25年4月17日まで、郷土資料館は平成24年10月1日～平成25年10月31日まで、それぞれ改修工事のため休館

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 文化・芸術活動の振興

① 文化・芸術振興に関する基本計画の策定

- 文化・芸術活動の一層の振興と計画的な推進を図るため、基本理念となる条例を制定するとともに、施策推進の指針となる文化・芸術の振興にかかる基本計画を策定します。

② 文化・芸術活動の推進

- 市民が、文化への関心を高めるため、民間の文化施設への支援を行うとともに、市民団体などとの事業の共催を通じて文化・芸術活動を推進します。また、三島にゆかりのある文学者などを顕彰するとともに、市民の文筆活動を支援します。

③ 文化・芸術団体への支援

- 文化・芸術分野で活動する団体が、主体的に活発な活動を展開できるよう支援を行います。

(2) 文化・芸術活動の環境整備

① 市民文化会館の運営と改修

- 市民文化会館は指定管理者の持つ民間のノウハウを活用してサービスの向上に努めるとともに、国内外の優れた文化・芸術活動を鑑賞できる機会を市民に提供します。
- **市民文化会館を市民が安全で快適に利用できるように、市民文化会館の施設計画的な施設の改修に努めるとともに、照明、舞台装置などの大規模設備の更新を計画的に進めます。**

② 発表の機会と活動の場の充実

- 文化・芸術団体との協働により、市民が文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、生涯学習センターや公民館、市民文化会館などの施設の利用を促進し、市民や団体などの活動の場を充実します。

5 主要事業

- 文化振興事業
- 文芸三島発行事業
- 佐野美術館特別展共催事業
- 三島市文化芸術協会補助事業
- 市民文化会館運営管理事業
- 指定管理者自主文化事業
- 市民文化会館施設整備事業
- **(仮)文化振興基本計画策定事業**

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 文化・芸術活動への積極的な参加
- ボランティアとしての文化・芸術事業への参画
- ルールやマナーを守った文化施設の利用
- 文化・芸術活動における後継者の育成

42 多文化共生と国際交流活動の推進〈多文化共生・国際交流〉

1 現状と課題

- グローバル化の進展により、日常生活における世界との関係が年々深まっているなか、「地球規模で考え、地域社会で行動する」ことが重要となっています。
- ~~平成20年(2008年)秋の経済危機による経済や雇用の厳しい状況を反映して、在住外国籍市民の相談件数が増加しています。相談内容は多岐にわたり、相談時間も長くなっています。~~
- **富士山の世界遺産登録や伊豆半島ジオパークの日本ジオパーク認定、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定により、外国人観光客の増加が見込まれるため、今後はさまざまな標記や情報発信の多言語化が必要となってきます。**
- 在住外国籍市民と日本人住民との間における生活習慣の違いによる生活トラブルなどが生じています。相互の文化を理解し合い、両者にとって暮らしやすい「多文化共生社会」の実現がこれまで以上に必要となっています。
- 本市は、パサディナ市をはじめとする3市と姉妹（友好）都市提携を行い、活発な交流を続けています。異なる文化や価値観などを尊重し、国際化社会で活躍できる人材を育成するために、青少年ホームステイ、教師交換などの交流を推進し、市民の国際理解をさらに深めていく必要があります。

2 目的

国籍を問わず、すべての人が異文化を相互に認め合い、共生できる地域社会を実現するとともに、市民の国際理解を推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
姉妹都市交流や国際交流活動への参加者数	1,567人	1,538人	2,000人	各種国際交流事業に参加した人数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 多文化共生社会の推進

① 日常生活の相談支援体制の充実

- 在住外国籍市民の日常生活における相談窓口を充実し、安心して生活ができる環境づくりを進めます。

② 外国語情報の提供

- 外国語の案内表示、ユニバーサルデザイン※の導入、ガイドブック、行政情報の翻訳などにより情報提供を進め、在住外国籍市民がより暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、**外国人観光客などに向け、本市及び周辺地域の魅力向上に寄与する情報発信に努めます。**

③ 地域内交流の推進

- 在住外国籍市民の地域活動への参加を促進し、異文化に対する相互理解を図り、外国籍市民と地域住民との交流を進めます。

(2) 国際理解の推進

① 姉妹・友好都市交流の推進

- 姉妹（友好）都市との公式訪問や市民レベルでの相互派遣を積極的に進めるとともに、市民の自主的な交流活動を支援します。

② 人材の育成と活用

- 国際社会で活躍できる人材を育成するために、姉妹（友好）都市との青少年のホームステイや教師交換を実施するとともに、市民レベルでの交流活動を円滑に推進するためのボランティアの育成を支援します。

(3) 市民団体との協働

① 国際交流協会※への支援

- 市民レベルでの国際交流事業を担う国際交流協会への支援を進めます。
- 国際交流フェアなどのイベントを国際交流協会と協働で実施します。

② 地元の大学、関係団体などとの連携

- 専門知識を持つ団体と連携して、在住外国籍市民のための日本語講座や留学生と市民との交流を図る事業などを実施します。

5 主要事業

- 外国籍市民相談事業
- 外国語情報提供事業
- 在住外国籍市民支援事業
- 姉妹都市公式訪問団派遣・受入事業
- 姉妹都市交流事業
- 姉妹都市教師交換事業
- 国際交流協会支援事業
- 国際交流イベント等協働開催事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 国際交流事業への積極的な参加
- 国際交流活動へのボランティア参加・協力
- 在住外国籍市民との交流の実践と異文化への相互理解

用語解説

※ ユニバーサルデザイン：P35参照

※ (三島市)国際交流協会：三島姉妹都市協会(昭和44年(1969年)設立)とニュープリマス姉妹都市委員会(平成3年(1991年)設立)の2団体の発展的解消により、新たに平成4年(1992年)4月23日に設立。市の国際交流事業を担う民間団体。

43 平和都市活動の推進 〈平和活動〉

1 現状と課題

- 昭和34年(1959年)に市議会で「三島市平和都市(核非武装)宣言」を決議し、平和の尊さと悲惨な戦争が再び起こらないことを心から願い、これまで平和都市の実現のための運動を長年にわたり行ってきました。
- 戦後60有余年が経過し、戦争経験者が減少し、戦争を知らない世代が増加しているため、戦争の悲惨さと平和の尊さに対する市民の認識が薄れてきています。
- 本市では、平和都市の実現のための運動として、サイレン吹鳴での黙とうの呼びかけ、街頭啓発活動のほか、広島市平和祈念式への中学生の派遣、市民映画会の開催などを実施してきました。
- 平成21年(2009年)には、「三島市平和都市(核非武装)宣言」から50年目を迎えたことから、消防庁舎横の国道1号沿いに「三島市平和都市(核非武装)宣言塔」を設置し、啓発に努めてきました。
- 誰もが平和への思いを深め、日本と世界の恒久的な平和を実現するため、今後も継続して市民と行政との協働による平和都市活動の推進が必要となっています。

2 目的

誰もが平和を祈念する思いを深め、日本と世界の恒久的な平和の実現を求めていくこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
「平和の重要性を再認識した人」の割合	90.0%	100%	100.0%	平和をテーマとした市主催映画会やパネル展などの参加者を対象としたアンケート調査で「平和の重要性を再認識した」と答えた人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 平和都市活動の推進

① 平和都市活動の推進

- 平和の尊さや戦争の悲惨さを伝えていくため、毎年8月を平和都市推進月間と位置付け、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式への中学生の派遣などを行うことにより、市民の平和への思いの再認識を図ります。

② 平和活動団体への協力

- 平和活動を推進している団体への協力を通して、恒久的な平和への意識の普及を促進します。

5 主要事業

- 平和都市推進事業
 - ・広島市平和祈念式中学生派遣事業
 - ・街頭啓発・原爆パネル展示事業
- 原水爆禁止団体支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 中学生の広島市平和祈念式への参加
- 街頭啓発活動への参加
- サイレン吹鳴に合わせた黙とうの実施
- 戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝え広める活動への参加

用語解説

44 連帯感のあるコミュニティの形成 〈コミュニティ〉

1 現状と課題

- 大地震や水害の発生時の対応、防犯、交通安全、高齢化の進展など地域全体で取り組むべき課題が顕在化しています。
- 自治会や子ども会に加入しない住民や祭りなどの地域行事に参加しない住民が増加傾向にあり、地域住民同士のつながりや協力意識の希薄化が進んでいます。
- 自治会においては、行政などからの依頼が非常に多いことなどから、会長をはじめとする役員の負担が大きくなっています。また、高齢化の進展などによって、組織の弱体化や役員のなり手不足が問題となっています。
- 既存の地区集会所の多くが老朽化しており、大規模な改修や耐震化工事が必要となっています。
- 市民の主体的な活動によって、お互いが支え合う住みよい地域社会を形成するため、自治会活動が円滑に進むように支援することが必要となっています。
- 地区の集会場などの不動産の所有権を明らかにし、財産上のトラブルを解消するため、認可地縁団体※となり法人格を取得する自治会が年々増加しています。
- **防災・防犯、高齢者対策、青少年の育成などの課題を自治会の枠を超えた、小学校区単位で話し合える場づくりが必要になっています。**

2 目的

地域住民の活動が、自主的・自立的に取り組まれ、お互いが助け合う住みよい地域社会の形成を推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
自治会加入率	86.1%	85.9%	90.0%	自治会に加入している世帯数の割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) コミュニティ活動の支援

- ① コミュニティ活動参画の意識づくり
 - 地域の住民相互のふれあいや助け合いの大切さを啓発し、自治会活動への理解と連帯意識の醸成を図ります。
- ② 自治会組織運営の充実・支援
 - 自治会活動保険への助成や法人格取得（認可地縁団体）に対する支援などにより、自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図ります。また、新たな団地などにおける地域住民の自主的な組織づくりを支援します。
- ③ 地域リーダーの育成・交流活動の促進
 - 三島市自治会連合会が実施する会長研修会などへの支援を行い、自主的な地域づくり活動の促進や、交流機会の創出を図ります。
 - 地域で活動しているさまざまな団体の仲介役として活動する「地域づくりコーディネーター」を養成します。
 - 地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる能力を持つ職員の育成に努めます。
- ④ NPO※などとの連携の促進
 - 防犯・交通安全・福祉・教育・健康など各分野のNPOと自治会の連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。
- ⑤ 地域コミュニティ協議会の設置
 - 小学校区単位で「きずなづくりトーク」を開催し、地域で活動する団体のリーダーが一堂に会し、各々の活動における課題など情報を共有化する中で、地域の課題は、地域で話し合える協議会を各小学校区単位で設置できるように構成団体などとの協議を行います。

(2) コミュニティ施設の整備

① 地区集会所の整備支援

- 地域住民の活動拠点となる地区集会所の新設、修繕、耐震補強などに対し助成を行い、自治（町内）会の経済的負担の軽減を図ります。

② 活動備品などの整備支援

- 山車の新造や三島囃子の用具購入に対する助成、集会所備品購入に対する補助などを行い、住民相互のふれあいや交流機会となる祭りやイベントの振興を図ります。

③ 公共施設などの利用促進

- 公民館やコミュニティ防災センターなどの機能充実や学校施設の開放に努め、地域住民の利用促進を図ります。

④ 地域活動事業の支援

- 自治会活動に対し助成を行うことで、コミュニティカフェやレクリエーション活動などの、きずなが生まれる新たな仕組みづくりの推進を図ります。
- 地域情報の収集・発信や地域活力の創出など、地域づくり、きずなづくりの拠点整備に努めます。

5 主要事業

- 地域振興事業
- 自治会活動保険補助事業
- 三島市自治会連合会活動等支援事業
- 地区集会所施設整備補助事業
- 地区集会所新設補助事業
- **地域コミュニティ活動事業補助事業**
- 山車新造資金等補助事業
- 協働のまちづくりネットワーク推進事業（再掲）

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 自治会活動への参加
- 学校、PTA、地元事業者などと連携した活動の実践
- 地域の状況に応じたまちづくりの実践
- 三島市自治会連合会と連携した活動の実践

用語解説

- ※ 認可地縁団体：団体名義で不動産登記を行うことを目的に、地方自治法の規定に基づき一定の要件を備え、市長の認可を受けて法人格を取得した自治（町内）会。
- ※ NPO：P35参照

45 市民主体のまちづくりの推進〈協働〉

1 現状と課題

- 団塊の世代の退職や社会の成熟化などに伴い、市民の社会への貢献意識が高まっています。
- 本市では、福祉や安全対策、産業などのさまざまな分野で、市民、NPO、事業者などと行政との協働によるまちづくりの活動が活発に行われている一方、ボランティアに参加する人の固定化などによる活動の停滞も懸念されており、新たな担い手の育成が課題となっています。
- 三島本町プラザ内にある三島市民活動センターでは、市民活動の拠点として活動の支援を行っており、NPO法人 5459 団体、ボランティア団体 473256 団体（平成 25 年 9 月 4 日現在）が登録され、登録団体数は年々増加して 418 団体となっています。
- 市内には日本大学と遺伝学研究所総合研究大学院大学があり、これまでにさまざまな分野で大学との協働によるまちづくりが行われてきました。平成 22 年（2010 年）4 月に順天堂大学保健看護学部が開校したことにより、大学との協働の取り組みの幅が広がってきました。
- 市民、NPO*、事業者、行政の連携を強化するため、それぞれの情報の共有化が不可欠となっています。
- NPO などから法人設立、運営、人材育成などの活動促進に関する行政からの助言・支援が多く求められています。
- 市民との協働によるまちづくりを推進するためには、政策の形成過程において市民や有識者の意見を積極的に取り入れる必要があります。
- NPO 法人相互が、必要に応じて連携を組めるような仕組みづくりが求められています。
- 平成 11 年以来、全国的進められてきた市町村合併を契機として、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた「自治基本条例」や、まちづくりにおける住民参加の仕組みなどを定めた「まちづくり条例」を制定する自治体が増えています。

2 目的

さまざまな分野における市民の活動を活性化し、協働による市民主体のまちづくりを推進すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
市民活動センター利用人数	18,393 人	18,480 人	20,000 人	市民活動センターの会議室などを利用した人数（年間）
市民活動センターメールマガジン発信件数	341 件	405 件	400 件	市民活動センターのメールマガジン発信先の数
パブリック・コメントの1案件当たりの提出件数	1 件		8 件	パブリック・コメントの1案件当たりの提出された意見の件数(年間の平均)
パブリック・コメント案件のホームページ閲覧件数	3,883 件	2,403 件	5,000 件	パブリック・コメントの案件について情報発信する市のホームページの閲覧件数（年間）

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 市民活動の支援

① 自主的な市民活動の意識づくり

- 自主的な市民の活動を一層活発にするため、講習会の開催、NPOの活動内容の情報提供などによりボランティア活動を始めるきっかけづくりや人材育成を進めます。

② ボランティア活動の支援

- ボランティアを実践している個人や団体に対し、情報提供や活動する上での相談の実施などにより、ボランティア活動を支援し、市民の社会参加を促します。

③ 活動の場の提供

- ボランティアやNPO、ボランティア団体などの市民活動団体や、これからまちづくり活動などを始めたい人に対し、それぞれの活動目的に応じて、市民活動センターをはじめエコセンター、コミュニティ防災センター、社会福祉会館等の会議室や打ち合せスペースなど、印刷機器など幅広く活動や交流の場を提供するなど活動を支援します。

④ NPOと地域団体との交流

- 防災・防犯・交通安全・福祉・教育・健康など各分野のNPOと自治会・子供会・婦人会などの地域で組織された団体との連携を促進し、組織運営の効率化や活性化を図ります。

(2) 協働型まちづくり活動の推進

① 協働型まちづくりの推進

- 市民、事業者、NPO、行政のそれぞれの情報の共有化を図り、4者のパートナーシップによる協働型まちづくり活動の体制づくりや環境整備に努めます。
- アダプトプログラム*などにより公共空間を美化・清掃する活動を推進し、まちの魅力の向上に努めます。
- ~~大学との連携を強化し、大学生の発想と機動力を生かしたまちづくりを推進します。~~
- 市民団体などが、自主的に企画立案し実施するまちづくり活動に対して支援することで、活力あるまちづくりや、市民誰もが誇りと愛着を持てる地域社会の実現に努めます。

② 政策形成への市民参画の推進

- 市の政策形成過程における市民参画を図るため、パブリック・コメント制度により幅広い市民意見の募集を実施し、誰もが参画できるような計画づくりやまちづくりを推進します。
- 各種審議会委員などへの一般公募による登用を推進します。

③ 協働型まちづくりシステムの構築

- 市民、NPO、事業者及び行政が、知恵や発想を出し合い、それぞれの役割分担のもとに協働でまちづくりを進めるためのシステムの構築を図ります。

④ 大学などとの連携の推進

- 大学生の発想と機動力を生かしたまちづくりを推進するため、市内や県内にある大学との連携強化を図ります。
- 財団法人遺伝学普及会と連携し、遺伝学講演会や子ども向け学習会などを開催し、市民の文化教養の向上などを図ります。

5 主要事業

- 市民活動意識啓発事業
- NPO・ボランティア活動推進事業
- 市民活動センター管理事業
- NPO・ボランティア情報発信事業
- 協働のまちづくりネットワーク推進事業
- 市民主体のまちづくり活動費補助事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- ボランティア活動や地域活動への参加
- NPOへの会員登録と活動の実施

用語解説

- ※ NPO：P35参照
- ※ アダプトプログラム：P67参照
- ※ パブリック・コメント制度：市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民などから意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方を公表するための制度。

46 男女共同参画の推進 〈男女共同参画〉

1 現状と課題

- 平成11年(1999年)に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、本市では平成14年(2002年)に「三島市男女共同参画プラン」(みしまアクションプラン・パート2)を策定し、性別を問わず誰もが、職場や学校、地域、家庭などで、それぞれの個性と能力を發揮できる社会を実現するために、各種施策を推進しています。
- 審議会などの女性委員の割合は、着実に上昇し、平成22年度(2010年度)の県内23市の平均登用率26.4%に対し、本市は34.2%と高い水準にあります。女性の登用が進まない分野もあります。
- 市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合は、上昇傾向にあります。国・県と比べると低い割合となっています。
- 各分野における男女平等感では、「学校教育の場」を除くすべてで「男性優遇」が「男女平等」を上回り、男女平等の意識の実態は依然として進んでいない状況が続いています。
- 男女のどちらか一方に負担が偏らないように、男女が互いに協力しながら、仕事、家庭生活、地域活動や趣味など、自分の希望するバランスで実現できるライフスタイルへの転換が求められています。
- 平成22年(2010年)6月に育児・介護休業法が改正され、育児休業が取得しやすい環境が整備されましたが、男性の育児休業取得は依然として停滞したままとなっています。
- 市では平成23年度(2011年度)から3年間、県の「子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業」の助成制度を活用して、育児休業を取得する父親とその事業主に対する補助制度を創設し、育児休業取得の実践啓発と事業主の理解の促進を図っています。

2 目的

男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を發揮しながら支え合う社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	34.2%	34.0%	40.0%	市が設置する審議会、委員会などの委員のうち、女性を登用した人数割合
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	31.9%	36.4%	45.0%	市民意識調査で「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する人の割合

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) あらゆる分野への男女共同参画の促進

① 政策・方針決定への女性の参画促進

- 市の政策・施策を決定する審議会や方針決定の場で女性の意見を反映するため、市役所、民間事業所、各種団体における女性の登用を促進するとともに、女性リーダーの育成・支援に努めます。

② 地域社会での男女共同参画の促進

- 地域活動、市民活動、防災活動などに男女が共に参画し、対等な立場で活動できるような啓発活動や環境づくりに努めます。

③ 国際的視野で取り組む男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する国際社会の動向・情報提供や国際交流事業の支援を通して、国際的視野に立った男女共同参画意識を養うための機会の充実を図ります。

(2) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に対する理解の促進

- 社会のあらゆる分野で男女が共に活動しやすい環境をつくるため、実態把握に努めるとともに、性別役割分担の固定化や性差別を取り除く効果的な広報活動を展開します。

② 学校教育・保育の場での男女平等の意識づくり

- 子どもたちに固定的な性別役割分担意識が定着することのないよう、発達段階に応じた指導により男女平等の意識づくりに努めます。

③ 家庭・地域・生涯学習の場での男女共同参画の意識づくり

- 家族の皆が性別にかかわらず、能力に応じて家事・育児・介護を担う意識の啓発に努めます。
- 男女平等の妨げとなる慣習やしきたりなどについて考える機会を提供するとともに、誰もが男女共同参画の観点に立った学習ができるよう学習環境の充実に努めます。

④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- DV※（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者の保護を一層推進するため、「DV防止基本計画」を策定するとともに、市民や事業所などに対して女性に対する暴力防止に向けた啓発活動を推進します。
- 関係機関との連携により被害者に対する相談・支援体制を強化し、予防や早期発見、早期対応に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランス※の実現

① 就業環境の改善

- 事業所に対して男女平等の実現や仕事と家庭の両立の支援について啓発するとともに、女性の就業、再就職、起業を支援するため、知識習得や能力開発の機会の充実に努めます。

② 家庭・生活環境の改善

- 男女が共に家族的責任を果たしながら、仕事と家庭を両立するために、子育て支援サービス、介護支援サービスの充実に努めます。
- [男性の育児参加を奨励し、育児における役割の分担を支援します。](#)

(4) 生涯を通じた健康で安定した生活の確保

① 生涯を通じた健康の保持・増進

- 男性とは異なる健康上の問題に直面する女性に対して、心身の健康増進に必要な知識や情報、機会の提供に努め、人生の段階に応じた健康の保持増進を支援します。

② 家庭生活の安定と福祉の充実

- ひとり親家庭や障害のある人※、高齢者が生活の安定と自立を図ることができるよう、支援施策の充実に努めます。

5 主要事業

- | | | |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| ● 男女共同参画推進事業 | ● 民間保育園運営支援事業(再掲) | ● ひとり親家庭支援事業(再掲) |
| ● 女性リーダー育成事業 | ● 介護サービス事業(再掲) | ● 自立支援給付等事業(再掲) |
| ● 児童虐待・DV対策事業(再掲) | ● 母子健康診査事業(再掲) | ● 障害者雇用推進事業(再掲) |
| ● ワーク・ライフ・バランス推進事業 | ● 母子保健教育・相談事業(再掲) | ● 介護予防サービス事業(再掲) |
| ● 市立保育園管理運営事業(再掲) | ● 乳児人形・妊婦体験ジャケット貸出事業 | ● 男性の育児休業取得奨励事業 |
| | ● 男性の育児参加奨励事業 | |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域活動への男女の積極的な参加
- 家庭での家事、育児、介護などへの男女の協力
- 事業所によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた協力

用語解説

※ DV：P43参照

※ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のことであり、仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活（家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる）でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。

※ 障害のある人：P35参照

47 | 的確な広報・広聴活動の推進 〈広報・広聴〉

1 現状と課題

- 近年のインターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、行政サービスに対する市民の要望がますます高度化・多様化しています。
- 市民の満足度の高い行政運営を進めるためには、市民ニーズの的確な把握が求められています。
- 市の政策や取り組みなどの情報を市民にわかりやすく伝えるために、多くの市民に読まれる広報紙、聴かれるコミュニティFM放送、映像ならではの親しみやすい有線テレビ番組のほか、最新の情報を掲載したホームページを目指し、行政情報の発信方法や内容を継続して検討など電子広報媒体を積極的に活用し、ユビキタス社会※に対応した情報発信体制づくりをする必要があります。
- 20歳代市民の広報紙閲読率が低いことから、市内の大学との連携や青年団体などからヒアリングするなど若年層のニーズを反映させ、新たな媒体を活用した広報を検討する必要があります。
- 個人情報の保護に十分配慮しながら、積極的により多くの行政情報を積極的かつ迅速に提供していくことが求められています。
- 多くの市民に市議会の活動への関心を持ってもらえるよう、議会報告会の開催や市議会だよりなどの既存のメディアの発行に加え、市議会ホームページの充実をはじめとするインターネットの活用などさまざまな手段により議会情報を提供していく必要があります。
- 市に寄せられる各種相談に的確に対応するため、相談員のスキルアップや庁内の相談体制の充実が求められています。

2 目的

行政情報を市民にわかりやすく、正確に伝えるとともに、市民からの相談や意見を広く聴くことで、市民の意見を生かし、透明性の確保の図られた市政運営を行うこと。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
「広報みしま」による市政情報の提供の市民満足度	—	61.3%	70.0%	市民意識調査で「満足している」と答えた人の割合
市民意見を聞く機会の充実度	—	18.0%	60.0%	市民意識調査で「充実している」と答えた人の割合
市議会のホームページの年間アクセス件数	12,141件	16,022件	15,000件 18,000件	インターネットを通じて議会情報を提供した件数（年間）

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

- 市政を市民にわかりやすく伝えるため、広報紙~~と~~及び市公認ホームページの内容の充実やコミュニティFM放送、有線テレビによる情報発信、マス~~と~~メディアの活用などあらゆる~~メディア~~を通じて広報活動の充実を図ります。
- SNS※などのインターネットメディアを積極的に活用して三島の魅力を発信し、シティプロモーションの充実を図ります。

② 広聴活動の推進

- 市民の満足度の高い行政運営を進めるため、市長と各地区の住民~~と~~女性との直接対話による広聴会や市民意識調査・市民協働のまちづくり施策提案制度などの実施による広聴活動を推進します。
- 市の政策形成過程において、パブリック・コメント制度※の実施により、広く市民などから意見を求め、これを考慮して計画づくりやまちづくりの意思決定を行います。

③ 統計情報の提供

- 国勢調査をはじめとするさまざまな統計調査の結果をホームページ、図書館、情報公開コーナーなどで公開し、市民にわかりやすい統計情報の提供に努めます。

④ 行政相談、法律相談の充実

- 市民の日常生活に関わる相談・要望から、法的な諸問題まで、弁護士、司法書士などの協力を得るとともに、庁内の連携による迅速な対応や相談員のスキルアップにより相談体制の充実を図ります。

(2) 情報公開と説明責任の確立

① 情報公開の推進

- 情報公開制度に基づく情報公開や情報公開コーナーの活用による各種審議会の開催情報・結果の公開はもとより、ホームページなどを活用した積極的な情報提供に努めます。

② 説明責任の確立

- 市の事務事業の執行やその過程において、市民に十分に説明し、納得が得られるような説明責任を果たしていきます。

③ 議会情報の公開

- 議会報告会や市議会だよりによる議会報告のほか、インターネットによる議会生中継や見たいときに見られる議会録画中継を行うとともに、さまざまな機会・媒体を通じて、市民にわかりやすい議会の情報の提供に努めます。

④ 監査結果の公開

- 各種会計の決算審査や各部署の定期監査の結果などをホームページや情報公開コーナーなどで公開します。

(3) 市政功労者などへの顕彰

① 名誉市民・市政功労者の顕彰

- 永年にわたり市政の進展に尽くされた方々の功績をたたえ、顕彰を行うとともに、「広報みしま」などを通じて周知を図ることにより、市民が市政に参画する気運を醸成します。

5 主要事業

- 「広報みしま」広報事業
- 市民カレンダー広報事業
- コミュニティFM広報事業
- 有線テレビ広報事業
- 市民広聴事業
- 基幹統計調査事業
- 市民相談事業
- 情報公開制度実施事業
- 議会情報提供事業
- 監査結果の公開
- 市政功労等諸表彰事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 市民協働のまちづくり施策提案制度やパブリック・コメント制度を活用した市民意見の提案
- 市長と各地区の住民~~と~~女性との直接対話による広聴会への参加
- 議会の傍聴やインターネット中継の視聴

用語解説

- ※ ユビキタス社会：「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活がより豊かになる社会。
- ※ 一般相談：税務相談や相続相談、法律相談、市長相談以外の市民相談室が行っている相談のうち、日々職員によって対応している市民からの日常生活に関するさまざまな相談のこと。
- ※ パブリック・コメント制度：P135参照
- ※ SNS：会員登録された利用者同士が情報交流できるインターネットの会員制サービス。

48 便利な電子市役所の構築〈電子市役所〉

1 現状と課題

- 総務省の情報通信白書によると、情報通信技術（ICT）※の発展により平成24~~23~~年(2000~~2011~~年)末の国内のインターネットの人口普及率は79.1%となり、インターネットが日常生活に定着したといえます。また、携帯電話などのモバイル端末を利用する人も増え、いつでも、どこでも、誰でも利用できるユビキタスネットワーク~~世界~~社会※の実現が進みつつあります。
- ホームページを活用した行政情報の発信は、重要な情報提供の手段となっているため、掲載情報の充実を図るとともに、常にすべての人が利用しやすいホームページに改善していく必要があります。
- インターネットを利用して、多くの人が情報を共有し、コミュニケーションを図ることが活発に行われています。本市では市民自らが市民ポータルサイト※や三島市地域SNS※などを活用し、地域情報の発信を行っているため、これをさまざまな分野の活性化につなげていく必要があります。
- ICTの普及に伴い、個人情報の漏えいなどが大きな社会問題となっているため適切な情報管理が求められています。
- 市民の利便性の向上や行政コストの縮減を図る手段として、ICTを活用した電子申請、電子入札などの電子自治体の構築が重要となっています。
- 社会保障・税番号制度における個人番号の利用開始の平成28年（2016年）1月に向け、関係するシステムの改修や個人番号カード交付などの準備を円滑に進める必要があります。
- 住民票や戸籍などの電子化により、窓口業務の効率化や広域的サービスを進めてきました。さらに市民の利便性を高めるため、窓口業務の一元化や各種証明書の交付方法について社会保障・税番号制度の導入とあわせ調査・研究するなど、行政サービスの一層の充実が必要とされています。

2 目的

ICTを活用し、わかりやすい行政情報の提供や市民サービスの向上、事務の効率化を図り、市民の利便性を高めること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
ホームページの利用上の満足度	—	39.6%	80.0%	ホームページを活用したアンケート調査で「利用しやすい」と答える人の割合
電子申請の利用件数	715件	1,691件	2000件	各種申請、申込みなど、電子申請の利用件数(年間)
IT推進リーダー人数	91人		160人	IT推進リーダーの人数(累計)

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 総合的な情報化施策の推進

① 情報化基本計画施策の推進

- 高度情報化社会におけるICTを活用した施策をまとめた「三島市情報化基本計画」に基づき、インターネットを利用した市民サービスや市民窓口サービスの向上を計画総合的に進めます。
- 社会保障・税番号制度の導入を円滑に進め、市民の利便性の向上や事務の効率化に努めるとともに、地域の特性に応じた個人番号の利用について研究・検討します。

(2) インターネットによる市民サービスの向上

① ホームページによる行政情報の提供

- 本市の行政情報や魅力を全国に発信するため、アクセシビリティ※に配慮し、ホームページへの迅速な最新情報の掲載など、情報の充実を図るとともに、情報発信の体制づくりに努めます。

② 市民活動を支援する情報ネットワークの推進

- 市民団体の情報交流や情報発信、三島に関する旬な情報を発信する市民ポータルサイト、また市民がインターネット上でコミュニケーションや情報共有を行う三島市地域SNSの利用の促進に努めます。
- フェイスブックなど民間のSNS※サービスを積極的に活用して本市のファンを増やし、より多くの人に三島の魅力を伝えます。

③ インターネットによる電子申請

- 施設予約や講座申込みなどの電子申請や公共工事などの電子入札の対象の範囲の拡充を図ります。

(3) 市民窓口サービスの向上

① 市民窓口サービスコーナーの充実

- 総合窓口化によるワンストップサービスなどを検討するとともに、市民サービスコーナーで交付している証明書の種類の拡大などについて**社会保障・税番号制度の導入とあわせて**研究検討し、サービスの向上を図ります。

② 証明書交付方法の充実

- 住民票の写しや印鑑登録証明書などについて、迅速に、かつ開庁時間以外でも交付が可能となるよう、証明書自動交付機の導入などを**社会保障・税番号制度の導入とあわせて**検討します。

(4) セキュリティ対策

① 情報セキュリティ対策の強化

- コンピューターシステムのセキュリティ対策を行うとともに、職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図ります。
- 市が管理する情報の漏えいや滅失などの事故を起こさないために、適切な情報管理を行う体制や手順の見直しを継続的に行っていきます。
- 市民が管理する個人情報の漏えいを防止するため、ホームページなどを通じて情報管理に対する意識啓発を図ります。

(5) 職員の知識・能力の向上

① ~~IT推進~~情報セキュリティーリーダーの育成

- コンピューターを活用した業務の効率化を図る**職員の情報セキュリティー意識の向上と個人情報の漏洩を防止するため、各部署の情報化推進の**にリーダーとなる~~IT推進リーダー~~人材を育成していきます。

② ホームページコーディネーターの育成

- 利用しやすいホームページの作成技術や意識の向上を図るため、職員に対しホームページコーディネーター研修を実施していきます。

5 主要事業

- 情報化基本計画推進事業
- 電子申請運営事業
- ワンストップサービス推進事業
- 基幹業務システムの最適化事業
- 市民窓口サービス推進事業
- 証明書自動交付機導入等検討事業
- ホームページ運営事業
- 中郷文化プラザ市民サービスコーナー運営事業
- セキュリティ対策事業
- eコミュニティまちづくり推進事業
- 北上文化プラザ市民サービスコーナー運営事業
- IT推進リーダー育成事業【終了】

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 市民ポータルサイトなどを活用した地域情報の発信
- 電子申請の積極的な利用
- 市民にわかりやすく、利用しやすい新たな電子市役所サービスの提案

用語解説

※ 情報通信技術（ICT）：情報・通信に関連する技術一般の総称（Information and Communication Technology）。

※ ユビキタスネットワーク世界**社会**：いつでも、どこでも、何でも、誰でも、ネットワークにつながるにより、さまざまなサービスが提供され、人々の生活がより豊かになる社会。P●●参照

※ 市民ポータルサイト：市民自らが、自分が所属するグループのPRや地域の身近な情報をインターネット上に発信できる「市民のための情報ひろば」のこと。P●●参照

※ 三島市地域SNS：市が運営する会員制のコミュニティサイト。公開範囲の制限を設けて個人の日記やアルバムなどを掲載できるほか、特定の会員同士で意見交流することもできる。

※ アクセシビリティ：利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境などに関係なく、提供されている情報に問題なくアクセスし、その内容や機能を利用できること。

※ SNS：P●●参照

49 | 適正で持続可能な財政運営〈財政運営〉

1 現状と課題

- 国の地域主権改革の推進に伴い、地方自治体では政策的にも財政的にも自立した経営を行っていくことが強く求められています。
- 本市では職員数の適正管理に基づく人件費の削減をはじめ、積極的な行財政改革に取り組んできたことにより財政状況は黒字決算を維持しています。しかし、歳入の根幹をなす市税収入が平成20年度(2008年度)をピークに大幅に減少しているなか、市債残高※は年々増加しており、歳出は社会保障の関係経費が今後も増加する見込みであるため、引き続き厳しい財政状況が続くと予想されます。
- 今後、一層の市民サービスの向上が求められているため、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行う必要があります。
- 市民文化会館や市民体育館をはじめとする公共施設において、積極的に指定管理者制度を導入し、民間委託などを行ってきましたが、引き続き民間活力を活用していく必要があります。
- **本市の公共施設については、今後、施設の更新時期を迎え、財政負担の増大・集中が懸念されています。**
- 公共工事のコスト削減や質の向上を目指して、トータルコストを考慮した設計や、適正かつ厳正な工事監理や検査を実施する必要があります。
- 公有財産を適正に管理し、**安全・安心な公共施設サービスを持続的に行っていくため、修繕・改修・更新などの時期を標準化し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、**←**施設の効率的な利活用を図ることが求められています。**
- 現庁舎は、本館や別館などに分散されていることから、多様化する市民サービスへの対応や事務の効率化などの問題を抱えています。施設の老朽化が進むなか、**策定を検討している「三島市公共施設マネジメント計画（仮称）」と並行して、**新庁舎の建設を含めて検討・研究を進めることが求められています。

2 目的

中長期的視野に基づく、適正で持続可能な財政運営を図り、市民ニーズに的確に対応すること。

3 目標（指標）

指標名	現状値（H21）	中間値（H24）	目標値（H27）	指標の説明
経常収支比率	84.0%	82.1%	79.0%	市税などの経常的一般財源※を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出される経費に充当した割合
市税収納率	92.3%	94.2%	93.6 95.0%	市税（国民健康保険税を除く。）の収納見込額に対し実際に収納された割合

4 施策の方向（5年間の取り組みの内容）

(1) 計画的な財政運営

① 健全な財政運営の推進

- 中長期的視野に基づいた**継続的な収支均衡**と健全な財政運営を推進し、**市債の適正な活用による将来負担の適切な管理を行うとともに、**財政状況を定期的に公開し透明性の高い予算執行に努めます。

② 安全・効率的な公金の管理・運用

- 最も有利かつ確実な公金の運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。

③ ~~民間活力の活用~~公共施設の効率的・効果的な運営

- **長期的な視点に立ち、身の丈に合った公共施設のあり方と計画的な保全などについて定める「三島市公共施設マネジメント計画（仮称）」の策定に向けた取り組みを進めます。**
- 公共施設の指定管理者制度の効果的運用や民間委託の推進などにより、民間活力を積極的に活用します。

(2) 市税の適正な賦課と収納率の向上

① 市税の適正な賦課

- 納税義務者の信頼と理解を得られる適正な税の賦課を行います。

② 収納率の向上と納税の公平性の確保

- 納税意識を高める啓発活動や口座振替の推進、適切な税負担能力の把握により収納率の向上を図るとともに、長期滞納者や高額滞納者などの納税意識の低い滞納者については、インターネット公売の活用など適切な滞納処分を行います。

(3) 公共事業のコスト削減と質の向上

① 電子入札の推進

- 県下自治体と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、電子入札の機能の拡充を図り、公正で競争性、透明性の高い入札を推進します。

② 公共工事の質の向上

- 市民のニーズを踏まえ、経済性のある設計、適切な工事監理、適正かつ厳正な検査、請負業者受注者への的確な指導などにより、効率的な施工を確保し、コストの縮減と品質の向上を図ります。

(4) 公有財産の適正管理

① 公有財産の適正管理

- 公共施設の適切な維持管理と効率的かつ効果的な利活用を図り、安全・安心で持続的な施設サービスの提供に努めます。

公有財産を適正に管理するため新たな、公有財産台帳システムを活用しにより、適正な財産管理と効率的な利活用に努め財産を一元的に把握するとともに、未利用の普通財産については、処分を含めた利活用を図り検討を進めます。

② 新庁舎建設の検討・研究

- 新庁舎建設の必要性や基本的な考え方、建設する場合の庁舎機能や規模、場所などについてファシリティマネジメントの考え方に基づいて調査・研究を行うとともに、事業手法の研究や建設基金の積立に努めます。

5 主要事業

- 財政運営事務
- 指定管理者制度推進事業
- 市税賦課事務
- 収税特別対策事業
- 滞納整理回収事業
- 静岡地方税滞納整理機構推進事業
- 電子入札推進事務
- 公共工事検査事務
- 三島市優良工事表彰事業
- 財産管理事務
- 庁舎維持管理事務
- 庁舎建設基金積立事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 市民・NPO・事業者による公共サービスの提供者としての参加

用語解説

- ※ 市債残高: 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われる借金の残高。
- ※ 経常的一般財源: 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入(財源)。

50 | 効率的・効果的な行政運営〈行政運営〉

1 現状と課題

- 近年の厳しい財政状況により徹底した行財政改革や効率的・効果的な行政運営を進める必要があり、市民目線に立った、市民の満足度の高い行政サービスを提供する必要があります。
- 本市では、昭和 60 年(1985 年)に全国に先駆けて「三島市行政改革大綱」を定め、平成 13 年(2001 年)2 月には新たな行政改革大綱を策定し、財政の健全化と簡素で効率的な行政運営に努めてきました。
- 行政評価システムについて、平成 13 年度(2001 年度)に導入の試行期間を経て、平成 15 年度(2003 年度)から本格的に導入し、効率的な行政運営に努めてきました。平成 24 年度からは、従来の事務事業主体の行政評価から三島市総合計画の施策の達成度を評価する新たな行政評価システムを導入し、より効率的かつ着実な施策の推進に努めています。
- 中長期的な視点に立った計画的な行政運営を進めるため、より一層の総合計画と行政評価・予算が連動した行財政運営が必要となっています。
- 職員の能力・資質の向上や組織全体の活性化を図るため、平成 19 年(2007 年)9 月に三島市人材育成基本方針を定めるとともに、平成 20 年度(2008 年度)からはより適正な人事管理を目指した人事評価制度の導入に向けて制度を構築してきました。平成 25 年度(2013 年度)からは人材育成に主眼を置いた目標達成度評価を実施しながら適正な人事管理に努めています。
- 市民にとってわかりやすい行政機構づくりに努め、組織をスリム化、効率化していく必要があります。
- 庁内の事務事業の O A 化などにより、住民窓口業務や内部事務の効率化や改善を継続して実施する必要があります。

2 目的

無駄のない、効率的、効果的な行政運営を図ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値 (H21)	中間値 (H24)	目標値 (H27)	指標の説明
集中改革プラン 行政改革実施計画の重点目標の指標の達成率	40.0%	80.0%	100.0%	集中改革プラン 行政改革実施計画の各年度の重点目標の指標に対する達成率

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 総合的・計画的な行政運営

① 総合計画に基づく行政運営

- 本市の総合的で計画的な行政運営を示した総合計画に定められた将来都市像を実現するため、体系に基づき各施策を実施するとともに、予算・行政評価との連動が図られた行政運営を実施します。

(2) 効果的・効率的な行政運営

① 行政改革大綱に即した取り組み

- 本市の行政改革大綱に掲げる基本方針を実現するため、**行政改革実施計画**である**集中改革プラン**に基づき行政改革の具体的方策に取り組んでいきます。~~また、各種事業の必要性などを検証するため、事業仕分けを実施します。~~

② 効果的な行政機構の編成

- 民間委託などの推進を図りつつ、多様化する市民ニーズに対応した簡素で効率的な行政機構の編成を図ります。

③ 効果的な行政評価の運用

- 総合計画に掲げる目的・目標を**実現達成**するため、行政評価により各施策の**目的を達成する手段****年度当初に業務計画・目標を明確化**するとともに、**年度末にその達成度を評価していくこと**で、各施策の**進行管理**や**業務の改善****効率的かつ着実な推進**を図ります。

④ 事務事業の〇A化の推進

- コンピューター化できる業務については、積極的に改善し、効率的で合理的な事務手続きを推進します。

(3) 適正な人事管理と人材育成

① 適正な人事管理

- 組織を活性化させるため、業務量に見合った職員数を配置することや、職員と組織全体の能力を向上させる人事評価制度を活用することなど、適正な人事管理に努めます。

② 職員研修の充実と人材育成

- 常に時代の要請に沿ったテーマを職員研修に取り上げるとともに、効果の高い研修を実施し、職員の資質向上に努めます。
- **地域に溶け込み、地域づくりに貢献できる能力を持つ職員の育成に努めます。**

5 主要事業

- | | | |
|--------------|-----------------------|--------------|
| ● 総合計画推進事業 | ● 事業仕分け事業 【完了】 | ● 人事管理事務 |
| ● 行政経営戦略推進事業 | ● 行政評価推進事業 | ● 人事評価制度推進事業 |
| ● 行政改革推進事業 | ● 事務事業〇A化事業 | ● 職員研修事業 |

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 無駄な事業、必要な事業に対する市民目線での提案
- 行政改革の進捗状況に対する意見の提言

51 広域行政の推進〈広域行政〉

1 現状と課題

- 交通網の整備や近隣市町への大型ショッピングセンターの開業などによって、市民の生活圏が拡大していることに伴い、広域的な行政施策への市民ニーズが高まっています。
- 平成の大合併が平成21年度(2009年度)末で一区切りとなったことに加え、地域主権改革の推進や道州制※の導入に関する検討が進められていることなどにより、広域連携の重要性はますます高まっています。
- これまで本市では、三島函南広域行政組合、三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議をはじめとしたさまざまな分野で県内外の市町と連携した広域行政を行ってきました。
- **平成23年(2011年)11月には、本市を含む伊豆箱根鉄道駿豆線沿線の自治体と鉄道事業者が地域活性化などを目的に連携する「駿豆線沿線地域活性化協議会」を設置し、観光、防災、防犯分野の具体的な連携事業を検討・実施しています。**
- 今後、より一層、健康、福祉、防災対策、都市機能、観光など、さまざまな分野で行政区域を越えた市町が連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、効率的な行政運営を進める必要があります。**とりわけ、大規模災害は市単独で対応できるものではなく、国・県や近隣市町をはじめとする他の自治体との連携が重要となってきます。**
- 広域道路網の整備や河川改修などを早期に実現し、地域全体の活力の向上を図っていくため、より一層、国・県との連携を進める必要があります。

2 目的

市域を越えた行政サービスの向上と課題の解決に取り組み、広域的な視点に立ったまちづくりを進めること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	中間値(H24)	目標値(H27)	指標の説明
他市町との災害時相互応援協定※締結の件数	86件	221件	99 221件以上	他市町と災害時相互応援協定を締結した件数
市内で他市町の証明書の交付ができる場所の数	1箇所	1箇所	3箇所	市内で他市町の証明書の交付ができる場所の数

4 施策の方向(5年間の取り組みの内容)

(1) 近隣市町との連携強化

① 広域行政体制の充実、強化

- 既存の広域組織を構成する市町との連携を強化し、効率的で効果的な共同処理のあり方など、広域行政体制の充実・強化に努めます。
- 災害時の相互の応援について、定期的に連携方策を検討するなどして顔の見える関係を築きます。
- 駿豆線沿線地域活性化協議会では、連携して沿線をめぐるウォーキングなどを開催し、交流人口の増加を図ります。また、合同で滞留旅客避難誘導訓練などを実施し、観光客などが安心して訪れることのできる地域づくりに努めます。
- スポーツツーリズムを関係団体と連携し推進するなど、スポーツ関連産業の振興と地域経済の活性化を図ります。
- 裾野市、長泉町とともに消防指令センターを共同運用するため、消防指令施設と消防救急デジタル無線の共同整備を平成27年度までに行い、迅速かつ的確な体制の確保に努めます。

② 広域行政サービスの推進

- 生活圏の拡大に応じた施設の相互利用や住民票や戸籍証明書の発行など広域的な行政サービスについて関係市町と共同で推進するとともに、更なる調査・研究を進めます。

③ 新たな連携方策の研究

- 消防救急広域化をはじめ地域全体の発展や行政課題の克服につながる新たな広域連携のあり方について検討を進めます。
- 地域主権改革の進展に対応できるようにするため、国・県の動向を注視しながら政令指定都市※や道州制に関する研究を進めます。

(2) 国・県との連携強化

① 道路整備・河川改修の促進

- 国・県が事業主体となっている道路整備や河川改修について、関係機関・団体との連携を深めながら早期実現を図ります。

② 情報の収集と提供

- 国・県からの情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関へ各種制度の創設・改正情報などの提供に努めます。また、市民生活に影響の大きい情報について、市民への的確な情報提供や市民意見の把握に努めます。

③ 災害時の連携強化

- 平常時から国・県との連携を密にし、災害対応に必要な支援が迅速に受けられることができるよう体制を築きます。

5 主要事業

- 三島函南広域行政組合事業
- 三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会事業
- 沼津夜間救急医療センター事業（再掲）
- 駿豆地区広域窓口サービス事業
- 広域連携推進事業
 - ・ 駿豆線沿線地域活性化事業
- 消防救急広域化検討事業（再掲）
- 広域連携調査研究事業
- [国道1号笹原山中バイパス](#)、東駿河湾環状道路ほか国道・県道整備促進事業（再掲）
- 県河川整備促進事業（再掲）

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 広域行政サービスの提案
- 近隣の市町の事業や行事に関心を持ち、広域連携を生かした新たな取り組みの提案

用語解説

- ※ 道州制：現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」と「州」という広域的な地方行政の単位に編成しようとする事。
- ※ 災害時相互応援協定：災害時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体が民間事業者や関係機関、他自治体との間で締結する協定。
- ※ 政令指定都市：地方自治法（第252条の19第1項）が定める「政令で指定する人口50万以上の市」のこと。政令指定都市になると、県の事務の一部が移譲され、一般の都市とは異なる権能が認められる。